【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年６月30日
【事業年度】	第６期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）
【会社名】	プレミアグループ株式会社
【英訳名】	Premium Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　柴田　洋一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番４号　オークラプレステージタワー
【電話番号】	03-5114-5701
【事務連絡者氏名】	取締役　常務執行役員　　金澤　友洋
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番４号　オークラプレステージタワー
【電話番号】	03-5114-5708
【事務連絡者氏名】	取締役　常務執行役員　　金澤　友洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

（はじめに）

当社は、クレジット事業及び故障保証事業を中心に事業展開するプレミア株式会社等の経営管理を行う持株会社であります。2015年５月25日に、ＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合による出資受け入れのための受け皿会社として、株式会社ＡＺＳ一号という商号で設立されました。その後、2015年６月19日にプレミアファイナンシャルサービス株式会社（現プレミア株式会社）の全株式を取得して完全子会社化しました。同年７月８日にプレミアグループ株式会社に商号を変更し現在に至っております。

また、主要な子会社であるプレミア株式会社は、2007年７月31日に、中古車卸売業を営む株式会社ガリバーインターナショナル（現株式会社ＩＤＯＭ、東京都千代田区、代表取締役社長：羽鳥由宇介）の新規事業を担う、完全孫会社として設立されました。資金調達力の向上及びクレジット事業・故障保証事業の伸長のため、2010年７月にはＳＢＩホールディングス株式会社（東京都港区、代表取締役社長：北尾吉孝）の完全子会社、2013年３月には丸紅株式会社（東京都中央区、代表取締役社長：柿木真澄）の完全子会社であるアイ・シグマ・キャピタル株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長：渡辺昭彦）が管理・運営するファンドの完全子会社となりました。その後、更なる成長の機会を求めて当社の子会社となり、現在に至っております。

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		国際会計基準				
		第２期	第３期	第４期	第５期	第６期
決算年月		2017年３月	2018年３月	2019年３月	2020年３月	2021年３月
営業収益	（百万円）	7,900	9,065	10,759	14,016	17,825
税引前利益	（百万円）	1,297	1,979	2,097	2,604	3,463
親会社の所有者に帰属する当期利益	（百万円）	847	1,293	1,388	1,466	2,383
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	（百万円）	889	1,334	1,428	1,395	2,437
親会社の所有者に帰属する持分	（百万円）	4,280	5,710	5,464	5,242	7,211
総資産額	（百万円）	29,517	35,932	43,540	58,203	68,156
１株当たり親会社所有者帰属持分	（円）	356.63	471.16	413.88	411.21	563.12
基本的１株当たり当期利益	（円）	70.56	107.44	113.08	112.33	186.74
希薄化後１株当たり当期利益	（円）	70.42	99.46	104.90	110.29	184.55
親会社所有者帰属持分比率	（%）	14.50	15.89	12.55	9.01	10.58
親会社所有者帰属持分当期利益率	（%）	22.25	25.88	24.83	27.38	38.27
株価収益率	（倍）	―	12.98	16.98	14.43	12.92
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	2,769	1,043	△1,015	△1,246	1,321
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△1,393	△852	△706	△1,618	△1,172
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△2,223	1,790	1,563	2,967	1,617
現金及び現金同等物の期末残高	（百万円）	4,494	6,475	6,186	6,286	8,054
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	296 (48)	324 (56)	386 (54)	482 (95)	593 (87)

（注）１．国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。
２．営業収益には、消費税等は含まれておりません。
３．2017年３月期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
４．2017年３月期から2019年３月期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。2020年３月期及び2021年３月期のIFRSに基づく連結財務諸表につきましては監査法人の異動に伴い、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。
５．当社は、2017年６月28日開催の取締役会決議により、2017年８月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っており、2018年12月17日開催の取締役会決議により、2019年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、共に第２期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり親会社所有者帰属持分、基本的１株当たり当期利益及び希薄化後１株当たり当期利益を算定しております。
６．第５期において一部の科目について表示方法を変更しましたので、第４期に係る主要な経営指標については、組替後の金額を記載しております。
７．第５期において、2018年10月15日に行われた株式会社ソフトプランナーとの企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われたことに伴い、第４期の「主要な経営指標等の推移」における当該暫定的な会計処理に関連する数値について、確定内容を反映させております。
８．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
９．第６期第２四半期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更いたしました。比較を容易にするため、第５期以前についても百万円単位に組替え表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		日本基準				
		第２期	第３期	第４期	第５期	第６期
決算年月		2017年３月	2018年３月	2019年３月	2020年３月	2021年３月
営業収益	（百万円）	527	878	3,077	2,818	2,404
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	△47	△158	2,054	1,254	1,058
当期純利益又は当期純損失（△）	（百万円）	△49	△160	2,050	1,251	1,032
資本金	（百万円）	50	115	437	1,622	1,640
発行済株式総数	（株）	60,000	6,060,000	6,600,750	13,274,500	13,334,390
純資産額	（百万円）	2,579	2,549	4,471	3,993	4,492
総資産額	（百万円）	9,036	9,352	11,460	13,501	13,446
１株当たり純資産額	（円）	214.92	210.38	338.75	313.22	350.79
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ (－)	85.00 (－)	85.00 (42.50)	44.00 (22.00)	46.00 (22.50)
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	（円）	△4.08	△13.31	167.15	95.93	80.88
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	（円）	－	－	154.83	94.19	79.94
自己資本比率	（%）	28.5	27.3	39.0	29.6	33.4
自己資本利益率	（%）	－	－	58.4	29.6	24.3
株価収益率	（倍）	－	－	11.49	16.90	29.83
配当性向	（%）	－	－	25.4	45.9	56.9
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	6 (－)	53 (7)	70 (8)	76 (14)	62 (14)
株主総利回り	（%）	－	124.2	173.2	151.2	223.6
（比較指標：配当込みTOPIX）	（%）	(－)	(95.2)	(90.4)	(81.8)	(116.3)
最高株価	（円）	－	3,090	2,715 (5,430)	2,540	2,608
最低株価	（円）	－	2,213	1,329 (2,658)	1,133	1,225

（注）１．営業収益には、消費税等は含まれておりません。
２．第３期の１株当たり配当額には、東京証券取引所第二部上場記念配当42円50銭を含んでおります。
３．第２期及び第３期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益及び自己資本利益率、第３期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
４．第２期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
５．第２期の配当性向については、無配のため記載しておりません。
６．当社は、2017年６月28日開催の取締役会決議により、2017年８月１日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っており、2018年12月17日開催の取締役会決議により、2019年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、共に第２期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益又は当期純損失、潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。なお、2019年３月期の期末以前の１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。
７．従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
８．最高・最低株価は、2018年12月25日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。なお、2017年12月21日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価について、該当事項はありません。

９．当社は2019年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第４期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、（　）内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

10. 第２期から第４期の数値については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。第５期及び第６期の数値については監査法人の異動に伴い、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

11. 株主総利回り及び比較指標の算定については、プレミアグループ株式会社の上場日である2017年12月21日の数値を100として算定しております。

12. 第６期第２四半期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更いたしました。比較を容易にするため、第５期以前についても百万円単位に組替え表示しております。

２【沿革】

2015年５月	資本金１百万円で株式会社ＡＺＳ一号（現プレミアグループ株式会社）を設立
2015年６月	資本金を1,500百万円に増資 プレミアファイナンシャルサービス株式会社（現プレミア株式会社、現連結子会社、所在地：東京都港区、代表取締役社長：柴田洋一、以下「プレミア」という。）の株式を取得
2015年７月	株式会社ＡＺＳ一号からプレミアグループ株式会社に商号を変更
2015年９月	資本金を50百万円に減資
2016年２月	タイ王国におけるオートファイナンス事業及び故障保証事業の早期事業化のため、プレミアがEastern Commercial Leasing p.l.c.（現持分法適用関連会社、所在地：タイ王国バンコク都、CEO：Danucha Verapong、以下「ECL」という。）の実施する第三者割当増資の引受及びオートファイナンス事業（注）等に関する業務提携契約をECLと締結
2016年３月	第１回新株予約権A及びBを発行
2016年４月	タイ王国における自動車金融コンサルティング事業及びASEAN地域における事業展開のためのナレッジ蓄積を目的として、プレミアがタイ王国バンコク都に現地法人PFS(Thailand)Co., Ltd.（現連結子会社、現Premium Asset Management (Thailand) Co., Ltd、以下「PAMT」という。）を設立
2016年５月	プレミアによるECLの第三者割当増資が完了し、関連会社化
2016年７月	当社を持株会社としたホールディングス体制に移行
2016年８月	当社に本部機能及びグループ会社管理機能を設置 株式の移転によりPAMTを子会社化 整備事業拡大のため、整備工場の運営会社として、東京都港区にＰＡＳ株式会社（連結子会社、代表取締役社長：土屋佳之）を資本金25,000千円で設立
2016年11月	タイ王国における自動車整備サービス展開のため、ECL及び株式会社ライジングサン商会（所在地：神奈川県横浜市、代表取締役：篠原邦夫）との合弁により、Eastern Premium Services Co., Ltd.（現連結子会社、現Premium Service (Thailand) Co., Ltd、以下「PST」という。）をタイ王国バンコク都に設立
2017年４月	ECLとプレミアの資本関係保持を目的に、ECLが発行するワラント（新株予約権）を取得
2017年７月	自動車ファイナンス商品のラインナップ拡充のため、東京都港区にプレミアリース株式会社（現ＰＬＳ株式会社、連結子会社、代表取締役社長：大貫徹）を資本金40百万円で設立 自動車関連IoT装置の開発及び提供事業を行うため、潮来自動車販売株式会社（所在地：茨城県潮来市、代表取締役：大崎達也）との合弁により、ＣＩＦＵＴ株式会社（持分法適用関連会社、代表取締役：大崎達也）を茨城県潮来市に設立
2017年９月	PSTの整備工場第１号店舗をタイ王国バンコク都に出店し、タイ王国における自動車整備事業を開始
2017年11月	インドネシア共和国における故障保証事業を推進するため、インドネシア共和国ジャカルタ市に現地法人 PT Premium Garansi Indonesia（共同支配企業）を設立
2017年12月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2018年４月	一般社団法人 日本経済団体連合会に加入
2018年６月	当社グループのシステム企画・開発・運用等を行うため、株式会社ユーキャスサービス（所在地：北海道旭川市、代表取締役：鈴木光徳）との合弁により、東京都港区にプレミアシステムサービス株式会社（連結子会社、代表取締役社長：大貫徹）を資本金20百万円で設立
2018年10月	自動車整備業界をメインとしたソフトウェアの開発・販売事業を行う株式会社ソフトプランナー（連結子会社、所在地：千葉県成田市、代表取締役：池田祐一）の株式を取得し子会社化
2018年12月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2019年４月	主に中古輸入車を対象とする故障保証事業を運営する株式会社ロペライオソリューションズ（現プレミアワランティサービス株式会社、連結子会社、所在地：東京都港区、代表取締役社長：齊藤邦雄）の株式を取得し子会社化
2019年８月	株式の移転によりPSTを子会社化
2020年１月	当社グループの役職員に対する研修を企画・実施するため、株式会社ＶＡＬＵＥ（連結子会社、所在地：埼玉県さいたま市大宮区、代表取締役社長：柴田洋一）を資本金５百万円で設立 オートモビリティサービス関連事業を運営するため、東京都港区にプレミアモビリティサービス株式会社（連結子会社、代表取締役社長：柴田洋一）を資本金20百万円で設立 オートパーツ関連事業を運営するため、東京都港区にプレミアオートパーツ株式会社（連結子会社、代表取締役社長：土屋佳之）を資本金20百万円で設立

2020年４月	買取・受託による債権回収業務、車両引揚業務を行う中央債権回収株式会社（連結子会社、所在地：東京都中央区、代表取締役社長：金子知之）の株式を取得し子会社化
	本社を東京都港区内へ移転
2020年10月	故障保証関連事業を運営するため、東京都港区にプレミアワランティサービス株式会社（連結子会社、代表取締役：齊藤邦雄）を資本金30百万円で設置
	故障保障関連事業の販売拡充のため、ＥＧＳ株式会社（連結子会社、所在地：東京都渋谷区、代表取締役社長：齊藤邦雄）を設立
2021年２月	フィリピンにおける故障保証事業を推進するため、フィリピンパサイ市に現地法人Premium Warranty Services Philippines, Inc.（共同支配企業）を設立

（注）タイ王国においてECLが営む事業は、日本の割賦販売法に基づき当社グループが営む「クレジット事業」とは異なるため、「オートファイナンス事業」と記載しております。

また、2015年６月19日に当社の完全子会社となりましたプレミアファイナンシャルサービス株式会社（現プレミア株式会社）の沿革は、以下のとおりであります。

（プレミア株式会社）

2007年７月	オートクレジットを中心としたクレジット事業及び故障保証事業を中心としたファイナンスサービスの提供を目的として、東京都港区に株式会社ジー・ワンクレジットサービス（現プレミア株式会社）を資本金100百万円で設立
2007年11月	株式会社学研クレジット（現ジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社）から事業の一部を譲り受け、東京都港区の東京本社と大阪府吹田市の大阪支店にて事業を開始
2008年８月	株式会社ジー・ワンクレジットサービスの資本金を490百万円に増資
2008年11月	千葉エリアの営業強化のため、千葉県松戸市に東関東支店を出店
2008年12月	阪神エリアの営業強化のため、兵庫県神戸市に神戸オフィスを出店
2010年４月	経済産業省関東経済産業局から、個別信用購入あっせんを営むための「個別信用購入あっせん業者（登録）」（登録番号：関東（個）第11号）を受ける（(注)１．）
	埼玉・神奈川エリアの営業強化のため、埼玉県川口市にさいたま支店（現関東中央第一支店、関東中央第二支店）、東京都町田市に西関東支店を出店
	全国展開にあたり、中京圏初となる名古屋オフィス（現名古屋支店）を愛知県名古屋市に出店
2010年７月	株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービスからＳＢＩホールディングス株式会社に株主異動
2010年８月	株式会社ジー・ワンクレジットサービスの資本金を1,250百万円に増資
	兵庫エリアの営業強化のため、神戸オフィスを兵庫県明石市へ移転
2010年10月	株式会社ジー・ワンクレジットサービスからＳＢＩクレジット株式会社に商号を変更
	前橋エリア開拓のため、群馬県太田市に北関東オフィス（現群馬ビジネスサイト）を出店
2010年11月	さいたま支店の名称を関東中央支店に変更
	名古屋オフィスの名称を名古屋支店に変更
2011年３月	ＳＢＩクレジット株式会社の資本金を1,500百万円に増資
	全国展開にあたり、九州地方初となる福岡オフィス（現福岡支店）を福岡県福岡市に出店
2011年７月	近畿・中国エリアの営業強化のため、岡山県岡山市に岡山オフィス（現岡山支店）、京都府京都市に京滋オフィス（現京滋奈ビジネスサイト）を出店
2011年８月	全国展開にあたり、北海道地方初となる札幌オフィス（現札幌支店）を北海道札幌市に出店
2011年９月	三河エリアの営業強化のため、愛知県岡崎市に三河オフィスを出店
2012年３月	ＳＢＩクレジット株式会社の資本金を1,515百万円に増資
	前橋エリアの営業強化のため、北関東オフィスを群馬県太田市内へ拡張移転
2012年７月	埼玉県西部・八王子エリア再編のため、東京都国分寺市に西東京オフィスを出店
2012年８月	営業効率化のため、西関東支店を神奈川県横浜市へ移転
2013年３月	ＳＢＩホールディングス株式会社から、丸紅株式会社の子会社であるアイ・シグマ・キャピタル株式会社が管理・運営するファンドに株主異動
2013年４月	京滋オフィスの名称を京滋支店に変更
2013年５月	全国展開にあたり、東北地方初となる仙台オフィス（現仙台支店）を宮城県仙台市に出店
	従来の対面型営業に加え、架電及び出張対応を中心とした遠隔地営業を開始し、東京本社及び大阪支店に専任営業部門を設置
2013年７月	ＳＢＩクレジット株式会社からプレミアファイナンシャルサービス株式会社に商号を変更

2013年８月	営業人員増加に伴い、名古屋支店（現名古屋オフィス）を愛知県名古屋市内へ拡張移転
	阪神エリア再編に伴い、神戸オフィスを大阪支店へ統合
	千葉エリアの営業強化のため、東関東支店を分店し、東東京オフィス（現東東京支店）、東関東オフィス（現茨城ビジネスサイト）を設置
	千葉中央エリアの営業効率化のため、東東京オフィスを千葉県千葉市へ移転
2013年９月	一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）から、「プライバシーマーク」認定を取得（登録番号：10670054）
2013年10月	千葉北エリアの営業効率化のため、東関東オフィス（現茨城ビジネスサイト）を千葉県柏市へ移転
2014年７月	本部機能併設のため、大阪支店を大阪府吹田市内へ拡張移転し、総務・人事部門等一部の本部機能を設置、名称を大阪本部に変更
	営業人員増加に伴い、関東中央支店を埼玉県さいたま市へ拡張移転
2014年10月	茨城エリアの営業強化のため、東関東オフィスを茨城県つくば市へ移転し、名称をつくばビジネスセンターに変更
	営業効率化のため、西東京オフィスを分割し、関東中央支店と西関東支店（現西関東オフィス）へ統合
2015年４月	本部機能併設のため、西関東支店（現西関東オフィス）を神奈川県横浜市内へ拡張移転し、総務・システム部門等一部の本部機能を設置
2015年５月	株式会社あおぞら銀行、兼松株式会社、株式会社エスネットワークス、及び株式会社東京スター銀行（(注)２．）の出資により設立されたＡＺ－Ｓｔａｒ株式会社が、出資受入れのための受け皿会社として東京都千代田区に株式会社ＡＺＳ一号（現プレミアグループ株式会社）を資本金500千円で設立
	ＡＺ－Ｓｔａｒ株式会社が管理・運営するファンドへ株主異動
2015年６月	アイ・シグマ・キャピタル株式会社が管理・運営するファンドからＡＺ－Ｓｔａｒ株式会社が管理・運営するファンドへの株主異動に伴い、株式会社ＡＺＳ一号がプレミアの親会社となる
2016年２月	タイ王国におけるオートファイナンス事業及び故障保証事業の早期事業化のため、ECLが実施する第三者割当増資の引受及びオートファイナンス事業等に関する業務提携をECLと締結
2016年４月	タイ王国における自動車金融コンサルティング事業及びASEAN地域における事業展開のためのナレッジ蓄積を目的として、プレミアの子会社としてタイ王国バンコク都にPAMTを資本金200万バーツで設立
2016年５月	ECLの第三者割当増資が完了し、関連会社化
2016年７月	当社を持株会社としたホールディングス体制に移行
2016年10月	仙台オフィスの名称を仙台支店に変更
	つくばビジネスセンターの名称をつくば支店に変更
	三河オフィスの名称を三河支店に変更
	北関東オフィスの名称を北関東支店に変更
	宇都宮エリア開拓のため、群馬県太田市の北関東支店への併設により宇都宮支店（現栃木ビジネスサイト）を出店
2016年11月	本部機能併設のため、関東中央支店を埼玉県さいたま市へ拡張移転し、企画部門等一部の本部機能を設置、名称を関東中央本部に変更
2016年12月	群馬エリアの営業効率化のため、北関東支店を群馬県前橋市へ移転
	宇都宮エリアの営業強化のため、宇都宮支店を栃木県宇都宮市へ移転
2017年５月	故障保証業界の健全化及び消費者保護を目的とする日本ワランティ協会に加入
2017年８月	アウトバウンド営業に特化したコンタクトセンター及びアフターセンター併設のため、札幌支店を北海道札幌市へ拡張移転し、アフターセンター・営業サポート機能の一部を設置、名称を札幌オフィスに変更
2018年９月	アウトバウンド営業に特化したコンタクトセンター併設のため、福岡支店を福岡県福岡市へ拡張移転し、名称を福岡オフィスに変更
2019年２月	広島ビジネスサイトを広島県広島市に開設
2019年４月	営業人員増加に伴い、東東京支店を千葉県千葉市内にて拡張移転
2019年７月	名古屋支店の名称を名古屋オフィスに変更
2019年10月	中部エリアのシェア拡大を図るため、三河支店と統合して静岡支店を静岡県静岡市に出店
2020年２月	中部エリアの営業基盤強化に向けた人員増加に伴い、名古屋オフィスを愛知県名古屋市にて拡張移転
	プレミアファイナンシャルサービス株式会社からプレミア株式会社に商号を変更
	本社を東京都港区内に移転

2020年３月	グループ会社であるＥＧＳ株式会社とのバックオフィス統合に伴い、渋谷オフィスを東京都渋谷区に開設
2020年４月	グループ会社である中央債権回収株式会社との債権回収業務のため、晴海オフィスを東京都中央区に開設
2020年６月	北陸エリアのシェア拡大を図るため、北陸支店を石川県金沢市に出店
2020年10月	つくば支店の名称を茨城ビジネスサイトに変更 北関東支店の名称を群馬ビジネスサイトに変更 宇都宮支店の名称を栃木ビジネスサイトに変更
2021年１月	故障保証事業を吸収分割により連結子会社のプレミアワランティサービス株式会社に継承
2021年４月	千里中央オフィス、甲信越ビジネスサイト、岐阜三重ビジネスサイト、三河ビジネスサイト、兵庫ビジネスサイト、大阪南ビジネスサイト、九州ビジネスサイトを開設 関東中央本部内の営業拠点である関東中央支店を関東第一支店、関東第二支店に分割 京滋支店の名称を京滋奈ビジネスサイトに変更

（注）１．2009年12月１日の改正割賦販売法施行に伴い、個別信用購入あっせん業者についても経済産業省への登録が必要となったため、登録を行ったものであります。
２．株式会社東京スター銀行の出資は2015年10月であります。

３【事業の内容】

当社グループは、「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します」「常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることのできる、心豊かな人財を育成します」というミッションを掲げており、当社は、持株会社として当社グループの経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等を行っております。

当社グループは、当社、連結子会社16社（この他、債権流動化を目的とした信託４件）、並びに持分法適用関連会社等４社で構成されており、クレジット事業を主とするファイナンス分野、故障保証分野並びにオートモビリティサービス分野を中心に、複数のサービスを提供しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

(1) クレジット事業

お客様が商品やサービスを購入する際に、分割払いができるサービスを提供するクレジットを展開しております。

クレジット事業における主要な商品は、自動車の購入に伴うクレジット（オートクレジット）ですが、太陽光発電システム等の購入に伴うクレジット（エコロジークレジット）等も取り扱っております。

(2) 故障保証事業

お客様が当社グループの提携先を通じて自動車を購入し、保証サービスの提供を希望される場合、一定の保証料をお支払いただくことで、購入された自動車に故障が発生した際、あらかじめ定めた保証の提供範囲内において、無償で修理が受けられる「故障保証」サービスを提供しております。

(3) その他事業

その他事業におきましては、自動車流通事業を運営するうえで必要とされるサービスの提供を行う「オートモビリティサービス」を中心に展開しております。オートモビリティサービスは、中古車部品の流通を行う「リサイクル（Recycle）パーツビジネス」、引揚げ車両の流通を行う「リユース（Reuse）ビジネス」、自動車の検査及び故障修理を行う「整備」サービスと自動車の傷や凹み等の修繕を行う「鈑金」サービス等を提供する「リペア（Repair）ビジネス」から成る、「３Ｒ」のビジネスを柱としております。

また海外事業におきましては、当社グループが国内で培った自動車販売に関連するクレジット、故障保証、整備・鈑金といった知見やノウハウを、東南アジアを中心とした諸国へ展開しております。タイ王国におきましては、オートファイナンスを展開する持分法適用関連会社Eastern Commercial Leasing p.l.c.への経営・事業ノウハウ移管により同社の企業価値向上を図るとともに、同社との合弁企業Premium Services (Thailand) Co., Ltd.において故障保証事業及び自動車整備事業を展開しております。また、インドネシア共和国におきましては、住友商事株式会社（注）及び現地財閥のシナルマスグループとの合弁企業PT Premium Garansi Indonesiaにおいて、故障保証商品の開発、設計に係るコンサルティング事業を展開しております。当連結会計年度においては、フィリピン共和国にて、三井物産株式会社及び現地財閥のGTキャピタル・ホールディングスのグループ会社との合弁企業Premium Warranty Services Philippines, Inc.を設立し、故障保証事業の展開を開始しております。

（注）現地において事業を展開するのは、住友商事株式会社の子会社である「PT Summit Auto Group」であります。

［事業系統図］

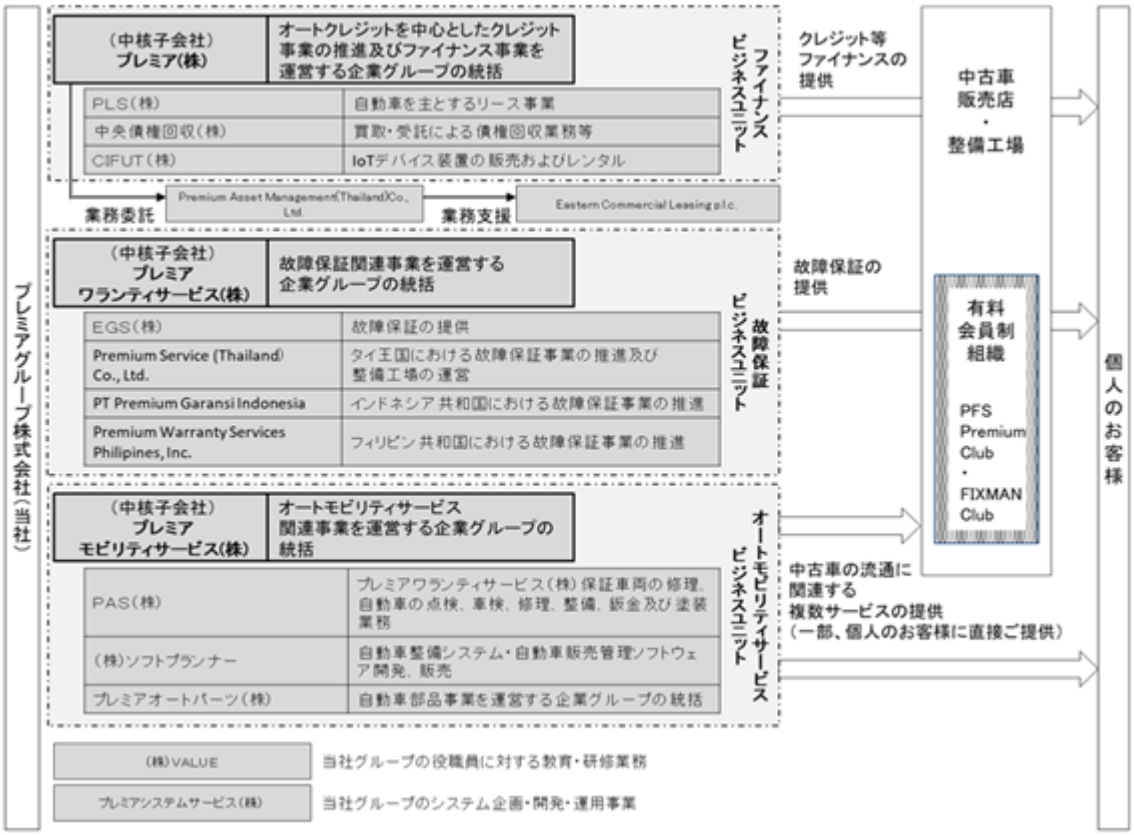

（注）プレミア株式会社とEastern Commercial Leasing p.l.c.との間で業務提携契約を結び、プレミア株式会社は当該契約に基づく業務支援をPremium Asset Management (Thailand) Co., Ltd.へ委託しております。

４【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) プレミア株式会社 (注)３．６．	東京都港区	1,515	クレジット事業	100.0	当社からの経営指導 事務所利用 出向 役員の兼任あり
プレミアワランティ サービス株式会社 (注)３	東京都港区	30	故障保証事業	100.0	当社からの経営指導 事務所利用 出向 役員の兼任あり
プレミアモビリティ サービス株式会社	東京都港区	20	その他事業	100.0	当社からの経営指導 事務所利用 出向 役員の兼任あり
ＰＬＳ株式会社	東京都港区	150	クレジット事業	100.0	当社からの経営指導 事務所利用 役員の兼任あり
中央債権回収株式会社 (注)３	東京都中央区	1,000	クレジット事業	100.0	役員の兼任あり
ＥＧＳ株式会社	東京都渋谷区	10	故障保証事業	100.0	役員の兼任あり
Premium Service (Thailand) Co., Ltd.	Bangkok, Thailand	33百万バーツ	その他事業(海外)	80.6 (36.5)	
ＰＡＳ株式会社 (注)３	東京都港区	60	その他事業	100.0	当社からの経営指導 事務所利用 役員の兼任あり
株式会社 ソフトプランナー (注)３	千葉県成田市	20	その他事業	80.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
プレミアオートパーツ 株式会社	東京都港区	20	その他事業	100.0 (100.0)	事務所利用 役員の兼任あり
株式会社ＶＡＬＵＥ	埼玉県 さいたま市 大宮区	5	その他事業	100.0	役員の兼任あり
プレミアシステム サービス株式会社 (注)３	東京都港区	20	その他事業	67.0	当社からの経営指導 事務所利用 役員の兼任あり
Premium Asset Management (Thailand) Co., Ltd. (注)４	Bangkok, Thailand	2百万バーツ	その他事業(海外)	49.0 (1.0)	
その他３社及び信託４件					

（持分法適用関連会社等） ＣＩＦＵＴ株式会社	茨城県潮来市	30	その他事業	49.0	
PT Premium Garansi Indonesia	Jakarta, Indonesia	10,000百万インドネシアルピア	その他事業（海外）	33.0	
Premium Warranty Services Philippines, Inc.	Pasay, Philippines	6,000万ペソ	その他事業（海外）	30.0	
Eastern Commercial Leasing p.l.c.	Bangkok, Thailand	1,109百万バーツ	その他事業（海外）	25.4	役員の兼任あり

（注）１．「主要な事業の内容」欄には、事業サービスの名称を記載しております。
２．議決権の所有割合の(　)内は、間接所有割合で内数となっております。
３．特定子会社であります。
４．持分は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
５．持分法適用関連会社には共同支配企業を含んでおります。
６．プレミア株式会社及びプレミアワランティサービス株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当社グループの単一セグメントであるクレジット関連事業の売上高に占める割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
７．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年３月31日現在

事業サービスの名称	従業員数（人）
クレジット事業	329 (52)
故障保証事業	72 (9)
その他事業	118 (12)
その他・管理部門	74 (14)
合計	593 (87)

（注）１．当社グループは「クレジット関連事業」の単一セグメントであるため、事業サービス別に記載しております。
２．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外会社への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
３．クレジット事業の営業人員が故障保証事業の営業活動も行っているため、故障保証事業の従業員数には営業人員数が含まれておりません。
４．前連結会計年度から、従業員数が111名増加いたしましたのは、主として業容拡大による期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年３月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
62 (14)	35.1	6.2	7,114,702

事業サービスの名称	従業員数（人）
その他・管理部門	62 (14)
合計	62 (14)

（注）１．当社は「クレジット関連事業」の単一セグメントであるため、事業サービス別に記載しております。
２．従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
３．平均勤続年数は当社グループでの勤続年数を引き継いで算出しております。
４．平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。支給対象期間１年未満の者については、在籍期間の給与を基に見込みで算出しております。また、出向者の出向料は含めておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、法改正を含む外部経営環境の変化に応じたコンプライアンスの徹底を前提として、「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します」「常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることのできる、心豊かな人財を育成します」というミッションの具現化と、将来にわたりこれらを継承する人財の育成の両立により、企業価値の中長期的な向上を図ってまいります。

(2) 経営環境

① 事業を行う市場の状況

当社グループの主力事業であるクレジット事業及び故障保証事業の対象市場である国内中古車マーケットにおいて、中古車の自家用登録台数は横ばい傾向にあります。生活必需品としての色彩が強い自動車は、成熟市場でありながらも、今後もその需要は「底堅く」推移するものと考えております。

特にクレジット事業は、競争環境の面において、新たに事業を開始するためには多額の資金及びシステム投資が必要であるため、新興企業が容易に参入できる事業ではないものと捉えております。一方、マーケットにおける当社グループのシェアはまだ低い水準にあり、将来におけるクレジット事業の成長余地を示すものと考えております。

② 当社グループの強みについて

a.独立系であることについて

当社グループは、独立系（注）であることから、オートクレジットの主な取引先である中古車販売店（以下「オート取引先」という。」に対し、オートクレジット以外の複数サービスを提供することが可能です。競合他社と比較して社歴が浅く自動車販売業界内での知名度が相対的に低いことから、オートクレジットの新規加盟店開拓において苦戦を強いられる場面がある中で、故障保証をはじめとしたクレジット以外のサービスを切り口に商談を開始することで、オートクレジット取引の端緒とすることが可能です。

こうした複数サービスの提供によって、オート取引先ごとのニーズに応えうる「機会」＝「取引の接点」を増やすこと、またサービス間の併用割引による「取引回数や利用頻度の向上」＝「取引の深化」を進めることが、オート取引先との関係性をより強く・深く・長く・継続しやすくする重要なポイントであると考えております。

（注）当社グループでは、銀行の子会社や関連会社ではないことを「独立系」と表現しております。

b.クレジット事業における強みについて

当社グループにおきまして、オートクレジットの営業担当者（以下「営業担当者」という。）は、オート取引先に特化した営業活動を行っており、これを「オート専業」と表現しております。なお、当社グループはオートクレジット以外のクレジットも取り扱っておりますが、オートクレジット以外の営業担当者が営業活動を行っております。

競合他社によっては、営業担当者はオートクレジット加盟店以外の加盟店（例えば呉服や宝飾品類を取り扱う小売店等）も担当しており、並行的に営業活動を行っております。

一方、当社グループは、オート取引先に対してはオート専業の営業担当者が営業活動を行っております。従って、営業担当者は、オートクレジットやオート取引先の特性のみならず、自動車販売業界及び自動車そのものに対する知識・理解を得やすい環境で日々の営業活動を行うこととなり、そうした環境により培われた自動車販売業界全般への見識のもと、オート取引先のオーナーや従業員と円滑にコミュニケーションを行えるようになります。また、オート取引先の資金繰り状況についても同様に理解・把握することで、立替金の振込だけでなく、中古自動車のオークション開催日を考慮した訪問スケジュールの組立てなど、オート取引先の立場や状況を踏まえた営業活動が可能となると考えております。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、一時的に対面での営業活動を自粛いたしましたが、適切な感染防止対策を講じたうえで、感染状況を鑑みながら営業活動を再開しております。また、クレジット契約書や車検証の写し等の各種書類の回収等業務の一部をオンラインに移行し、効率化を図る一方で、オート取引先とのコミュニケーションの回数に留意し、電話でのフォローを行うなど、きめ細やかな対応を継続しております。

このように、自動車販売業界全般への理解と、オート取引先の立場・状況を踏まえた営業活動を通じて、オート取引先との信頼を構築することが、当社グループの強みであると考えております。

また、同じく主要商品である「故障保証」につきましては、競合他社によっては、故障保証専属の営業担当者を配置し、自動車小売店に対して故障保証商品の営業活動を行っております。一方で、当社グループは、オート専業の営業担当者がオート取引先に対し「オートクレジット」や「故障保証」を並行的に販売しており、競合他

社と比較して営業コストを抑えられることから、結果として故障保証の収益性を高めることが可能であると考えております。

c.故障保証事業における強みについて

ア.リクルートとの提携

当社グループは、株式会社リクルートホールディングスの100%子会社であり、紙媒体及びWeb媒体において自動車情報を掲載するサービス「カーセンサー」を運営する株式会社リクルートマーケティングパートナーズと中古車修理保証制度「カーセンサーアフター保証」の販売促進を図る目的で業務提携しております。

カーセンサーアフター保証は、当社グループにおいて開発した故障保証商品を一部カスタマイズしたOEM商品であり、株式会社リクルートマーケティングパートナーズが展開する中古車情報媒体「カーセンサー」に掲載している車両に付保されます。株式会社リクルートマーケティングパートナーズが当社グループの提携先に対し販売促進の営業活動を行う一方で、当社グループは故障保証業務（オート取引先とのカーセンサーアフター保証に係る業務提携契約の締結、お客様との保証契約の締結、保証の履行等）を受託しており、当社グループの故障保証取扱件数の増加に寄与しております。

イ.故障車両に係るデータ保有

故障保証は、お客様から金員を頂戴し、故障が発生したお客様に修理を行うスキームであるため、故障車両の走行距離、経過年数及び修理内容といった実績を蓄積し分析することで、より適切な故障保証商品の設計やプライシングが可能となります。その点、当社グループの累計故障保証契約台数は100万台（2010年４月～2021年１月の累計）を超過し、この契約台数を背景とした故障車両に係るデータを有しております。

ウ.修理対応力

当社グループは、お客様に安心してご利用いただけるよう、整備士資格を保有する社員を故障保証の受付・審査を行うコールセンターへ配置し、故障内容や修理範囲の直接確認、FAINES（注）の閲覧等を通じて、不必要な修理を未然に防止し、正確かつ迅速な車両修理対応を行っております。また、合わせて、リサイクル・リビルド部品の活用、自社で構築した整備工場ネットワークへの優先入庫の促進、直営の整備工場の保有などにより、修理コストの削減を徹底しております。

（注）FAINESとは、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が整備事業者に対して提供する、整備マニュアルや故障整備事例等の情報データベースをいいます。

③主要サービスの内容

a.クレジット事業について

当社グループが提供するクレジットは、お客様が商品やサービスを購入しようとするごとに、クレジット会社へ申込みを行い、審査を受けるクレジットであり、割賦販売法第二条第４項に定められる「個別信用購入あっせん」のクレジットに分類され、クレジットカード（割賦販売法第二条第３項第１号に定められる「包括信用購入あっせん」）のように、発行にあたりお客様がクレジット会社へ申込みを行い、審査を受け、発行された後は設定された限度額や有効期限内であれば改めて審査を受けることなく商品やサービスを購入できるクレジットとは異なります。

主要な商品は、自動車の購入に伴うクレジット（オートクレジット）ですが、太陽光発電システム等の購入に伴うクレジット（エコロジークレジット）等も取り扱っております。

（クレジット事業における取引の流れ）

当社グループが提供する「個別方式」のクレジットには、「立替払方式」及びその派生形である「提携ローン方式」の二つがございます。当社グループでは、当連結会計年度末におけるクレジット債権残高（注）全体に対し「提携ローン方式」が取扱いの中心となっておりますが、ここでは「立替払方式」、「提携ローン方式」の順で記載させていただきます。

（注）クレジット債権残高とは、開業から各連結会計年度末等のある時点までの累計取扱高（クレジット元本及び分割払手数料の合計）のうち、当該時点において、お客様から返済されていない金額の総額をいいます。

ⅰ)立替払方式

立替払方式とは、加盟店が行うお客様への商品販売等を条件として、当社グループがその代金の全部又は一部に相当する金額を加盟店へ立替払いし、お客様から分割返済を受ける方式をいいます。

なお、立替払方式においては、お客様が支払う分割払手数料の全額から、加盟店に対する販売促進費を控除した金額が営業収益に計上されております。一方、金融機関に支払う調達コストは、通常の運転資金の調達コストと同様に、営業費用に計上されております。つまり、金融機関に支払う調達コストは、営業費用として営業収益から控除され税引前利益が算出されます。従って、営業収益から営業費用を控除した金額で、提携ローン方式と立替払方式との間に差異はありません。また、保険会社へ支払う保険料（注）は、営業費用に計上されております。

（手数料の内訳）

<table>
<tr><td colspan="4">お客様が支払う分割払手数料</td></tr>
<tr><td colspan="3">営業収益</td><td>販売促進費</td></tr>
<tr><td>税引前利益</td><td>保険料</td><td>調達コスト</td><td></td></tr>
</table>

（立替払方式の取引の流れ）

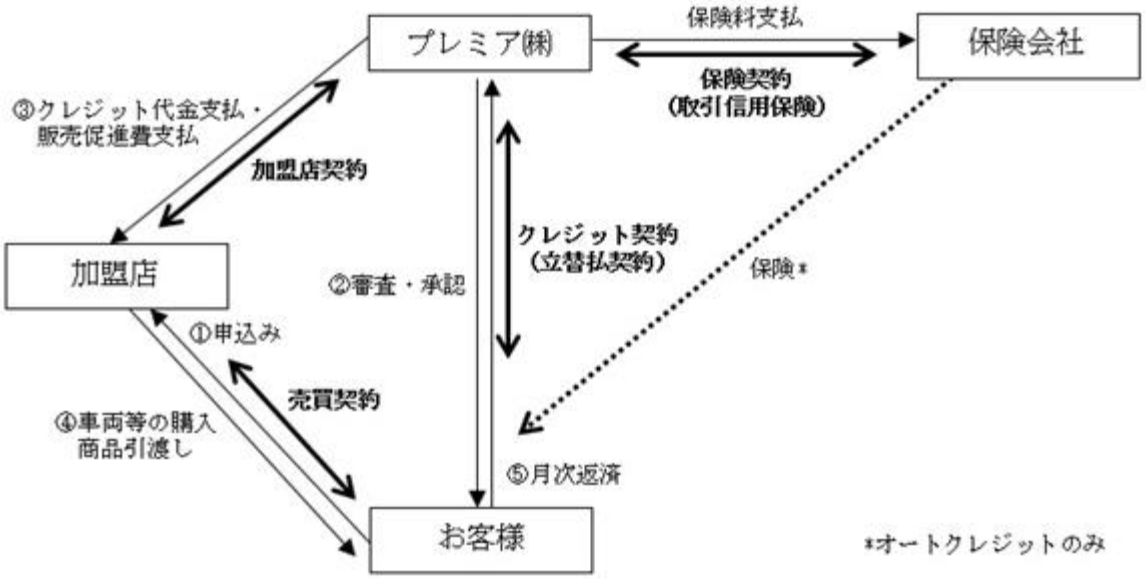

取引の流れは以下のとおりです。

① お客様が加盟店に対して商品購入等を目的としたクレジットを申込み
（その後、加盟店からプレミア㈱にFax又はWebで情報連携）
② プレミア㈱がお客様の信用情報等を審査、承認
③ プレミア㈱が加盟店にクレジット代金及び販売促進費を送金
④ 加盟店がお客様へ車両等、購入商品を引渡し
⑤ お客様がプレミア㈱へクレジット代金を返済（月次返済）

（注）クレジット債権の未回収リスクを低減させるため、当社グループは、複数の損害保険会社と取引信用保険包括契約（立替払方式のクレジット債権を対象とするもの）並びに保証機関型信用保険包括契約（提携ローン方式のクレジット債権を対象とするもの）を締結しております。当該保険契約は、お客様の債務不履行により当社グループが被る損害を回避することを目的とし、お客様が加盟店との間でオートクレジット商品（四輪車、二輪車、パーツ及び整備代金等オート関連商品を含む。）を売買するにあたり、当社グループとお客様との間で締結したクレジット契約に基づき発生したクレジット代金をその対象としております。当該保険契約は、毎月月末の保険対象債権の残高に対し保険料率を乗じ、翌月末日に保険料を支払うサイクルとなっており、また半期に１回、保険金請求手続のうえ、保険金支払いを受けております。なお、保険金請求の対象債権につきましては所定の要件を設けております。

ⅱ)提携ローン方式

提携ローン方式とは、金融機関がお客様に対する資金融資を行う一方で、お客様の審査や加盟店に対する立替金の精算、お客様からの分割返済に係る事務全般を当社グループに委託する方式をいいます。なお、お客様の債務は当社グループが金融機関に対して連帯保証いたします。

具体的には、加盟店が行うお客様への商品販売等を条件として、その代金の全部又は一部に相当する金額を、提携金融機関が当社グループを通じて加盟店へ支払います。資金の融資にあたり、当社グループ所定の審査を実施いたしますが、当該審査につきましては、立替払方式と同等の基準で行っております。また、お客様からの月々の分割返済金も当社グループを通じて提携金融機関へ返済いたします。

なお、提携ローン方式においては、お客様が支払う分割払手数料のうち、最終的に当社の収益（税引前利益）となる信用保証料相当部分のみ営業収益に計上されております。つまり、お客様が支払う分割払手数料のうち、提携金融機関に支払う調達コストや加盟店に対する販売促進費は営業収益には含まれません。また、立替払方式と同様、保険会社へ支払う保険料は営業費用に計上されております。

（手数料の内訳）

<table>
<tr><td colspan="3">お客様が支払う分割払手数料</td></tr>
<tr><td colspan="2">営業収益</td><td>調達コスト</td><td>販売促進費</td></tr>
<tr><td>税引前利益</td><td>保険料</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（提携ローン方式の取引の流れ）

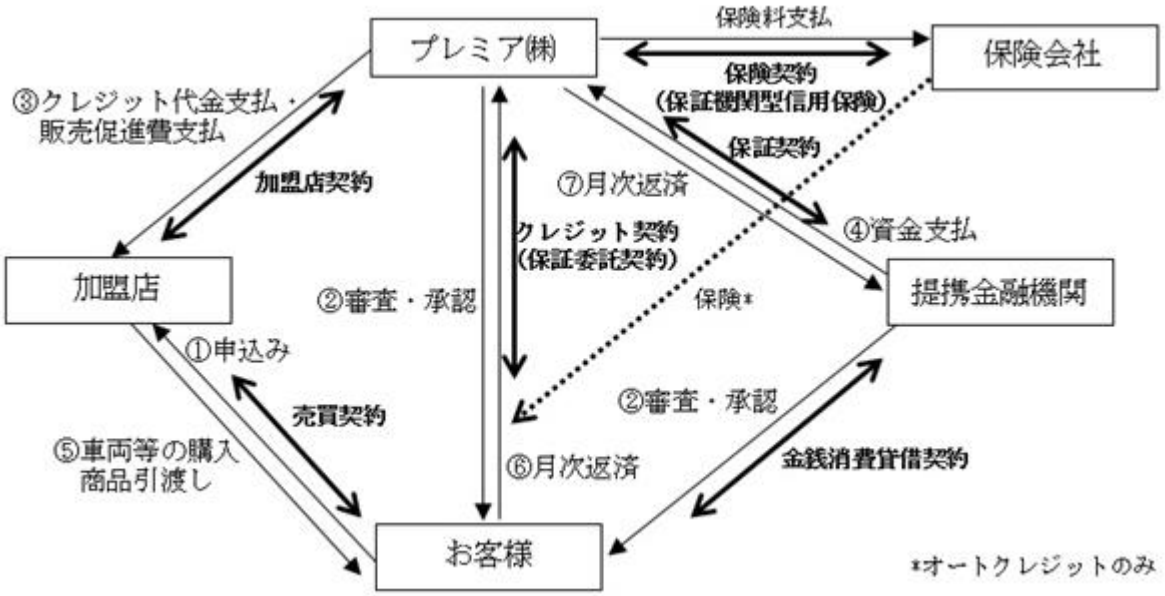

取引の流れは以下のとおりです。

① お客様が加盟店に対して商品購入等を目的としたクレジットを申込み
（その後、加盟店からプレミア㈱にFax又はWebで情報連携）
② 提携金融機関がお客様の審査を実施、プレミア㈱がお客様の信用情報等の保証審査を実施、承認
③ プレミア㈱が加盟店にクレジット代金及び販売促進費を送金
④ 提携金融機関がプレミア㈱にクレジット代金を送金
⑤ 加盟店がお客様へ車両等、購入商品を引渡し
⑥ お客様がプレミア㈱へクレジット代金を返済（月次返済）
⑦ プレミア㈱が提携金融機関にクレジット代金を返済（月次返済）

b.故障保証事業について

当社グループが提供する故障保証とは、お客様が当社グループの提携先を通じて自動車を購入し、保証サービスの提供を希望される場合、一定の保証料をお支払いただくことで、購入された自動車に故障が発生した際、あらかじめ定めた保証の提供範囲内において、無償で修理が受けられる故障保証サービスです。

当社グループは、提携先の営業戦略や取扱車種、お客様の利便性等を考慮し、提携先のニーズに応じた異なる商品を提供しております。以下に、当社グループが提供する代表的な故障保証商品を記載いたします。

ア.プレミアの故障保証

当社グループにおいて開発した自社ブランドの故障保証商品であり、以下に記載する「カーセンサーアフター保証」や「その他OEM」の開発の基本形となる商品であります。なお、2019年10月に商品改定を行い、「プレミアの故障保証」へ名称変更しております（旧商品名「プライムワランティ」）。

プレミアの故障保証は最大397項目の部位を保証しており、代表的な機構として、エンジン機構、ブレーキ機構、エアコン機構、電装装備品がございます。また、自動ブレーキシステム等の先進機構も保証対象として含まれております。

イ.カーセンサーアフター保証

当社グループにおいて開発した故障保証商品を、株式会社リクルートマーケティングパートナーズとの提携先に応じて一部カスタマイズしたOEM商品であります。カーセンサーアフター保証は、株式会社リクルートマーケティングパートナーズが展開する中古車情報媒体「カーセンサー」を利用する提携先に対し提供され、カーセンサーに掲載される車両に付保されるものであります。

ウ.その他OEM

当社グループにおいて開発した故障保証商品を、月間30台程度の販売ベースをもつ提携先により一部カスタマイズしたOEM商品であります。提携先の販売する車種構成等に応じ、対応車種や対応保証範囲をカスタマイズすることで、当連結会計年度末においては、基本プラン５類型、約1,000種類のOEM商品を提供しております。

（故障保証事業における取引の流れ）

故障保証事業においては、当社グループが提携先から受領した故障保証代金は、まず「その他の負債」として計上し、保証期間の経過に伴い収益に計上しております。また、当社グループが整備工場等に支払う修理代金が営業費用に計上されております。

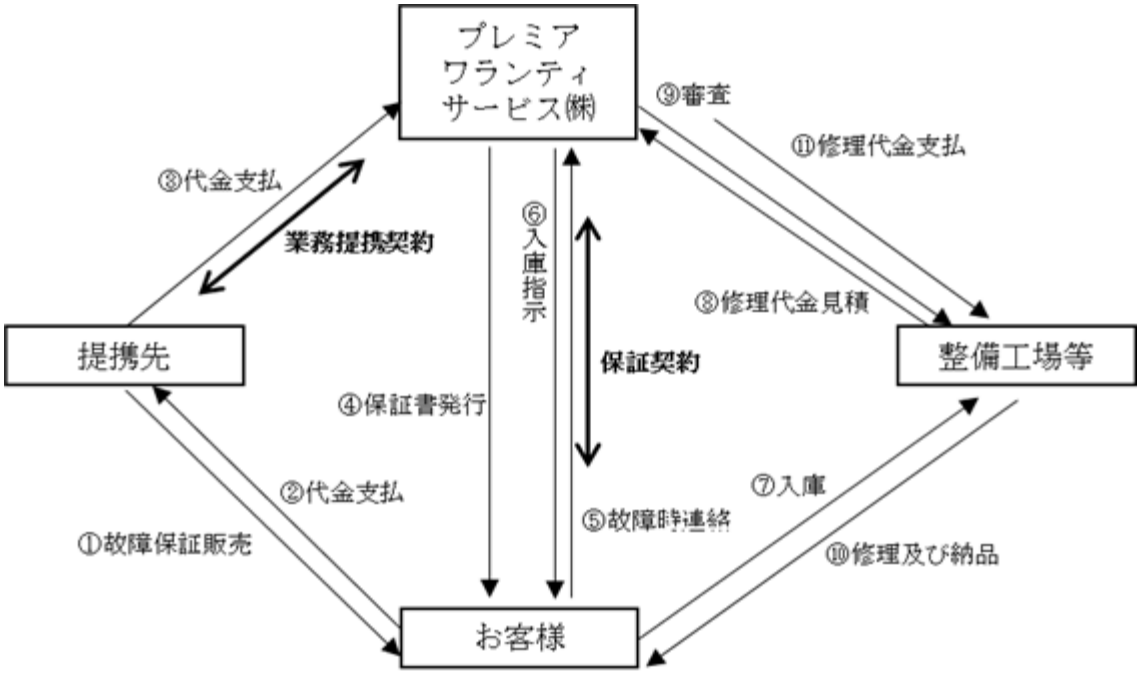

取引の流れは以下のとおりです。

① 提携先がお客様へ故障保証を販売
② お客様が提携先へ故障保証代金を支払い
③ 提携先がプレミアワランティサービス㈱に故障保証代金を支払い
④ プレミアワランティサービス㈱からお客様へ保証書を発行
⑤ 故障発生時、お客様から提携先又はプレミアワランティサービス㈱へ入電
⑥ プレミアワランティサービス㈱から整備工場等への車両入庫を誘導
⑦ お客様から整備工場等へ車両を入庫
⑧ プレミアワランティサービス㈱が工場等から修理見積を取得
⑨ プレミアワランティサービス㈱と整備工場等が修理見積内容への審査及び交渉
⑩ 修理後、整備工場等からお客様へ車両を納品
⑪ 整備工場等からの請求に基づき、プレミアワランティサービス㈱から修理代金を支払

(3) 中長期的な会社の経営戦略及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

「第２．事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　(2)経営環境」に記載の経営環境に加え、自動車業界はCASEやMaaSに代表されるような100年に一度の大変革期を迎えており、この新しい時代に対応するべく、将来、カーシェアやメンテナンスの拠点となり得る中古車販売店や自動車整備工場とのネットワークづくりを進めていくことが、中長期的に重要になると考えております。そのため、2020年２月14日に発表した2023年３月期までの３ヵ年の中期経営計画では、当社グループは「オートクレジット企業」から「オートモビリティ企業」へと変化していくことを基本方針に掲げ、従来の主力事業であるファイナンス分野、故障保証分野を引続き拡充していくことに加え、新たにオートモビリティサービス分野を確立し、複合的に加盟店や個人の皆さまと接点を持ち、中古車ビジネスにおけるプラットフォームになることを目指しております。

なお、当該中期経営計画は、新型コロナウイルス感染症の影響を加味し、主に定量的情報（「経営成績の見通し」）の見直しを行い、2021年５月13日に改めて公表しております。見直し後の、経営上の目標の達成状況を判断するための重視する財務指標は下表のとおりです。

重視する財務指標	2022年３月期	2023年３月期
営業収益	214億円	258億円
税引前利益	35億円	49億円
親会社の所有者に帰属する当期利益	24億円	33億円

上記の方向性のもと、当社グループにおいて優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

① ファイナンス分野の深化

ファイナンス分野の主要サービスであるオートクレジットにおきましては、その取扱高を伸長し、業界内におけるシェア向上を図るため、営業力の拡大や営業エリアの更なる開拓、加盟店の稼働率の向上が重要と考えております。また、収益のみならず、利益の向上を目指してバックオフィスの効率化にも取り組むほか、国内で培ったノウハウを活用し、東南アジアを中心とした海外展開にも注力してまいります。既に進出しているタイ王国では、現地でファイナンス事業を営むEastern Commercial Leasing p.l.c.の業務支援を行っており、海外展開における布石としてまいります。

② 故障保証分野の拡充

故障保証分野におきましては、その市場自体の拡大が今後の事業伸長において重要であると考えております。そのため、引き続き営業活動の強化と、加盟店・個人のお客様双方のサービス自体の認知度向上に努めてまいります。またファイナンス分野と同様に、海外展開にも注力してまいります。タイ王国及びインドネシア共和国においては既に故障保証に係る事業を開始しており、また、フィリピン共和国においても事業展開すべく、新会社を設立いたしました。既存展開先での収益化と新たなニーズの獲得に努めてまいります。

③ オートモビリティサービス分野の確立

オートモビリティサービス分野におきましては、新しい収益の柱として、早期収益化が重要であると考えております。そのため、既に収益化しているサービスの取引量の伸長に加え、既存事業とシナジー効果のある新しい領域への参入が必要であると考えております。当社グループのサービスラインナップを拡充することで訴求力を高め、加盟店である中古車販売店・自動車整備工場の会員組織化を促進し、ファイナンス分野や故障保証分野とのクロスセルの促進に一層努めてまいります。

④ 組織力の強化

今後も積極的な新卒・中途採用活動を継続するとともに、人財の多様性が増していく中にあって、従業員個々の経験値の蓄積や組織としての一体感の維持、マネジメント力の更なる強化が必要であると考えております。そのため、知識・実務に係る社内研修及びOJTのみならず、当社グループの行動規範である「バリュー」という共有の価値観に基づいた研修を、執行役員を含む従業員層に対し継続的に実施することで、全従業員が各自の職務の中でその役割を体現できる、「高みを目指す」「最後まで諦めない」「既成概念の打破」といった組織風土を醸成してまいります。

⑤ グループ企業の統括

事業拡大に伴いグループ企業が増加している当社グループにおきましては、グループシナジーを創出するために、優れた事業戦略の構築に加え、コンプライアンス遵守や適切なリスク管理が重要であると考えております。また、ファイナンスをはじめとした各分野に統括会社を設置し、グループ企業の事業進捗の把握や係数の管理を徹底してまいります。

⑥ ESG・SDGsに対する取り組み

「Environment（環境）」、「Social（社会）」、「Governance（ガバナンス）」に関する課題に適切に対応するESG経営を推進し、事業活動において策定した持続可能な開発目標（SDGs）を達成することが、企業価値の継続的な向上に重要であると考えており、以下の重要課題に取り組んでまいります。

・E　資源循環型社会への取組み、脱炭素社会への取組み
・S （社会資本）顧客のプライバシー及びデータ保護を徹底、適切な取引・販売プロセスの実施
　（人的資本）従業員の働き甲斐の醸成・人財育成、従業員の健康と安全の保護
・G　コーポレート・ガバナンス体制の拡充、コンプライアンス・リスク管理
・その他競争力強化に向けた取組み・イノベーション、サプライチェーンマネジメント

⑦ 中期経営計画における重点課題に向けた取組み

2023年３月期までの３ヵ年の中期経営計画（2021年５月に見直しを実施）において、設定した重点課題に取り組み、定量目標を達成していくことで、当社グループにおける事業基盤をより盤石なものにしていくとともに、事業領域を拡大できる企業体力を養成し、更なる企業価値の向上を目指していきたいと考えております。

⑧ 新型コロナウイルス感染症への対応及びDXの推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当連結会計年度において、対面や出張を伴う営業活動を自粛したこと等により、主要サービスであるクレジットや故障保証において取扱高の落ち込み等の影響がありました。今後、感染対策を行いながら既存の営業活動を実施していくとともに、取引工程や業務をオンライン化し、安全かつ効率性の高い手法に移行していくことが重要であると考えております。またオンラインへの移行のみならず、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進していくことで、新たなビジネスモデルを確立し、競争力を強化していくことも重要であると考えております。なお、DXについては、先般策定した「DX戦略」のとおり、経営陣を責任者とし、専門部隊を設置して事業・組織横断で取組みを進めており、競争力強化や更なる企業価値の向上に繋げていきたいと考えております。

２【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの経営成績及び財政状態等に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクには、以下のものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

（１）経済環境の変化について

当社グループの主力事業であるクレジット事業及び故障保証事業は、経済環境の変化や税制改正、雇用情勢の悪化等が発生すると、個人消費が減退し、クレジット事業においては取扱高の減少や債権回収状況への悪影響の発生、また故障保証事業においては取扱高の減少が発生する可能性があります。また、2020年初頭から拡大している新型コロナウイルス感染症は、世界的な規模で経済活動に影響を及ぼしております。当感染症の流行は現在も継続しておりますが、今後さらに拡大や長期化した場合には、上記同様の事象や、加盟店を直接訪問する既存の営業活動を控えることによる両事業の取扱高の減少、サプライチェーンの停滞、従業員の感染による操業停止の発生や、有能な人財の採用及び新規事業の開発が困難となる可能性があり、その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（２）大規模災害等について

当社グループは、大規模災害や感染症の拡大等が発生した場合に、重要な事業を継続し顧客及び社会に対する責務を最大限円滑に遂行するため、事業継続体制に関連する規程及び事業継続計画（ＢＣＰ）を制定し、教育・訓練を実施しております。但し、予想を超えた事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（３）システムリスクについて

当社グループは、クレジット基幹システムやWeb受付システム、自動審査システム、債権管理システム、故障保証管理システム等のコンピューターシステムや通信ネットワークを使用し、クレジットや故障保証の申込み時に徴収する個人属性情報やクレジット審査に必要な個人信用情報等、重要かつ大量の情報を処理しております。このため、日頃からサーバやネットワーク等のシステムセキュリティの強化及びシステムの安定稼動の維持に努めるとともに、不測の事態に備え、システムの冗長化、データセンターの二重化や通信ネットワークの複数キャリアの利用等の対策を講じておりますが、自然災害や事故、サイバー攻撃等によるコンピューターシステムの停止や通信ネットワークの切断、不備による誤動作、不正使用、不正アクセス、コンピューターウイルス等に起因して当社グループの業務に支障が生じた場合、また、システム開発計画を大幅に見直した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（４）法的規制等について

当社グループの事業は、「割賦販売法」、「古物営業法」、「道路運送車両法」及び関連する各種法令による規制を受けております。クレジット事業は、「割賦販売法」により「個別信用購入あっせん業者」の事業登録を必要とする事業とされており、同法に基づき業者登録を行い、３年ごとに当該登録の更新を行っております。また、整備事業、個人向けオートリース事業並びにオートモビリティサービス分野の一部事業において、「古物営業法」により古物商許可が必要とされるため、同法に基づき許可を受けております。さらに、整備事業における自動車の分解整備について「道路運送車両法」により自動車分解整備事業の認証が必要とされており、同法に基づき認証を受け、認証工場を営んでおります。

当社グループは「割賦販売法」、「古物営業法」、「道路運送車両法」、また当然ながら「個人情報保護法」や「景品表示法」「債権管理回収業に関する特別措置法」等の法令等を遵守して業務を遂行しており、現時点において当該許認可等が取消となる事由に抵触する事象は発生しておりませんが、将来、何らかの理由により当該許認可等が取消され又は更新が認められない場合、将来における法律、規則、政策、実務慣行等の変更が発生した場合、遵法コストが増加した場合、上記法令の他「消費者契約法」、「特定商取引法」等に定める契約の取消、無効事由に該当した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、新たな会計基準や税制の導入・変更が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度末現在における当社グループの主な許認可等取得状況は、以下のとおりです。

取得・登録者名	プレミア株式会社	
許認可等の名称	個別信用購入あっせん業者	古物商許可
所轄官庁等	関東経済産業局	東京都公安委員会
登録年月日 及び登録番号等	2010年４月20日 関東（個）第11号	2008年10月24日 第301110808929号
更新年月日 及び登録番号等	2013年４月20日 関東（個）第11号－1 2016年４月20日 関東（個）第11号－2 2019年４月20日 関東（個）第11号－3	なし
有効期限	2022年４月19日	有効期限の定めなし
法令違反の要件 及び主な許認可 取消事由	過剰与信防止等の各種行為規則に関する業務改善命令に違反した場合、法定純資産（50百万円）を下回った場合　等	盗品等の売買等の防止若しくは速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合　等

取得・登録者名	プレミアモビリティサービス株式会社	ＰＬＳ株式会社
許認可等の名称	古物商許可	古物商許可
所轄官庁等	東京都公安委員会	東京都公安委員会
登録年月日及び 登録番号等	2021年３月２日 第301122115943号	2018年10月26日 第301111806570号
更新年月日及び 登録番号等	なし	なし
有効期限	有効期限の定めなし	有効期限の定めなし
法令違反の要件 及び主な許認可 取消事由	盗品等の売買等の防止若しくは速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合　等	盗品等の売買等の防止若しくは速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合　等

取得・登録者名	ＰＡＳ株式会社	プレミアオートパーツ株式会社
許認可等の名称	古物商許可	古物商許可
所轄官庁等	東京都公安委員会	東京都公安委員会
登録年月日及び 登録番号等	2016年12月28日 第301111607310号	2021年３月２日 第301122115941号
更新年月日及び 登録番号等	なし	なし
有効期限	有効期限の定めなし	有効期限の定めなし
法令違反の要件 及び主な許認可 取消事由	盗品等の売買等の防止若しくは速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合　等	盗品等の売買等の防止若しくは速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合　等

取得・登録者名	ＰＡＳ株式会社 ＦＩＸ　ＭＡＮ	
許認可等の名称	自動車分解整備事業（認証）	自動車特定整備事業（認証）
所轄官庁等	国土交通省	国土交通省
認証年月日 及び認証番号等	2016年４月14日 第1－2933号	2016年４月14日 第1－2933号
更新年月日 及び登録番号等	なし	認証取得日付　2020年12月25日
有効期限	有効期限の定めなし	有効期限の定めなし
法令違反の要件 及び主な許認可 取消事由	道路運送車両法等の違反、認証条件違反又は役員等の欠格条項違反の場合　等	道路運送車両法等の違反、認証条件違反又は役員等の欠格条項違反の場合　等

取得・登録者名	ＰＡＳ株式会社 カーコンビニ倶楽部　北24条店
許認可等の名称	自動車分解整備事業（認証）
所轄官庁等	国土交通省
登録年月日及び 登録番号等	2007年８月21日 第1－2576号
更新年月日及び 登録番号等	なし
有効期限	有効期限の定めなし
法令違反の要件 及び主な許認可 取消事由	道路運送車両法等の違反、認証条件違反又は役員等の欠格条項違反の場合　等

（５）資金調達リスクについて

当社グループの主な資金調達方法は、銀行借入、提携ローン、割賦債権の流動化等です。銀行借入では、コミットメントラインなどによる流動性の確保を通じて資金調達リスクを低減しておりますが、財務制限条項を含むものがあり、当社グループの業績低迷やコーポレート・ガバナンスの不徹底等に起因する信用力の低下により、資金調達が継続できなくなるリスクがあります。また、金融市場の混乱等により資金調達環境が悪化した場合、新規の資金調達が制限されるリスクがあります。これらの改善がなされない場合には、当社グループの事業の継続に影響を及ぼす可能性があります。

（６）コンプライアンスについて

当社グループはコンプライアンスを重要な経営課題の一つと位置づけ、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス推進体制を構築するとともに、行動規範に基づいた自発的な行動を促すため各種研修を実施し、企業倫理の向上及び法令遵守の強化に努めております。しかしながら、コンプライアンス違反による重大な不祥事等、コンプライアンス上の問題が発生した場合、監督官庁等からの処分や社会的信用の失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（７）個人情報について

当社グループでは、事業の性格上、個人信用情報を中心とした大量の個人情報を取得し、かつ保有、利用しております。このため当社の主要な子会社であるプレミア株式会社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの認定（登録番号10670054（04）、更新日2019年９月４日）を、プレミアワランティサービス株式会社は、一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会よりプライバシーマークの認定（登録番号17001612（04）、更新日2019年７月30日）を受けております。また、当社グループは、「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」等を定め、各社・各部門で取り扱う個人情報を特定し、取得や利用、保管する時のリスクを明らかにした上で、そのリスクを軽減する策を決定し、漏えい等の事故を防ぐ体制を構築しております。その他にもネットワークセキュリティの強化、個人情報を取り扱う委託先の確認及び評価、従業員教育、プライバシーマーク内部監査員として認定された当社社員による監査の実施等により、実効性の確保に努めております。但し、当社グループ又は業務委託先等から、個人情報の漏えいや紛失又は不正利用等が発生した場合、当社グループの信用毀損、損害賠償責任を招き、業績に影響を与える可能性があるほか、個人情報取扱事業者として法令に違反した場合、勧告、命令等の行政処分を受ける可能性があります。その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（８）人財について

当社グループは、人財育成をミッションの一つとして掲げているように、人財こそが競争力の源泉であり、当社グループの最大の強みであるという認識を持っております。そのため、有能な人財の採用、教育研修、人事考課に至るまで情熱を注ぎ、強い組織力を維持することに尽力しております。但し、当社グループが有能な人財の採用及び雇用の維持、人財の教育ができなくなった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（９）市場の競争激化について

オートクレジット及び故障保証のマーケットにおける競争が今後激しくなり、収益率の低下やシェアの低下等が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（10）風評について

当社グループの風評は、お客様、投資者及び監督官庁等のステークホルダーとの良好な信頼関係の構築・維持に重要であります。法令違反、従業員の不正行為、システム障害等、様々な原因により損なわれる可能性があります。これらを回避することができず、又は適切な対処が行えなかった場合、当社グループは、お客様、投資者及び監督官庁等のステークホルダーとの信頼関係を失うこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（11）のれん及び無形資産について

当社は、2015年６月19日にプレミア株式会社のすべての株式を取得しており、のれん及び無形資産を計上しております。また、当該のれん及び無形資産が、当社の同項目のうち大きな部分を占めております。当該のれん及び無形資産については、将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、将来の収益性が低下した場合には、当該のれん及び無形資産について減損損失を計上する必要が生じ、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループの連結財務諸表はIFRSを採用しており、これらののれんは非償却性資産であるため、毎期の定期的な償却は発生いたしません。また、無形資産の一部は非償却性資産であり毎期の定期的な償却は発生いたしません。参考情報として、IFRSでは3,958百万円ののれん及び4,581百万円の非償却性の無形資産を計上しており、のれん及び非償却性の無形資産の取得日以降の償却をしておりません。なお、当該のれん及び非償却性の無形資産について減損損失を計上した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（12）信用リスクについて

当社グループでは割賦売掛金や未収金の貸倒損失に備えるため、（14）に記載の取引信用保険等を契約することで貸倒リスクをヘッジしております。なお、2019年３月期からIFRS第９号「金融商品」が適用されたことにより、償却原価で測定する金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。但し、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により、保険料の増加及び貸倒引当金の増加の可能性があります。その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（13）保険契約について

当社グループは、クレジット事業における貸倒リスクをヘッジするため、複数の損害保険会社と取引信用保険及び保証機関型信用保険を締結しております。当該保険契約に定められている保険金の支払限度額を超過する貸倒損失が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、貸倒損失の増加による保険料の増加、保険業法の改正及び損害保険会社のスタンス変化等により保険契約が継続できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（14）修理原価について

当社グループが営む故障保証事業においては、保証サービスの提供をご希望されるお客様に一定のお支払いをいただくことで、購入された自動車に故障が発生した際、あらかじめ定めた保証の提供範囲内において、無償で修理対応をしております。このため、高価格帯の車両故障の増加や車両部品の高騰等を原因として、修理原価が事前の想定より著しく増加した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（15）新規事業について

当社グループは、既存の主要事業であるクレジット事業、故障保証事業に次ぐ新しい収益の柱としてオートモビリティサービス事業の拡大・伸長を積極的に推進しております。同事業が当初予定していた事業計画を達成できず、十分な収益を将来において計上できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

（16）海外事業について

当社グループは、タイ王国においてオートファイナンス事業、故障保証事業及び自動車整備事業、インドネシア共和国及びフィリピン共和国において故障保証商品の開発、設計に係るコンサルティング事業を展開しております。その他の国・地域に事業を展開する可能性もありますが、海外市場への事業進出には以下のようなリスクが内在しております。これらの事象が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

①予期しえない租税制度の変更や外国資本に対する規制等の法律・規制の設定又は改廃
②予期しえない経済的又は政治的事件の発生
③予期しえないテロ・紛争・伝染病等による社会的混乱等
④予期しえない労働環境の急激な変化
⑤社会的共通資本（インフラ）が未整備なことによる当社グループの活動への悪影響

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

なお、当社グループは「クレジット関連事業」の単一セグメントであるためセグメント情報の記載は省略しておりますが、ここでは事業サービス別に「クレジット事業」「故障保証事業」「その他事業」に区分して記載いたします。

また、第６期第２四半期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更いたしました。比較を容易にするため、第５期以前についても百万円単位に組替え表示しております。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、企業活動の停滞や個人消費の低迷が続き、景気後退局面となりました。緊急事態宣言等を経て、一部では経済活動の再開が見られたものの、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。このような経済環境の下、当社を取り巻く中古車市場の動向は、2020年５月の緊急事態宣言解除以降、回復に転じており、2020年４月から2021年３月までの国内乗用車の中古車登録台数は3,363,468台（前連結会計年度比0.9%増）と、ほぼ前年並みの市場規模となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

当社は、法改正を含む外部経営環境の変化に応じたコンプライアンスの徹底を前提として、「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します」「常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることのできる、心豊かな人財を育成します」というミッションの実現を目指し、主要取引先である自動車販売店や自動車整備工場に対して、クレジット、故障保証に加え、「クルマ」に関する様々な工程においてお役立て頂けるオートモビリティサービスを複合的に提供することで取引接点を拡大し、業容・収益の成長を加速させるとともに、新たな成長モデルの実現に向けた様々な取組みに挑戦しております。

当社の当連結会計年度における状況は次のとおりであります。

a.財政状態

当連結会計年度末における資本合計は、前連結会計年度末に比べ1,978百万円増加し、7,291百万円となりました。これは主に、利益剰余金が1,815百万円増加したこと等によるものです。親会社の所有者に帰属する持分合計は前連結会計年度末に比べ1,969百万円増加し、7,211百万円となりました。

b.経営成績

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、主力事業であるクレジット事業及び故障保証事業において、営業活動の自粛（実地訪問）等の影響で一時的に取扱高の落込みがありましたが、2021年４月に株式取得した子会社の収益貢献等の結果、収益合計が18,586百万円（前連結会計年度比15.2%増）、営業収益が17,825百万円（前連結会計年度比27.2%増）となりました。

クレジット事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を目的とした営業活動（実地訪問）の自粛や、中古車の在庫減による価格上昇のためメインターゲットである中小中古車販売店が仕入に苦戦したこと等が影響し、特に当連結会計年度の上期におきましては、主要サービスであるオートクレジットの取扱高が落ち込みました。しかしながら、加盟店契約手続きのオンライン移行や、中古車市場における登録台数復調に伴い、下期におきましては、前連結会計年度と同水準の取扱高まで回復いたしました。また、第１四半期に連結子会社化した中央債権回収株式会社の業績が順調に推移したことも寄与した結果、営業収益は、12,080百万円（前連結会計年度比24.3%増）となりました。なお、中央債権回収株式会社の連結子会社化に伴い、同社株式取得に関する会計処理として、負ののれん発生益を594百万円計上しております。

故障保証事業は、クレジット事業と同様に営業活動の自粛などで取扱高の成長率が前連結会計年度と比較して抑制された結果、営業収益は4,024百万円（前連結会計年度比9.9%増）となりました。取扱高の成長率の回復に向けた取組みとして、大型取引先との契約やOEM契約の新規獲得、新商品の開発等に注力いたしました。なお、第三者保証業界のマーケット拡大に注力できる体制を構築することを目的として、第３四半期に故障保証事業のビジネスユニット統括・商品企画・開発・管理機能を担うプレミアワランティサービス株式会社を設置し、第４四半期に連結子会社であるプレミア株式会社の故障保証事業を承継する吸収分割を行いました。また、同じく第４四半期にフィリピン共和国で故障保証サービスを提供するPremium Warranty Services Philippines, Inc.を、GT Mobility Ventures, Inc.と合弁設立いたしました。

その他事業は、整備工場ネットワークの拡大、パーツ販売の伸長、連結子会社である株式会社ソフトプランナーのソフトウェア販売の伸長といったオートモビリティサービスの収益化により、営業収益は1,721百万円（前連結会計年度比169.6%増）となりました。また、海外事業においては、タイ王国におけるEastern Commercial Leasing p.l.c.の業績回復により、持分法による投資利益が59百万円となりました。

一方、費用面につきましては、クレジット事業及び故障保証事業の拡大に係る各種費用が増加したこと、及び第１四半期における企業買収の結果、子会社が増加したことにより、15,123百万円（前連結会計年度比11.8%増）となりました。

これらの取組みの結果、当連結会計年度の税引前利益は3,463百万円（前連結会計年度比33.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,383百万円（前連結会計年度比62.6%増）となりました。

c.主要な経営指標の状況

当社グループの経営成績に影響を与える主要な経営指標として、クレジット事業におきましては加盟店数、クレジット取扱高、クレジット債権残高、３ヵ月以上延滞債権残高率を、故障保証事業におきましては提携先数、故障保証取扱高を主要な経営指標として考えております。各経営指標の推移を常に把握し、各経営指標の数値を向上させるべく施策の立案及び実施をPDCAサイクルで回した結果として、当社グループの収益拡大、費用低減及び債権内容の向上に貢献していると考えております。それぞれの経営指標における収益との関連性、当該経営指標に対する当社グループの取組及び各経営指標の推移は以下のとおりです。

（クレジット事業）

クレジット事業における収益は、個別のクレジット契約に基づきお客様が支払う分割払手数料の総額を実効金利法で計上しております。個別のクレジット契約は、当社グループと加盟店契約を締結した中古車小売店等の加盟店（(注)１．）を通じてお客様からのクレジット申込を受け、審査等を経てお客様へ提供され、クレジット取扱高（(注)２．）及びクレジット債権残高（(注)３．）が増加します。従って、クレジット事業におきましては、クレジット加盟店網を拡大することで個別のクレジット契約を増加させ、クレジット取扱高及びクレジット債権残高を積み上げることが、収益の拡大につながってまいります。

当社グループは、全国主要都市に営業店やアウトバウンド営業に特化したコンタクトセンターを設置し、中古車小売店を中心とした自動車販売業者等に対する新規加盟店契約先の開拓を継続して実施しており、開業以降の加盟店社数は下表のとおり推移しております。また、加盟店社数の増加に伴い、お客様からお申込みいただく個別のクレジット契約も継続的に増加しており、その結果、クレジット取扱高及びクレジット債権残高につきましても下表のとおり推移しております。

一方、収益を拡大するためには、クレジット取扱高及びクレジット債権残高を増加させるのみならず、クレジット債権全体の質を維持管理する必要がございます。債権の質を管理する主要な指標として、延滞債権残高率（(注)４．）を設定し、数値が悪化することのないよう延滞債権の回収業務に注力することで、デフォルト債権の発生を抑制し、収益の拡大を図っております。

	第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期	第９期	第10期
加盟店数（社）	-	-	3,616	4,755	6,432	8,696	10,813	12,533	14,225	16,061
クレジット取扱高（百万円）	1,979	17,286	22,771	22,440	42,067	53,029	61,314	68,796	81,624	93,912
クレジット債権残高（百万円）	1,666	14,825	27,313	36,347	59,110	83,166	104,784	124,950	147,964	173,317
延滞債権残高率（%）	-	-	-	-	-	1.05	0.98	0.96	0.89	0.93

	第11期	第12期	第13期	第14期
加盟店数（社）	18,440	20,417	22,549	23,907
クレジット取扱高（百万円）	110,286	135,184	177,430	166,386
クレジット債権残高（百万円）	205,554	250,687	321,349	361,405
延滞債権残高率（%）	0.84	0.84	0.86	0.91

（注）１．加盟店数とは、当社グループと加盟店契約を締結した法人単位をいい、複数店舗をもつ加盟店であっても、１社として集計しております。なお、実績につきましては当社グループの基幹システム切替えを実施した2010年３月期以降を記載しております。

２．クレジット取扱高とは、その期間で新たに締結したクレジット契約金額及びリース保証契約金額の総額です。オートクレジット以外の商品（エコロジークレジット等）の取扱高も含めた値であり、プレミア㈱の実績です。

３．クレジット債権残高とは、開業から期末までの累計取扱高のうち、当該時点において返済されていない又は保証期間が経過していないクレジット契約金額及びリース保証契約金額の総額をいいます。オートクレジット以外の商品（エコロジークレジット等）の債権残高も含めた値であり、プレミア㈱の実績です。

４．延滞債権残高率とは、当該期末時点のクレジット債権残高に対し、延滞月数が３ヵ月を超える債権及び特別債権（お客様が弁護士等に債務整理手続き等を委任している債権）の合計額が占める割合をいいます。なお、実績につきましては債権回収指標の定義見直しを実施した2013年３月期以降を記載しております。

５．本表はクレジット事業を取り扱うプレミア株式会社における実績を記載しております。

（故障保証事業）

当社グループが営む故障保証事業における収益は、お客様が支払う故障保証代金を保証契約期間にわたって按分し、最終的に当社の収益となる故障保証収益相当部分を収益に計上しております。個別の故障保証契約は、当社グループと故障保証販売に係る業務提携契約を締結した中古車小売店等の提携先（(注)１．）を通じてお客様へ提供され、故障保証取扱高（(注)２．）が増加します。従って、故障保証事業におきましては、故障保証提携先網を拡大することで個別の故障保証契約を増化させ、故障保証取扱高を積み上げることで、収益の拡大につながってまいります。

当社グループは、全国主要都市に営業店を設置し、オートクレジット加盟店と同様中古車小売店を中心とした自動車販売業者に対し新規提携先の開拓を継続して実施しており、開業以降の提携先数は下表のとおり推移しております。また、提携先数の増加に伴いお客様からお申込みいただく個別の故障保証契約も継続的に増加しており、その結果、故障保証取扱高につきましても下表のとおり推移しております。

	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期	第９期	第10期
提携先数（社）	-	1,726	2,818	5,539	9,166	11,817	14,148	14,963	17,461
故障保証取扱高（百万円）	29	124	230	506	1,083	1,371	1,630	1,892	2,181

	第11期	第12期	第13期	第14期
提携先数（社）	19,857	18,500	21,517	23,724
故障保証取扱高（百万円）	2,501	2,998	4,363	4,498

（注）１．提携先数とは、当社グループと業務提携契約を締結した法人単位をいい、複数店舗をもつ提携先であっても、１社として集計しております。なお、実績につきましては当社グループの基幹システム切替えを実施した2010年３月期以降を記載しております。

２．故障保証取扱高とは、各連結会計年度等のある一定期間において、新たに締結した故障保証契約金額の総額をいいます。

３．本表は第12期まで故障保証事業を取り扱うプレミア株式会社における実績を記載しており、第13期より当社子会社であるプレミアワランティサービス株式会社及びＥＧＳ株式会社も含めた実績を記載しております。

４．第12期の提携先数の減少は、契約改定に伴う加盟店整理によるものです。

（参考情報）

当社グループは「クレジット関連事業」の単一セグメントであるためセグメント情報の記載を省略しておりますが、事業サービス別に「クレジット事業」「故障保証事業」「その他事業」を営んでおり、クレジット事業及び故障保証事業を現状の主力事業と位置づけております。このため、事業継続期間の長い主力事業における主な指標の状況を参考情報として記載いたします。

なお、以下の指標は、2015年７月に当社の完全子会社となったプレミア株式会社（以下「プレミア」という。）の第13期及び第14期の実績について記載しております。

（クレジット事業）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、営業活動の一時的な自粛等の影響で取扱高については落ち込みがありましたが、以下の各種施策により各クレジットの債権残高は以下の結果となりました。

ア．オートクレジット

残債型クレジット「ザンプレ」や84回を超える長期クレジットの取扱いに加え、システム利用による営業ルートの効率化、コンタクトセンターのアウトバウンド営業による加盟店再稼働施策の推進、Web申込システムの利用促進等により、クレジット債権残高が339,425百万円（前連結会計年度比11.3%増）に伸長しました。その他の主な指標は下表のとおりです。

イ．ショッピングクレジット

ショッピングクレジットとは、太陽光発電システム等の購入に伴うエコロジークレジットや、各種高額商品・サービスの購入や利用に伴うクレジットをいいます。

担当部署を設置して販促を強化し、太陽光発電システム販売大手との取引や、クレジットの対象となる商品・サービスの拡充を実現いたしました。それにより、クレジット債権残高が21,980百万円（前連結会計年度比34.5%増）となりました。その他の主な指標は下表のとおりです。

（故障保証事業）

クレジット事業と同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、営業活動の一時的な自粛等の影響により、例年の取扱高の成長率の維持は難しい結果となりましたが、第３四半期以降の中古車市場の回復とともに営業活動を積み重ねた結果、故障保証取扱高が4,498百万円（前連結会計年度比3.1%増）となりました。その他の主な指標は下表のとおりです。

〔主要事業等における主な指標の状況〕

事業サービス名		区分	第13期 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）	第14期 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	前期比 （%）
クレジット事業	オートクレジット	利用者数（人）（注）１．	105,877	92,067	87.0
		加盟店数（社）	22,330	23,707	106.2
		新規加盟店数（社）	2,759	1,882	68.2
		取扱高（百万円）	168,964	154,120	91.2
		債権残高（百万円）	302,315	332,922	110.1
		内＿提携ローン債権（注）２．	278,007	304,848	109.7
		内＿自社債権（注）３．	17,047	22,054	129.4
		内＿流動化債権（注）４．	4,802	2,748	57.2
		内＿集金保証債権（注）５．	2,458	3,273	133.1
	ショッピングクレジット	利用者数（人）（注）１．	4,940	3,137	63.5
		加盟店数（社）	219	200	91.3
		新規加盟店数（社）	64	29	45.3
		取扱高（百万円）	5,685	7,845	138.0
		債権残高（百万円）	15,911	21,164	133.0
		内＿提携ローン債権（注）２．	13,297	18,530	139.4
		内＿自社債権（注）３．	2,614	2,634	100.8
		内＿流動化債権（注）４．	―	-	-
故障保証事業		利用者数（人）（注）１．	180,514	177,834	98.5
		提携先数（社）	21,517	23,724	110.3
		新規提携先数（社）	10,870	4,866	44.8
		取扱高（百万円）	4,363	4,498	103.1

（注）１．利用者数とは、次のとおりです。
オートクレジット利用者数：プレミアがお客様とクレジット契約（立替払契約又は保証委託契約）を締結した数
ショッピングクレジット利用者数：オートクレジットと同様
故障保証利用者数：お客様が故障保証商品の申込みを行った数

２．提携ローン債権とは、プレミアの加盟店を通じてオートクレジット等の申込みがあった際、プレミアが信用調査のうえ承認した顧客に対し、プレミアの連帯保証によりプレミア提携金融機関が融資を行う債権をいいます。当該債権は、連結財政状態計算書の金融債権には含まれておりません。なお、当該債権のうち、３ヵ月超延滞を経て、提携金融機関に対しプレミアが代位弁済を行った債権は、自社債権となります。

３．自社債権とは、主に、プレミアの加盟店が不特定の消費者に割賦販売を行う際、プレミアが信用調査のうえ承認した顧客に対し、プレミアがその代金を顧客に代わって加盟店に立替払いをし、顧客からは約定の分割回数により立替代金の回収を行う債権をいいます。当該債権は、連結財政状態計算書の金融債権を構成するものです。

４．流動化債権とは、クレジット債権から生ずるキャッシュ・フローを受益権化し、その受益権の一部を外部の第三者へ売却するスキームにおける原債権をいいます。当該債権は、連結財政状態計算書の金融債権を構成するものです。なお、当該債権のうち、３ヵ月超延滞を経て、プレミアが買戻しを行った債権は、自社債権となります。

５．集金保証債権とは、プレミアの加盟店を通じてオートクレジットの申込みがあった際、プレミアが信用調査のうえ承認した顧客に対し、プレミアの連帯保証によりプレミア加盟店が融資を行う債権をいいます。当該債権は、連結財政状態計算書の金融債権には含まれておりません。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、営業活動による収入1,321百万円（前連結会計年度は1,246百万円の支出）、投資活動による支出1,172百万円（前連結会計年度は1,618百万円の支出）及び財務活動による収入1,617百万円（前連結会計年度は2,967百万円の収入）でした。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,768百万円増加し、8,054百万円となりました。

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△ 1,246	1,321	2,567
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△ 1,618	△1,172	446
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	2,967	1,617	△1,350

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

当連結会計年度における営業活動の結果、獲得した資金は1,321百万円となりました。収入の主な内訳は、税引前利益3,463百万円、金融保証契約の増加額3,016百万円であり、支出の主な内訳は、金融債権の増加額2,652百万円、その他の金融資産の増加額3,424百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

当連結会計年度における投資活動の結果、使用した資金は1,172百万円となりました。支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出911百万円、無形資産の取得による支出300百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

当連結会計年度における財務活動の結果、獲得した資金は1,617百万円となりました。収入の主な内訳は、短期借入金の借入による収入14,474百万円、長期借入金の借入による収入4,076百万円であり、支出の主な内訳は、短期借入金の返済による支出9,959百万円、長期借入金の返済による支出5,740百万円であります。

③ 生産、受注及び販売の実績

a.生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b.受注実績

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

c.販売実績

（事業サービス別営業収益）

当連結会計年度における営業収益実績を事業サービス別に示すと、以下のとおりであります。

事業サービスの名称	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	前連結会計年度比（%）
クレジット事業（百万円）	9,716	12,080	124.3
故障保証事業（百万円）	3,661	4,024	109.9
その他事業等（百万円）	638	1,721	269.6
合計（百万円）	14,016	17,825	127.2

（注）１．当社グループは「クレジット関連事業」の単一セグメントであるため事業サービス別に記載しております。
２．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
３．最近２連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

（事業サービス別取扱高）

当連結会計年度における取扱高実績を事業サービス別に示すと、以下のとおりであります。

事業サービスの名称	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	前連結会計年度比（%）
クレジット事業（百万円）	177,430	166,386	93.8
故障保証事業（百万円）	4,363	4,498	103.1

（注）１．当社グループは「クレジット関連事業」の単一セグメントであるため事業サービス別に記載しております。
２．クレジット事業の取扱高とは、ある一定期間（2021年３月期であれば2020年４月１日から2021年３月31日までの期間）において、新たに締結したクレジット契約金額の総額及びリース保証契約金額の総額をいいます。
３．故障保証事業の取扱高とは、ある一定期間（2021年３月期であれば2020年４月１日から2021年３月31日までの期間）において、新たに締結した故障保証契約金額の総額をいいます。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような会計上の見積り及び判断を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りの不確実性により、実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

当社及び連結子会社の財政状態又は経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積り及び判断が必要となる項目は以下のとおりです。

a．のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の評価
b．償却原価で測定する金融資産の減損
c．保険資産の計上
d．持分法投資会社の評価
e．繰延税金資産の回収可能性
f．収益の認識

新型コロナウイルス感染症の世界規模での流行拡大が続き、経済の先行きを見通せない状況ではございますが、国内の中古車市場も回復を見せていること、主力事業における営業活動も継続できていることなどから、当社グループの国内事業における業績影響は僅少であり、a.及びe.について、のれんや無形資産の減損損失や繰延税金資産の取り崩しも限定的と考えております。またb.及びc.についても、クレジット事業における債権内容の悪化等の影響も同じく僅少であり、従って、クレジット債権に関する保険契約方針についても変更はございません。d.について、持分法適用関連会社であるECLの業績が堅調に推移し、当連結会計年度において持分法投資利益は59百万円となっております。

なお、当社グループの会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち重要なものについて、翌連結会計年度における資産や負債の帳簿価額に重要な影響を生じさせるようなリスクを伴う会計上の見積り及び仮定につきましては、「第５　経理の状況　連結財務諸表注記　４．重要な見積り及び判断の利用」に記載しております。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

当連結会計年度末における資産、負債、資本の状況は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年３月31日)	当連結会計年度 (2021年３月31日)	増減
資産合計（百万円）	58,203	68,156	9,952
負債合計（百万円）	52,891	60,865	7,974
資本合計（百万円）	5,312	7,291	1,978
親会社の所有者に帰属する持分合計（百万円）	5,242	7,211	1,969

（資産の部）

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ9,952百万円増加し、68,156百万円となりました。これは主に、金融債権が3,383百万円、その他の金融資産が3,421百万円増加したこと等によるものです。

（負債の部）

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ7,974百万円増加し、60,865百万円となりました。これは主に、金融保証契約が3,016百万円、借入金が3,221百万円増加したこと等によるものです。

（資本の部）

当連結会計年度末における資本合計は、前連結会計年度末に比べ1,978百万円増加し、7,291百万円となりました。これは主に、利益剰余金が1,815百万円増加したこと等によるものです。親会社の所有者に帰属する持分合計は前連結会計年度末に比べ1,969百万円増加し、7,211百万円となりました。

b.経営成績の分析

当連結会計年度末における営業収益、費用合計、親会社の所有者に帰属する当期利益の状況は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年４月１日 至 2020年３月31日)	当連結会計年度 (自 2020年４月１日 至 2021年３月31日)	増減
営業収益（百万円）	14,016	17,825	3,809
費用合計（百万円）	13,528	15,123	1,595
親会社の所有者に帰属する当期利益（百万円）	1,466	2,383	917

（営業収益）

当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度に比べ3,809百万円増加し、17,825百万円となりました。なお、事業サービス別の営業収益につきましては「(1) 経営成績等の状況の概要　①財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

（費用合計）

当連結会計年度における費用合計は、前連結会計年度に比べ1,595百万円増加し、15,123百万円となりました。主な増加要因は、人員増加、クレジット事業及び故障保証事業の拡大に係る各種費用が増加したことに加え、第１四半期における企業買収の結果、子会社が増加したことによるものです。

（親会社の所有者に帰属する当期利益）

当連結会計年度における親会社の所有者に帰属する当期利益は、前連結会計年度に比べ917百万円増加し、2,383百万円となりました。主な増加要因は、事業拡大に伴う営業収益の増加に加え、第１四半期に連結子会社化した中央債権回収株式会社の業績が好調に推移したことや、同社株式取得に関する会計処理として、負ののれん発生益を594百万円計上したことによるものです。

c.資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの分析は、「(1) 経営成績等の状況の概要　②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社グループにおける資金需要は、大きく分けて運転資金需要とクレジット事業の立替資金需要の二つがあります。運転資金需要のうち主なものは営業費用等の支払いであります。また、立替資金需要につきましては、クレジット事業におけるお客様が商品等を購入された際の代金を加盟店に立て替えることにより発生するものであります。

当社グループは現在、運転資金につきましては、内部資金より充当し、不足が生じた場合は短期借入金で調達を行っております。また、立替資金につきましては、内部資金より充当し、一定程度の債権が積み上がった時点で流動化を実施しております。

d.経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第２　事業の状況　２　事業等のリスク」をご参照ください。

e.経営者の問題認識と今後の方針について

今後、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大や長期化による影響など不透明な状況が続くことが予想されますが、このような経済環境の中で当社グループが業容を拡大しつつ、より良い商品及びサービスを継続的に提供していくためには、「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対応していくことが必要であると認識しております。課題への対応にあたって、経営者として常に外部環境の変化に関する情報を入手及び分析を実施し、現在及び将来における事業環境を把握しながら、それに対する課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

4【経営上の重要な契約等】

子会社プレミア株式会社は、以下のとおり、「オートクレジット（提携ローン方式）の提携に関する基本契約」及び「太陽光ローン（提携ローン方式）の提携に関する基本契約」を締結しております。

相手先の名称	住信ＳＢＩネット銀行株式会社		オリックス銀行株式会社	楽天銀行株式会社
所在地	東京都港区		東京都港区	東京都世田谷区
代表者	円山 法昭		浦田 晴之	永井 啓之
相手先の業種	銀行業		銀行業	銀行業
契約名	オートクレジット（提携ローン方式）の提携に関する基本契約	太陽光ローン（提携ローン方式）の提携に関する基本契約	オートクレジット（提携ローン方式）の提携に関する基本契約	オートクレジット（提携ローン方式）の提携に関する基本契約
契約締結日	2010年２月26日	2010年10月１日	2014年10月１日	2016年６月17日
契約の更新に係る事項	有効期間は締結日から１年間であり、有効期間満了の２ヵ月前までに双方いずれからも書面による更新拒絶の申出がないときは１年間延長したものとみなされ、以後同様			
対象となる物品	自動車等	太陽光発電装置等	自動車等	自動車等

相手先の名称	GMOあおぞらネット銀行株式会社
所在地	東京都渋谷区
代表者	山根　武
相手先の業種	銀行業
契約名	オートクレジット（提携ローン方式）の提携に関する基本契約
契約締結日	2020年９月30日
契約の更新に係る事項	有効期間は締結日から１年間であり、有効期間満了の２ヵ月前までに双方いずれからも書面による更新拒絶の申出がないときは１年間延長したものとみなされ、以後同様
対象となる物品	自動車等

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当社グループは事業運営に伴う設備の更新を継続的に実施しております。

当連結会計年度中の設備投資の総額は、1,667百万円であります。このうち、有形固定資産への投資が1,471百万円ありますが、これは主に拠点の移転等に伴う使用権資産の増加によるものです。また、無形資産への投資が195百万円ありますが、これは主に加盟店向けオンラインシステム（グローバルワランティプラットフォーム、クレジット審査申込システム等）の開発によるものです。

なお、当社グループは、「クレジット関連事業」の単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年３月31日現在

会社名	事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数（人）
			建物・建物附属設備	使用権資産	その他	合計	
プレミアグループ株式会社	東京都港区	本社、事務所等	6	5	0	11	62 (14)

（注）１．当社グループは「クレジット関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
２．使用権資産の主なものは、オフィスビルの賃貸借契約に係るものであります。
３．従業員数の(　)は、臨時雇用者数の年間の平均人員を外書きしております。
４．臨時雇用者数は、アルバイト、パートタイマーを含みます。

(2) 主な国内子会社

2021年３月31日現在

会社名	事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数（人）
			建物・建物附属設備	使用権資産	その他	合計	
プレミア株式会社	東京都港区ほか	本社、事業所等	573	1,737	261	2,571	245 (48)

（注）１．当社グループは「クレジット関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
２．使用権資産の主なものは、オフィスビルの賃貸借契約に係るものであります。
３．帳簿価格「その他」は、工具・器具備品等の合計であります。
４．従業員数の(　)は、臨時雇用者数の年間の平均人員を外書きしております。
５．臨時雇用者数は、アルバイト、パートタイマーを含みます。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、マーケット動向や投資効率等を総合的に勘案し、当社において計画を策定しております。当連結会計年度末重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

なお、当社グループは「クレジット関連事業」の単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名（所在地）	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
			総額（百万円）	既支払額（百万円）				
プレミア株式会社	東京都港区ほか	モビリティプラットフォーム開発	145	0	自己資金	2021年４月	2022年２月	（注）１
プレミア株式会社	東京都港区ほか	AIを活用した自動審査の導入	24	0	自己資金	2021年４月	2021年10月	（注）１
プレミア株式会社	東京都港区ほか	グループ統合請求・取引先管理システムの開発	140	7	自己資金	2020年12月	2022年４月	（注）１
プレミアワランティサービス株式会社	東京都港区ほか	グローバルワランティプラットフォーム開発（日本向け）	36	10	自己資金	2020年９月	2022年４月	（注）１

（注）１．完成後の増加能力は算出することが困難なため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の改修

会社名	事業所名（所在地）	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
			総額（百万円）	既支払額（百万円）				
プレミア株式会社	東京都港区ほか	審査システムの改善	100	0	自己資金	2021年４月	2021年10月	（注）１
プレミア株式会社	東京都港区ほか	クレジット基幹システムの刷新	240	27	自己資金	2021年１月	2023年10月	（注）１

（注）１．完成後の増加能力は算出することが困難なため記載を省略しております。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（2021年３月31日）	提出日現在発行数（株）（2021年６月30日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	13,334,390	13,334,390	東京証券取引所（市場第一部）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	13,334,390	13,334,390	―	―

（注）提出日現在発行数には、2021年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの間に、新株予約権（ストックオプション）の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権Ｂ（臨時株主総会決議及び取締役会決議）

決議年月日	**2016年３月15日**
付与対象者の区分及び人数（名）	**当社子会社の取締役　１** **当社子会社の使用人 243**
新株予約権の数（個）※	**861（注）８**
新株予約権の目的となる株式の種類 ※	**普通株式**
新株予約権の目的となる株式の数（株）※	**172,200** **（注）１、７、８、９**
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	**250** **（注）２、７、９**
新株予約権の行使期間 ※	**自　2018年４月１日** **至　2026年２月28日**
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	**発行価格　　250** **資本組入額　125** **（注）３、７、９**
新株予約権の行使の条件 ※	**（注）５、10**
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	**譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。**
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	**（注）６**

※　当事業年度の末日（2021年３月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年５月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．当社が割当日以後に株式分割又は株式併合を行う場合、その時点において行使されていない新株予約権について、次の算式により対象株式数を調整するものとし、調整の結果生じる１に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数　　＝　　調整前対象株式数×株式分割又は併合の比率

上記のほか、当社が株式無償割当てを行う場合、合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い、対象株式数の調整を必要とする場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に対象株式数の調整を行う。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

割当日以後に、当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は普通株式に係る自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたりの払込金額}}{\text{１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

ａ．当社普通株式が金融商品取引所に上場される日の前日以前の場合
調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額

ｂ．当社普通株式が金融商品取引所に上場された日以降の場合
調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（但し、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）なお、平均値は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

また、上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。
さらに、割当日以後に、当社が普通株式に係る株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権の割当日以後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

ア　新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

イ　新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記アの資本金等増加限度額から上記アに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の取得事由

ア　新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）が以下（注）５．イに定める行使することができる新株予約権の数を定めた行使条件を充足しないこととなった場合又は以下（注）５．ウに定める事由に客観的に該当し、行使条件を充足しないこととなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償にて取得することができる。

イ　当社を消滅会社とする合併又は当社を完全子会社とする株式移転若しくは株式交換を行う場合には、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社となった場合には取締役会）が別途定める日をもって、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償にて取得することができる。

ウ　当社の株主であるＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合より、譲渡承認請求を行う時点において保有する株式のすべてを譲渡する旨の譲渡承認請求が行われ、当社取締役会において当該譲渡を承認する旨の決議がなされた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者が保有する新株予約権を、新株予約権１個あたり、当該株式譲渡に係る１株あたりの譲渡価額から行使価額を控除した金額に対象株式数を乗じた価額（零以下の場合には無償とする。）にて取得することができる。

５．新株予約権の行使の条件

ア　新株予約権者は、以下のいずれかの事由が発生した場合に限り、かつ、それぞれ以下に定める期間に限って、新株予約権を行使することができる。

(ア)　当社普通株式が金融商品取引所に上場した場合：当該上場の日から１年間が経過する日以降、上記に定める新株予約権の行使期間の末日までの期間

(イ)　当社の株主であるＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合より、譲渡承認請求を行う時点において保有する株式のすべてを譲渡する旨の譲渡承認請求が行われ、当社取締役会において当該譲渡を承認する旨の決議がなされた場合：当該譲渡を承認する旨の決議がなされた日以降、当該譲渡が実行される日までの期間で、当社が指定する期間

イ　新株予約権者が行使することができる新株予約権の数は、基準IRR値に応じて、次の算式により算出される掛け率を行使の時点において保有する新株予約権の数に乗じて算出された数とする。但し、かかる算出の結果、行使することができる新株予約権の数が１個未満となる新株予約権者については１個未満の端数を切り上げ、１個以上となる新株予約権者については１個未満の端数は切り捨てる。また、上記（注）４．ウに基づき、当社が新株予約権を取得した場合、当該取得した数は、上記方法によって算出される新株予約権者が行使することができる新株予約権の数から控除するものとする。

$$\text{掛け率} = \frac{\text{基準IRR値}-15\%}{85\%}$$

上記算式において使用する「基準IRR値」とは、当社の株主であるＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合による当社への投資総額に係る百分率で示される内部収益率をいうものとし、上記 ア(ア)及び(イ)において定める事由に応じて、それぞれ以下に定める基準投資期間におけるＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合への各分配額の現在価値の総額と、2015年６月17日現在のＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合による当社への出資金額30億円及び以下に定める基準投資期間におけるＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合の各支出額の合計額の現在価値の総額が等しくなるような割引率を意味する。基準IRR値の算出において、ＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合への各分配額とは、剰余金の配当、当社株式の譲渡その他の一切の処分を実施したことによって以下に定める行使可能数決定日時点までにＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合が取得した金銭等の総額及び当該時点以降に取得する金銭等の見込額の合計額を意味するものとし、行使可能数決定日においてＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合が保有する当社普通株式の数に基準株価を乗じた価額を含むものとする。また、ＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合の各支出額とは、2015年６月17日付の出資より後に実施した当社に対する追加出資金額及び当社株式の譲渡その他の一切の処分を実施するにあたって以下に定める行使可能数決定日時点までにＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合が合理的に負担した費用等の総額及び当該時点以降に負担する費用等の見込額の合計額を意味するものとし、行使可能数決定日においてＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合が保有する当社普通株式の処分の実施に際して合理的に負担することとなる費用の見込額を含むものとする。なお、基準IRR値の算出に際しては、基準IRR値が100%以上の場合には基準IRR値を100%とし、15%以下の場合には基準IRR値を15%とする。また、基準IRRの算出後、上記 ア(ア)及び(イ)において定める事由に応じて、それぞれa.下記(ア)b.に定める上場予定日において当社普通株式の金融商品取引所への上場が実現しないと合理的に見込まれることとなった場合、b.ＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合が保有する株式のすべてを譲渡する旨の株式譲渡が実行されないと合理的に見込まれることとなった場合には、基準IRR値は算出されていなかったものと見做す。

(ア) 当社普通株式が金融商品取引所に上場した場合

a.基準株価

当社普通株式の金融商品取引所への上場に際して合理的に見込まれている公募価格又は売出価格

b.基準投資期間

2015年６月17日を始期とし、当社普通株式の金融商品取引所への上場に際して合理的に見込まれている上場予定日から以下の各日数の合計日数を加算した日が経過する日を終期とする期間

(a)下記c.に定める行使可能数決定日から上記上場予定日までの期間の日数

(b)30日

c.行使可能数決定日

当社普通株式の金融商品取引所への上場の日より前の日であって、当該上場にあたって、新株予約権者が行使することができる新株予約権の数を決定すべき合理的な必要性が生じた日として、当社が指定する日

(イ) 当社の株主であるＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合より、譲渡承認請求を行う時点において保有する株式のすべてを譲渡する旨の譲渡承認請求が行われ、当社取締役会において当該譲渡を承認する旨の決議がなされた場合

a.基準株価

当社の株主であるＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合が、保有する株式のすべてを譲渡する際の１株あたりの譲渡価額に相当する価額

b.基準投資期間

2015年６月17日を始期とし、当社の株主であるＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合が、保有する株式のすべての譲渡を実行する日を終期とする期間

c.行使可能数決定日

当社の株主であるＡＺ－Ｓｔａｒ１号投資事業有限責任組合が、保有する株式のすべてを譲渡する旨の株式譲渡契約を締結した日

ウ 上記ア及びイにかかわらず、新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使することができない。

(ア) 当社又はその子会社における役員及び従業員のいずれの地位も失った場合（但し、正当な理由なく役員を解任されたことにより、当該地位を有しないこととなった場合を除く。）

(イ) 当社又はその子会社における役員若しくは従業員としての職務について重大な義務違反若しくは懈怠をした場合、又は当社若しくはその子会社の就業規則に基づき、重大な懲戒処分を受けた場合
(ウ) 禁錮以上の刑に処せられた場合
(エ) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに準ずる法的倒産手続又は私的整理手続の申立てがなされた場合
(オ) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、ヤクザ、マフィアその他暴力、強要、恫喝、脅迫等社会通念に反した行動をもって特定の政治、宗教その他の思想又は経済的な目的を実現しようとするものと一般に考えられる勢力をいう。）に該当した場合、反社会的勢力に対して直接若しくは間接を問わず資金提供、援助その他の便益の供与を行っている場合又は新株予約権者が反社会的勢力からかかる便益の供与を受け、反社会的勢力との間で何らの取引関係、友好関係その他類似の関係を有している場合、又は、そうした事実の存在が合理的に疑われる場合
(カ) 新株予約権を放棄した場合

エ 新株予約権者の相続人は新株予約権を行使できない。
オ 新株予約権者は新株予約権の１個を分割して行使することはできない。

６．組織再編行為時における新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。
イ 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
ウ 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）１．に準じて決定する。
エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）２．に定める行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記ウに従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の普通株式の数を乗じた額とする。
オ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
上記（注）３．に準じて決定する。
キ 新株予約権の取得事由
上記（注）４．に準じて決定する。
ク 新株予約権の行使条件
上記（注）５．に準じて決定する。
ケ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得には再編対象会社（再編対象会社が取締役会設置会社の場合には当該会社の取締役会）の承認を要する。

７．2017年６月28日開催の取締役会決議により、2017年８月１日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．2017年11月15日開催の取締役会決議により、当社普通株式の金融商品取引所への上場を停止条件として、2018年１月31日付で「４．新株予約権の取得事由　ア」の取得事由に基づき、新株予約権2,730個（新株予約権の目的となる株式の数273,000株）を無償取得及び消却する旨を決議しております。

９．2018年12月17日開催の取締役会決議により、2019年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

10．2020年６月29日開催の第５期定時株主総会決議により、同日付で「５．新株予約権の行使の条件　エ」について「５．新株予約権の行使の条件　ウ(ア)」にかかわらず、新株予約権の相続人は新株予約権を行使することができる旨を決議しております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2017年８月１日（注）１	5,940,000	6,000,000	－	50	－	13
2017年12月20日（注）２	60,000	6,060,000	65	115	65	78
2018年４月１日～2019年３月31日（注）３	437,400	6,497,400	109	225	109	187
2019年３月26日（注）４	103,350	6,600,750	213	438	213	400
2019年４月１日（注）５	6,600,750	13,201,500	－	438	－	400
2019年６月27日（注）６	－	13,201,500	1,165	1,603	－	400
2019年７月25日（注）７	13,000	13,214,500	13	1,615	13	413
2019年９月１日～2020年３月31日（注）３	60,000	13,274,500	8	1,623	8	420
2020年７月28日（注）８	10,890	13,285,390	11	1,634	11	432
2020年８月１日～2021年２月28日（注）３	49,000	13,334,390	6	1,640	6	438

（注）　１．株式分割
2017年６月28日開催の取締役会決議により、2017年８月１日付で、普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。

２．有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格　　2,320円
引受価額　　2,180.80円
資本組入額　　1,090.40円
払込金総額　　131百万円

３．新株予約権の行使

４．譲渡制限付株式報酬としての新株発行
割当先　　当社の従業員
発行価格　　4,120円
資本組入額　　2,060円
払込金総額　　426百万円

５．株式分割
2018年12月17日開催の取締役会決議により、2019年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

６．資本金の増加及び剰余金の減少
2019年６月26日開催の第４期定時株主総会決議により、2019年６月27日付けでその他資本剰余金の額を減少し、資本金の額を1,165百万円増加しております。

７．譲渡制限付株式報酬としての新株発行

割当先	当社の取締役（社外取締役を除く）
発行価格	1,971円
資本組入額	985.5円
払込金総額	26百万円

８．譲渡制限付株式報酬としての新株発行

割当先	当社の取締役（社外取締役を除く）
発行価格	2,055円
資本組入額	1,027.5円
払込金総額	22百万円

９．上表の金額は記載単位未満を四捨五入して表示しております。

（５）【所有者別状況】

2021年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	22	21	28	72	6	3,480	3,629	―
所有株式数（単元）	-	55,952	2,650	6,361	31,376	368	36,591	133,298	4,590
所有株式数の割合（%）	-	41.975	1.988	4.772	23.538	0.276	27.450	100.000	―

（注）自己株式528,293株は、「個人その他」に5,282単元、「単元未満株式の状況」に93株含まれております。

（６）【大株主の状況】

2021年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８-１２	1,722,100	13.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町２丁目１１-３	1,440,400	11.25
株式会社日本カストディ銀行（信託口９）	東京都中央区晴海１丁目８-１２	627,800	4.90
株式会社リクルート	東京都中央区銀座８丁目４-１７	600,000	4.69
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A.	444,200	3.47
GOVERNMENT OF NORWAY	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO	334,976	2.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	AIB INTERNATIONAL CENTRE P. O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND	326,800	2.55
野村信託銀行株式会社（投信口）	東京都千代田区大手町２丁目２-２	317,700	2.48
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	東京都中央区晴海１丁目８-１２	294,200	2.30
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM	279,100	2.18
計	－	6,387,276	49.89

（注）１．発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

２．2018年11月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、大和証券投資信託委託株式会社が2018年10月31日現在、当社株式を以下のとおり保有している旨の記載があるものの、当社として2021年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお当社は、2019年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、下記の保有株券等の数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
大和証券投資信託委託株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	225,900	3.73

３．2020年１月９日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社が2019年12月31日現在、当社株式を以下のとおり保有している旨の記載があるものの、当社として2021年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号	236,100	1.79
ブラックロック（ルクセンブルク）エス・エー	ルクセンブルク大公園　L-1855　J.F.ケネディ通り　35A	228,500	1.73
ブラックロック・インターナショナル・リミテッド	英国　エディンバラ　千ブル・ストリート１　エクスチェンジ・プレース・ワン	66,300	0.50

４．2020年４月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が2020年４月13日現在、当社株式を以下のとおり保有している旨の記載があるものの、当社として2021年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号 丸の内トラストタワー本館	1,004,700	7.59

５．2020年10月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループが2020年10月12日現在、当社株式を以下のとおり保有している旨の記載があるものの、当社として2021年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	183,400	1.38
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号	56,300	0.42
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号	6,400	0.05
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目３番地１１	320,300	2.41

６．2020年10月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、クープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エルエルピーが2020年10月22日現在、当社株式を以下のとおり保有している旨の記載があるものの、当社として2021年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
クープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エルエルピー	ロンドン　セント・ジェームスズ・ストリート　31-32	928,100	6.99

７．2020年11月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社が2020年10月30日現在、当社株式を以下のとおり保有している旨の記載があるものの、当社として2021年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目１番１号	282,300	2.12
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目７番１号	388,600	2.92

８．2021年２月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが2021年２月15日現在、当社株式を以下のとおり保有している旨の記載があるものの、当社として2021年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー	アメリカ合衆国　98101　ワシントン州　シアトル市　２番街1301	647,820	4.88

９．2021年４月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村アセットマネジメント株式会社が2021年３月31日現在、当社株式を以下のとおり保有している旨の記載があるものの、当社として2021年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー	１　エンジェル　レイン　ロンドン　EC4R　3AB　ユナイテッド　キングダム	50,400	0.38
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目２番１号	881,000	6.61

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2021年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 528,200	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 12,801,600	128,016	―
単元未満株式	普通株式 4,590	―	―
発行済株式総数	13,334,390	―	―
総株主の議決権	―	128,016	―

②【自己株式等】

2021年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
プレミアグループ株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目10番４号オークラプレステージタワー	528,200	―	528,200	3.96
計	―	528,200	―	528,200	3.96

（注）１．発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
２．当社は、2020年４月30日付で、本社を東京都港区虎ノ門二丁目10番４号オークラプレステージタワーに移転いたしました。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第７号及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第７号及び会社法第155条第13号による取得

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式（注）	2,582	－
当期間における取得自己株式	－	－

（注）当事業年度における取得自己株式は、単元未満株の買取請求及び譲渡制限付株式の無償取得によるものです。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他 （　－　）	－	－	－	－
保有自己株式数	528,293	－	528,923	－

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題と認識するとともに、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案したうえで、安定的かつ継続的な配当を実施していきたいと考えております。

当社は、会社法第 459 条第１項及び第 454 条第５項の規定に基づき、取締役会の決議によって期末と中間の年２回、剰余金の配当を行える旨を定款に定めており、左記のとおり年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、借入金返済等による財務体質の強化、当社グループの諸事業の事業資金、及び新規事業や海外展開に必要な成長投資などに有効に活用する方針です。

当事業年度につきましては、期末配当金を１株当たり23.5円といたしました。実施済みの中間配当金22.5円と合わせまして、年間配当金は１株当たり46.0円であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）
2020年11月13日 取締役会決議	287	22.5
2021年５月27日 取締役会決議	301	23.5

４【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの概要】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、法改正を含む外部経営環境の変化に応じたコンプライアンスの徹底を前提として、「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します」「常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることのできる、心豊かな人財を育成します」というミッションを掲げ、このミッションの達成に資するか否かを、経営における意思決定の判断軸として位置づけております。

当社グループのミッションの達成には、株主をはじめ、お客様、お取引先様、従業員、社会等の当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、その信頼を得ることがミッションの達成に不可欠であり、そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題の一つであるとの認識のもと、当社グループの継続的な成長及び収益性の向上を図りつつ、透明性と健全性を確保した企業運営に努めております。

②　企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、社外取締役を含めた取締役会による業務執行の監督と、監査役による適法性・妥当性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。

当社の経営上の意思決定、執行及び監査に係る経営組織ほか、企業統治体制の概要は以下のとおりです。

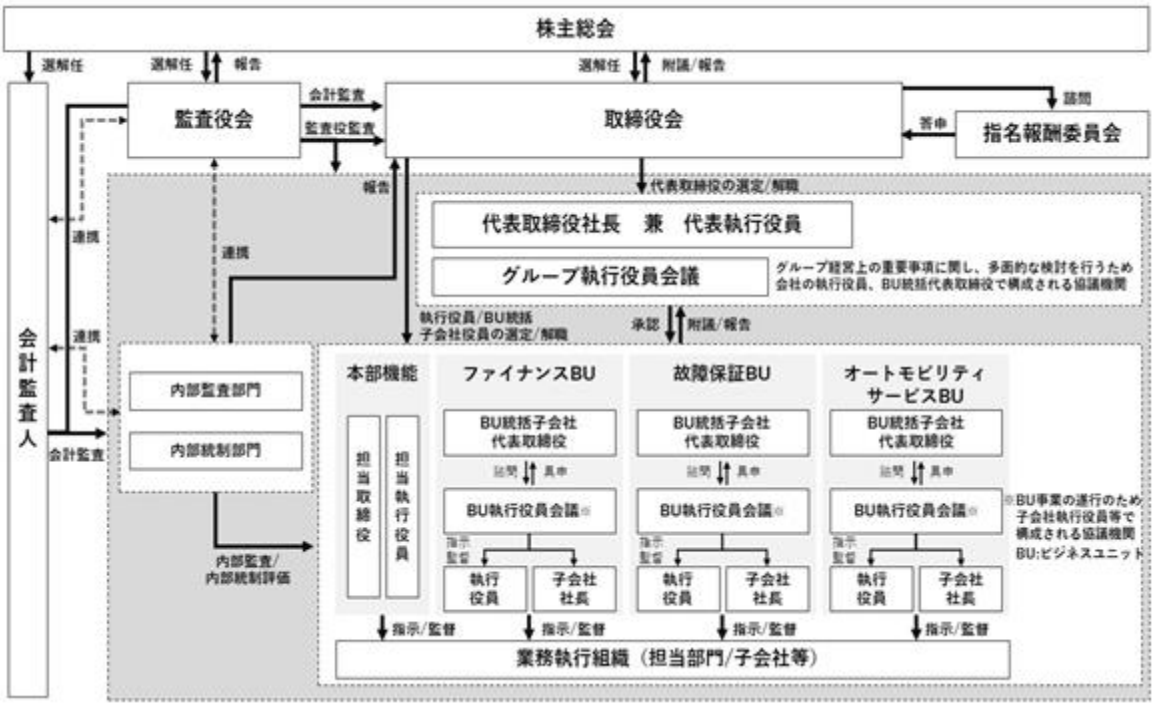

イ　経営・執行等の体制

（取締役会）

当社の取締役会は、社外取締役３名を含む取締役８名（有価証券報告書提出日現在）で構成されております。

原則として、定時取締役会を１ヵ月に１回実施し、必要に応じて随時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、社外取締役を含む取締役会の構成員により代表取締役の職務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する体制としております。また、監査役３名も取締役会に出席しております。

当連結会計年度は取締役会を17回開催いたしました。取締役（社外取締役を除く）の出席率100.0%、社外取締役の出席率100.0%、監査役の出席率100.0%であり、当社決裁基準に基づく個別議案の決議のほか、経営上の重要事項（中期経営計画及び投資・資本政策等）について議論及び決議を行なっております。

なお、取締役の任期は１年としております。

（注）１：取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

２：取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。なお、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

３：取締役会において決議することができる株主総会決議事項

（自己株式の取得）

当社は、機動的な資本政策の遂行と株主還元の実施を行うため、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

（責任免除）

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第１項の賠償責任について、会社法第426条第１項に基づき、取締役会の決議によって、法令の限度においてその責任を免除することができる旨定款に定めております。

（剰余金の配当）

当社は、機動的な資本政策の遂行と株主還元の実施を行うため、剰余金の配当等、会社法第459条第１項に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨定款に定めております。なお、剰余金の配当の基準日は、中間配当を毎年９月30日、期末配当を毎年３月31日とし、加えて、基準日を定めて、中間・期末以外の配当も行うことができる旨定款に定めております。

４：株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を図ることを目的とするものであります。

有価証券報告書提出日現在の取締役会構成員は以下のとおりです。

議長	役職名	氏名
◎	代表取締役社長	柴田　洋一
	取締役	金澤　友洋
	取締役	大貫　徹
	取締役	齊藤　邦雄
	取締役	土屋　佳之
	社外取締役	中川　二博
	社外取締役	堀越　友香
	社外取締役	大嶋　裕美

（指名報酬委員会）

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

当連結会計年度は、指名報酬委員会を５回開催し、全委員が全回出席いたしました。取締役会からの諮問事項である最高経営責任者の後継者計画に係る議論、経営陣幹部（執行役員）の指名方針及び手続きに係る検討のほか、2021年６月開催の定時株主総会に附議する役員選任議案（スキルマトリクス含む）、報酬制度変更議案（取締役の報酬総額並びに譲渡制限付株式報酬制度における報酬枠）、取締役（社外取締役を除く）の個別報酬について審議し、取締役会に対し答申いたしました。

有価証券報告書提出日現在の指名報酬委員会構成員は以下のとおりです。

委員長	役職名	氏名
◎	代表取締役社長	柴田　洋一
	社外取締役	中川　二博
	社外取締役	堀越　友香

（グループ執行役員会議）

当社は執行役員制度を採用し、取締役会の意思決定の迅速化・効率化に資するよう、業務執行における重要案件に関し多面的に検討を行う機関として、グループ執行役員会議を設置しております。

グループ執行役員会議は、当社の執行役員及びビジネスユニット統括子会社の代表取締役を中心に、当社の代表取締役が指名した者で構成され、代表取締役による重要事項の決定にあたっての諮問機関であるとともに、執行役員間の情報共有や協議の場として有効に機能しております。グループ執行役員会議は、代表執行役員である当社の代表取締役が議長を務めており、原則として１ヵ月に１回開催しております。また、常勤監査役１名が出席しております。

なお、執行役員の任期は１年としております。

有価証券報告書提出日現在のグループ執行役員会議構成員は以下のとおりです。

議長　：代表取締役社長　代表執行役員　柴田　洋一

構成員：金澤　友洋、大貫　徹、齊藤　邦雄、土屋　佳之、山村　広臣、中村　文哉、近藤　久美

（監査役会）

当社の取締役会は、社外監査役２名を含む監査役３名（有価証券報告書提出日現在）で構成されております。

監査役会は、取締役会と連動して１ヵ月に１回開催され、監査方針や監査計画を定めるとともに、監査に関する重要な事項について各監査役から報告を受け、議論及び決議を行っております。監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役の職務執行及び執行役員の業務執行の状況についての業務監査を行うとともに、会計監査並びにグループ会社向けの企業集団に関する監査をはじめ、独立監査人である会計監査人の監査に対する相当性の監査を行い、その監査結果を取締役会に報告をしております。また、監査役会において承認した監査方針、重点監査項目及び年間監査計画についても、取締役会へ報告しております。

なお、監査役の任期は４年としております。

有価証券報告書提出日現在の監査役会構成員は以下のとおりです。

議長	役職名	氏名
◎	常勤監査役	亀津　敏宏
	社外監査役	樋口　節夫
	社外監査役	森脇　敏和

ロ　当社が当該体制を選択する理由

当社は、取締役会による適切な意思決定及び監督機能の発揮と、監査役会による適法性・妥当性監査の組合せが、当社グループ全体の経営監視機能として有効であるとの判断のもと、監査役会設置会社制度を採用しております。

また、当社は当社グループを取り巻く経営環境の変化に対応し、機動的な業務執行及び迅速な意思決定を可能とするため、執行役員制度を採用しております。なお、取締役会から取締役及び執行役員へ適切に権限を委譲し、コーポレート・ガバナンスとの両立を図ることとしております。

③　企業統治に関するその他の事項

イ　内部統制システムの整備状況

当社は、2018年９月14日開催の取締役会において以下のとおり「内部統制システムの基本方針」改訂を決議し、2018年10月１日から適用を開始しております。

（内部統制システムの基本方針）

1.　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、取締役会規程に基づき、原則として１ヵ月に１回定時取締役会を実施し、必要に応じて随時に取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、社外取締役を含む取締役会の構成員により代表取締役の職務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。

b. 取締役会の決議により定めたコンプライアンス担当役員は、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス上の課題・問題把握に努め、当社のコンプライアンス体制を推進します。また、コンプライアンス担当役員は、当社の行動基準等の周知徹底、コンプライアンスへの意識・関心の向上及び正しい知識の付与並びに取締役及び使用人の倫理意識を高めることを目的に、社内においてコンプライアンス研修を実施します。

c. 内部監査部門は取締役及び使用人による職務執行を監査し、法令・定款違反行為を未然に防止します。

d. 監査役は、監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査します。

e. 当社は、取締役及び使用人が法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実について直接通報をすることができる手段として、内部通報規程に基づき、内部通報制度を運用します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録（以下、「文書等」といいます。）に記載又は記録し、文書管理規程に基づき経営上重要な機密文書として保存し、管理します。
b. 前項の文書等について、取締役、監査役が必要に応じて閲覧できる状態に管理します。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社グループの経営目標達成の阻害要因となるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、リスク管理規程に基づき、取締役会の決議によりリスク管理担当役員を定め、リスク管理委員会を設置し、リスクの軽減及び損失の危険発生の未然防止等に積極的に取り組むものとします。
b. 前項のリスクが顕在化した場合には、コーポレート統括部門が直ちに危機対応方針を定め、事実関係の調査、危機への対処、再発防止策の策定及び実施を行います。また、特に重大なリスクが顕在化した場面においては、代表取締役が対策委員会の設置を行うなど、弁護士等の社外専門家の助言を受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限にする体制を構築します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会の決議に基づく職務執行については、社内規程等に基づき、その責任者及び権限等を定め、効率的かつ円滑な職務の執行が行われる体制を構築します。
b. 適切かつ迅速な意思決定を可能とするために情報システムを整備します。
c. 原則として１ヵ月に１回の定時取締役会のほか、必要に応じて随時に取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時かつ適切に行います。これにより、その担当職務の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図ります。
d. 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘します。
e. 中期経営計画及び各年度予算を策定し、代表取締役以下の取締役は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会においてその進捗、実績報告を行います。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

a. 当社は、関係会社管理規程を制定し、当該規程に基づいて子会社等の経営管理全般を所管する部門を設置し、子会社等の事業運営に関する重要な事項について子会社等から報告を受け、協議を行い、子会社等の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に係る指導及び支援を行います。
b. 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社等の事業運営、リスク管理、コンプライアンス等の経営上の重要事項については、当社の承認又は当社への報告を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への附議を行うものとし、業務の適正性及び効率性を確保する体制を構築します。
c. 当社の内部監査部門は、子会社等の業務の適正性について監査を行い、法令・定款違反行為を未然に防止します。
d. 当社の監査役は、連結経営の視点を踏まえ、往査を含めた子会社の監査を行います。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査役が必要とした場合、代表取締役は監査役の職務を補助する使用人を選任します。
b. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、監査役が同意権をもつものとし、取締役と監査役が意見交換を行い決定します。
c. 監査役から監査役の職務を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して取締役の指揮命令を受けないものとします。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a. 当社の取締役及び使用人は、当社に対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令・定款違反、その他取締役又は使用人が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告するものとします。また、前述に関わらず当社の監査役は、必要に応じて当社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。なお、内部通報規程に基づき、上記報告者は当該報告の実施を理由として不当な取扱いを受けることがないものとします。
b. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとします。
c. 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとします。

d. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社グループに対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令・定款違反、その他当社の子会社の取締役、監査役又は使用人が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告するものとします。また、前述に関わらず当社の監査役は、必要に応じて当社の子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。なお、内部通報規程に基づき、上記報告者は当該報告の実施を理由として不当な取扱いを受けることがないものとします。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認められる重要な会議に出席します。
b. 監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るために定期的な意見交換を実施します。
c. 監査役は、原則として１ヵ月に１回開催する定時監査役会に出席するほか、必要に応じて随時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。
d. 監査役は、監査の実効性を確保するため、必要に応じて内部監査部門のほか、監査法人及び弁護士等の社外専門家を活用することができるものとします。
e. 監査役は、調査を必要とする場合には、内部監査部門等に協力・補助を要請し、監査が効率的に行われる体制を構築します。
f. 監査役がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた場合には、当社はこれに応じます。

ロ　リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制の整備状況については、「内部統制システムの基本方針　3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載のとおりです。

ハ　子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社のリスク管理体制の整備状況については、「内部統制システムの基本方針　5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制」に記載のとおりです。

ニ　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定することができる旨定款に定めております。

当該定款の規定に基づき、社外取締役３名、常勤監査役１名、社外監査役２名と、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役、監査役のいずれについても金100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ホ　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約においては、被保険者である役員が、その業務につき行った行為に起因して損害賠償を受けることにより被る損害を当該保険契約により補填することとしております。取締役並びに監査役は当該保険契約の被保険者に含められ、また当社は、当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。

1.被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

2.補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員がその業務につき行った行為に起因して損害賠償を受けることによって被る損害について補填するものです。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

男性9名　女性2名　（役員のうち女性の比率18.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役社長	柴田　洋一	1959年12月25日生	1982年４月　佐藤商事㈱入社 1984年４月　コンバインドインシュアランス（現ＳＢＩ生命保険㈱）入社 1985年４月　株式会社大信販（現㈱アプラス）入社 2003年４月　パシフィック・オート・トレーディング㈱ 取締役就任 2003年12月　㈱ガリバーインターナショナル（現㈱ＩＤＯＭ）入社 2006年３月　㈱ジー・ワンファイナンシャルサービス 取締役就任 2007年４月　同社 常務取締役就任 ㈱ガリバーインターナショナル（現㈱ＩＤＯＭ）執行役員就任 2007年７月　㈱ジー・ワンインシュアランスサービス（現㈱ガリバーインシュアランス）取締役就任 2007年８月　㈱ジー・ワンクレジットサービス（現プレミア㈱）代表取締役社長就任 2009年５月　㈱ジー・ワンインシュアランスサービス（現㈱ガリバーインシュアランス）代表取締役就任 2010年７月　㈱ジー・ワンクレジットサービス（現プレミア㈱）代表取締役 執行役員COO就任 2010年10月　ＳＢＩクレジット㈱（現プレミア㈱）代表取締役社長就任 2016年４月　プレミアファイナンシャルサービス㈱（現プレミア㈱）代表取締役社長 代表執行役員就任 2016年５月　Eastern Commercial Leasing p.l.c. 取締役就任（非常勤）PFS (Thailand) Co., Ltd.（現 Premium Asset Management (Thailand) Co., Ltd.）取締役就任（非常勤） 2016年７月　当社 代表取締役社長 代表執行役員就任（現任） 2016年８月　ＰＡＳ㈱ 代表取締役社長就任 2016年11月　Eastern Premium Services Co., Ltd.（現 Premium Service (Thailand) Co., Ltd.）取締役就任 2017年５月　日本ワランティ協会 会長就任 2017年７月　プレミアリース㈱（現ＰＬＳ㈱）代表取締役社長就任 2018年４月　PFS(Thailand) Co., Ltd.（現 Premium Asset Management (Thailand) Co., Ltd.）取締役社長就任（非常勤） 2019年４月　㈱ロペライオソリューションズ（現プレミアワランティサービス㈱）取締役就任 2019年５月　日本ワランティ協会 理事就任（現任） 2019年10月　ＥＧＳ㈱（現プレミアワランティサービス㈱）代表取締役就任 2020年１月　㈱ＶＡＬＵＥ 代表取締役社長就任（現任） プレミアモビリティサービス㈱代表取締役社長就任（現任） 2020年10月　プレミアワランティサービス㈱代表取締役社長就任 2021年４月　プレミア㈱代表取締役社長 代表執行役員就任（現任）	(注)３	226,156

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	金澤　友洋	1974年7月14日生	1999年４月　佐藤公認会計士事務所入所 2002年12月　㈱ネクストゲート入社 2003年10月　㈱ガリバーインターナショナル（現㈱ＩＤＯＭ）入社 2006年３月　㈱ジー・ワンファイナンシャルサービス入社（転籍） 2010年７月　ＳＢＩクレジット㈱（現プレミア㈱）社外監査役就任 2011年３月　㈱ガリバーインターナショナル（現㈱ＩＤＯＭ）入社（転籍） 2011年８月　ＳＢＩクレジット㈱（現プレミア㈱）入社 2014年４月　同社 執行役員就任 2016年７月　当社 執行役員就任 プレミア㈱監査役就任（現任） 2017年７月　当社 上席執行役員 経営企画本部長就任 2018年４月　当社 上席執行役員 コーポレート本部長就任 2018年10月　㈱ソフトプランナー 監査役就任（現任） 2020年１月　プレミアモビリティサービス㈱監査役就任（現任） プレミアオートパーツ㈱監査役就任（現任） 2020年４月　当社 常務執行役員 経理財務部長、広報・IR部長就任 2020年10月　当社 常務執行役員 財務部長就任（現任） Premium Asset Management（Thailand）Co., Ltd. 取締役就任（非常勤）（現任） 2020年11月　特定非営利活動法人ニッポンランナーズ理事就任（現任） 2021年６月　当社 取締役就任（現任） 中央債権回収㈱監査役就任（現任）	（注）3	118,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	大貫　徹	1974年10月30日生	1998年４月　アコム㈱ 2004年３月　㈱アイエスアイ入社 2006年６月　㈱ジー・ワンファイナンシャルサービス入社 2007年11月　㈱ジー・ワンクレジットサービス(現プレミア㈱)出向 同社 業務統括本部長兼債権管理部長 2008年12月　同社 入社（転籍） 同社 業務統括部長 2009年２月　同社 サービス事業企画部長 2010年４月　同社 内部監査室長 2011年５月　同社 コーポレート本部 副本部長 2012年１月　同社 営業本部 副本部長 2012年６月　同社 クレジットセンター統括部長 2013年４月　同社 与信統括部長 2013年８月　同社 与信・システム統括部長 2014年４月　同社 執行役員 与信・システム統括部長就任 2014年11月　同社 執行役員 営業企画部長兼コーポレート部長就任 2016年４月　同社 常務執行役員 コーポレート本部長就任 2016年７月　当社 常務執行役員 コーポレート本部長兼広報・人財開発部長就任 2017年６月　当社 取締役就任（現任） 2017年７月　当社 取締役 常務執行役員 コーポレート本部長兼広報・人財開発部長兼IPO準備室長就任 2018年４月　当社 取締役 常務執行役員 経営戦略本部長就任 2018年６月　プレミアシステムサービス㈱ 代表取締役社長就任（現任） 2018年10月　㈱ソフトプランナー 取締役就任 2019年４月　当社 取締役 常務執行役員 コーポレート本部長兼経営戦略部長就任 プレミアファイナンシャルサービス㈱(現プレミア㈱)コーポレート部長就任 2019年６月　当社 取締役 常務執行役員 コーポレート本部長兼経営戦略部長兼内部統制室長就任 2019年８月　当社 取締役 常務執行役員 コーポレート本部 コーポレート部長就任 2019年10月　当社 取締役 常務執行役員 コーポレート部長就任 プレミアファイナンシャルサービス㈱（現プレミア㈱）取締役就任 2020年４月　当社 取締役 専務執行役員 コーポレート部長就任 2020年10月　プレミアワランティサービス㈱ 代表取締役 専務執行役員 コーポレート部長就任 ＥＧＳ㈱ 代表取締役社長就任 2021年４月　プレミア㈱代表取締役 専務執行役員 信用リスク管理部長就任（現任） プレミアワランティサービス㈱ 取締役就任（現任） ＰＬＳ㈱代表取締役社長就任（現任） 中央債権回収㈱取締役就任（現任）	（注）３	101,778

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	齊藤　邦雄	1972年4月25日生	1996年４月 ㈱アプラス入社 2007年５月 ㈱インターフェース入社 2007年10月 ㈱ジー・ワンファイナンシャルサービス入社 2007年11月 ㈱ジー・ワンクレジットサービス(現プレミア㈱)出向 2008年12月 同社 入社（転籍） 2009年３月 同社 営業本部 副本部長 2009年７月 同社 営業本部長 2012年４月 同社 営業本部 営業統括副本部長 2012年６月 同社 営業本部 営業統括部長 2012年７月 同社 執行役員 営業本部 営業統括部長就任 2013年４月 同社 執行役員 営業統括部長就任 2014年11月 同社 執行役員 営業推進部長就任 2016年４月 同社 執行役員 営業推進本部長就任 2016年７月 同社 取締役 執行役員 営業推進本部長就任 2017年７月 同社 取締役 上席執行役員 営業推進本部長就任 2018年４月 同社 取締役 常務執行役員 営業推進本部長兼営業統括部長就任 プレミアリース㈱（現ＰＬＳ㈱）代表取締役社長就任 2018年６月 当社 取締役就任（現任） 2019年４月 プレミアファイナンシャルサービス㈱(現プレミア㈱)取締役 専務執行役員 営業推進本部長就任 2020年４月 プレミア㈱代表取締役 専務執行役員 信用リスク管理部長就任 ＥＧＳ㈱（現プレミアワランティサービス㈱）代表取締役社長就任 中央債権回収㈱取締役就任 2021年４月 プレミアワランティサービス㈱代表取締役社長 代表執行役員 コーポレート部長就任（現任） ＥＧＳ㈱代表取締役社長就任（現任）	（注）3	83,978

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	土屋　佳之	1968年9月22日生	1994年４月　㈱学研クレジット（現ジャックス・ペイメント・ソリューションズ㈱）入社 2007年11月　㈱ジー・ワンクレジットサービス(現プレミア㈱)入社 2009年６月　同社 債権管理本部長 2012年６月　同社 債権統括部長 2012年７月　同社 執行役員 債権統括部長就任 2016年４月　同社 常務執行役員 信用リスク管理本部長就任 2016年７月　当社 執行役員 グループ会社管理部長就任 プレミアファイナンシャルサービス㈱(現プレミア㈱)取締役 常務執行役員 信用リスク管理部長就任 2017年６月　当社 取締役就任（現任） 2017年８月　プレミアファイナンシャルサービス㈱(現プレミア㈱)取締役 常務執行役員 信用リスク管理本部長就任 2019年４月　当社 取締役 常務執行役員 グループ統括本部長就任 プレミアファイナンシャルサービス㈱(現プレミア㈱)取締役 常務執行役員 信用リスク管理本部長兼アフターセンター統括部長就任 ＰＡＳ㈱代表取締役社長就任 ㈱ロペライオソリューションズ（現プレミアワランティサービス㈱）代表取締役社長就任 ㈱ソフトプランナー 取締役就任（現任） PFS(Thailand) Co., Ltd.（現 Premium Asset Management (Thailand) Co., Ltd.）取締役就任（非常勤） 2020年１月　プレミアモビリティサービス㈱取締役就任 プレミアオートパーツ㈱代表取締役社長就任（現任） 2020年４月　プレミアモビリティサービス㈱代表取締役 専務執行役員就任 中央債権回収㈱取締役就任 2020年10月　プレミアモビリティサービス㈱代表取締役 専務執行役員 コーポレート部長就任（現任）	（注）３	93,778

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
社外取締役	中川　二博	1960年4月8日生	1984年４月 ㈱リクルート（現㈱リクルートホールディングス）入社 1998年10月 ㈱東海カーセンサー（現㈱リクルート東海カーセンサー）代表取締役社長就任 1999年６月 ㈱九州カーセンサー（現㈱リクルート西日本カーセンサー）代表取締役社長就任 2003年４月 ㈱リクルートＨＲマーケティング関西（現㈱リクルートジョブズ）代表取締役社長就任 2006年４月 ㈱リクルート執行役員兼㈱リクルートスタッフィング 常務執行役員就任 2012年10月 ㈱リクルートマーケティングパートナーズ 執行役員就任 2013年６月 ㈱ＪＣＭ 取締役就任 2014年10月 ㈱リクルートカーセンサー 代表取締役社長就任 2016年４月 ㈱リクルートマーケティングパートナーズ 顧問就任 2017年６月 当社 社外取締役就任（現任） 2017年６月 ㈱シンクロ・フード 社外取締役就任 2019年６月 ㈱シンクロ・フード 取締役就任（現任）	(注)３	1,800
社外取締役	堀越　友香	1975年10月6日生	2001年４月 岩手県庁入庁 2006年10月 東京弁護士会登録（59期） 坂井・三村法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所に経営統合）入所 2012年４月 金融庁監督局総務課金融会社室（信用機構対応室併任）出向 2015年４月 弁護士法人中央総合法律事務所入所（現任） 2019年６月 当社 社外取締役就任（現任）	(注)３	0
社外取締役	大嶋　裕美	1976年8月24日生	2003年４月 特殊法人国際協力事業団国際協力総合研究所（現独立行政法人国際協力機構）入所 2006年１月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 2011年６月 丸紅㈱入社 2015年４月 パナソニック㈱コネクティッドソリューションズ（CNS）事業開発部長（現任） 2020年６月 当社 社外取締役就任（現任）	(注)３	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
常勤監査役	亀津　敏宏	1953年12月10日生	1976年３月　㈱ホームスタディセンター入社 1981年２月　㈱学研クレジット（現ジャックス・ペイメント・ソリューションズ㈱）入社（転籍） 1999年６月　同社 経営管理部長 2004年４月　同社 執行役員 経営管理部長就任 2007年11月　㈱ジー・ワンクレジットサービス（現プレミア㈱）入社 2008年４月　同社 執行役員 営業本部長就任 2008年９月　同社 執行役員 管理部長就任 2009年８月　同社 執行役員 管理本部長就任 2011年５月　ＳＢＩクレジット㈱（現プレミア㈱）経理グループリーダー 2011年７月　同社 監査役就任（2016年７月以降は非常勤） 2016年７月　当社 常勤監査役就任（現任）	（注）4	0
社外監査役	樋口　節夫	1948年10月9日生	1974年４月　監査法人中央会計事務所入所 1988年６月　監査法人中央会計事務所 代表社員就任 2007年８月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員就任 2008年７月　新日本有限責任監査法人 シニアパートナー就任 2011年６月　樋口節夫公認会計士事務所 所長就任（現任） 2011年７月　ソーシャルワイヤー㈱社外監査役就任（現任） 2015年６月　㈱フコク 社外取締役就任 2017年６月　当社 社外監査役就任（現任）	（注）4	2,500
社外監査役	森脇　敏和	1953年8月11日生	1977年４月　㈱日本不動産銀行（現㈱あおぞら銀行）入行 1989年10月　㈱日本債券信用銀行（現㈱あおぞら銀行）営業第六部営業第二課長 1998年10月　同行 横浜支店副支店長 2000年６月　同行 渋谷支店長 2002年４月　㈱あおぞら銀行 本店営業第六部長 2005年10月　ニューシティ・モーゲージ㈱営業部長 2007年10月　アストライ債権回収㈱取締役 営業副本部長就任 2008年６月　同社 常務取締役 経営管理部担当就任 2009年６月　同社 代表取締役社長就任 2012年６月　アイフル㈱取締役常務執行役員 財務部担当就任 2015年４月　あんしん保証㈱専務取締役 営業本部長就任 2016年７月　同社 専務取締役 営業部担当就任 2017年６月　当社 社外監査役就任（現任） 2017年12月　㈱アグリ・ヌーヴ代表取締役社長就任（現任）	（注）4	700
				計	629,490

（注）１．取締役 中川 二博、堀越 友香、大嶋 裕美は、社外取締役であります。
２．監査役 樋口 節夫、森脇 敏和は、社外監査役であります。
３．取締役の任期は、2021年６月29日開催の定時株主総会終結の時から、１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
４．監査役の任期は、2021年６月29日開催の定時株主総会終結の時から、４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
５．当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第３項に基づき、補欠監査役１名を選任しております。補欠監査役の略歴は、以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数（株）
北田　剛	1968年８月27日生	1990年４月　㈱学研クレジット（現ジャックス・ペイメント・ソリューションズ㈱）入社 2007年11月　㈱ジー・ワンクレジットサービス（現プレミア㈱）入社 2017年７月　同社 執行役員就任 プレミアリース㈱（現ＰＬＳ㈱）監査役就任（現任） 2018年４月　当社 執行役員就任 2019年２月　プレミア㈱ 執行役員就任 2019年10月　ＥＧＳ㈱（現プレミアワランティサービス㈱）取締役就任 2020年10月　同社 執行役員 アフターセンター一統括部長就任（現任）	24,800

補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。なお、補欠監査役の選任決議の効力は、2025年度に関する定時株主総会の開始の時までであります。

６．当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び職名は、以下のとおりであります。

（2021年７月１日付）

地位	氏名	職名
代表執行役員	柴田　洋一	事業戦略本部、グループ人財本部管掌
常務執行役員	金澤　友洋	コーポレート本部長 コーポレート本部管掌
上席執行役員	山村　広臣	事業戦略本部長、 グループシステム管掌、DX推進責任者
上席執行役員	中村　文哉	財務部長
執行役員	近藤　久美	グループ人財本部長

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は３名、社外監査役は２名であります。

イ 社外取締役

社外取締役中川二博氏は、株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）で事業及び経営に長年携わったことによる豊富な経験と見識を有し、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に充分な役割を果たすことと、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことが期待されるため、選任しております。なお、同氏は当社の普通株式を1,800株保有しております。

社外取締役堀越友香氏は、弁護士としての職務を通じて培われた法務に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に充分な役割を果たすことと、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことが期待されるため、選任しております。

社外取締役大嶋裕美氏は、公認会計士としての職務を通じて培われたファイナンスに関する専門的な知識、またパナソニック株式会社で培われた広報・IR、M&A、新規事業開発等に関する知見を活かし、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待されるため、選任しております。

上記に記載した当社株式の保有を除き、社外取締役と当社との間に特別な利害関係はありません。

ロ 社外監査役

社外監査役樋口節夫氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計・内部統制に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、社外監査役として、取締役の職務の執行の監査に充分な役割を果たすことが期待されるため、選任しております。なお、同氏は当社の普通株式を2,500株保有しております。

社外監査役森脇敏和氏は、金融機関にてファイナンス事業に長年携わったことによって培った豊富な経験と見識を有しているとともに、経営者としての幅広い知見を兼ね備えており、社外監査役として、取締役の職務の執行の監査に充分な役割を果たすことが期待されるため、選任しております。なお、同氏は当社の普通株式を700株保有しております。

上記に記載した当社株式の保有を除き、社外監査役と当社との間に特別な利害関係はありません。

ハ 社外役員の独立性に関する判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準を独自に設けております。選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社独立性基準を満たすことを前提に、経歴や当社グループとの関係を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で少数株主の保護や当社グループの事業課題に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点から候補者を選定しております。

（社外役員の独立性基準）

社外取締役及び社外監査役又はその候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有するものと判断しております。

1. 当社グループの関係者
   当社グループの関係者とは、当社及び当社の子会社（以下本基準において「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準ずる者及び使用人（以下本基準において総称して「業務執行者」という。）をいいます。
2. 取引先関係者
   a. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
      当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の連結売上高又は連結営業収益の２％を超える支払を当社グループから受けた者をいいます。
   b. 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
      当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の連結営業収益の２％を超える支払いを当社グループにした者をいいます。
   c. 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者
      当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における借入残高が当社の連結総資産の２％を超える金融機関等をいいます。
3. 専門的サービス提供者
   a. 弁護士、公認会計士、税理士、その他経営・財務・技術・マーケティング等に関するコンサルタントとして、当社の直近事業年度において、当社グループから役員報酬以外に年間10百万円以上の報酬を受領している者又はその業務執行者
   b. 当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員

4. 寄付又は助成を行っている関係者
   当社の直近事業年度において、当社グループが年間10百万円以上の寄付又は助成を行っている組織等の理事その他業務執行者をいいます。
5. 議決権保有関係者
   a. 当社の直近事業年度において、当社の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する株主又はその業務執行者
   b. 当社グループが、当該対象先の直近事業年度において10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する当社の業務執行者
6. 過去に該当したことがある者
   a. 過去に一度でも1. に該当したことがある者
   b. 過去３年間のいずれかにおいて2. から5. のいずれかに該当したことがある者
7. 近親者
   近親者とは、1. から6. に該当する者が、取締役（社外取締役を除く。）、監査役、執行役、執行役員及びこれらに準ずる重要な使用人の配偶者又は２親等以内の親族である者をいいます。

③ 社外取締役による監督及び社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は、取締役会に出席し、内部監査、監査役監査及び会計監査並びに内部統制の報告を受けるとともに、適宜提言・助言を行うことにより、当社経営に対する監督を行っております。

当社の社外監査役は、取締役会並びに監査役会に出席し、内部監査、監査役監査及び会計監査の状況並びに内部統制の統制状況に関する報告を受けることにより、これらと相互に連携して効率的な監査を実施するよう努めております。

当社は、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合、不備・問題点を指摘した場合、代表取締役の指示により、各担当取締役又は執行役員が中心となって速やかに調査を行い、是正することとしております。また、監査役は常勤監査役を中心に、外部会計監査人からの報告後、調査結果に基づいた対応策等の報告を担当取締役へ求めることとしております。

また、当社では、各担当取締役や常勤監査役又は役員秘書等を通じて、適宜、社外取締役や社外監査役が社内の各部門から必要な情報を適切に確保できる体制を整えております。

（３）【監査の状況】

① 監査役監査の状況

イ 監査役監査の組織、人員及び手続き

当社は、常勤監査役１名、社外監査役２名（有価証券報告書提出日現在）を選任しております。

常勤監査役亀津敏宏氏は、当社の連結子会社であるプレミア株式会社の経理部門に2008年４月から2011年７月まで在籍し、事業会社における財務及び会計に関する豊富な経験と見識を有しております。

社外監査役樋口節夫氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しております。

社外監査役森脇敏和氏は、長年事業及び経営に携わったことによる豊富な経験と見識を有しております。

なお、監査役の任期は４年としております。

監査役監査の手続きとしては、監査役監査基準及び期初に策定する監査計画に基づき、取締役会への出席の他、会計監査人と連携し不適切な会計処理の予防監査に努め、また定期的な内部監査部門との連携、各部門への往査を実施することとしております。

また、常勤監査役は取締役会に加え、グループ執行役員会議等の重要な会議への出席や社内稟議の確認を通じて会社の状況を把握し、重要な意思決定の過程を確認するほか、各部門への往査を通じて、業務執行の状況が法令、定款及び社内規程等に準拠していることの確認をしております。

ロ 監査役会及び監査役の活動状況

監査役会は、取締役会と連動して原則１ヵ月に１回開催され、監査方針や監査計画を定めるとともに、監査に関する重要な事項について各監査役から報告を受け、協議又は決議を行っております。監査役監査基準及び監査計画に基づき、業務監査、会計監査並びにグループ会社向けの企業集団に関する監査をはじめ、独立監査人である会計監査人の監査に対する相当性の監査を行うとともに、その監査結果を取締役会に報告しております。また、監査役会において承認した監査方針、重点監査項目及び年間監査計画についても、取締役会へ報告しております。

当連結会計年度は監査役会を15回開催いたしました。全監査役が全回出席し、協議及び決議を実施しております。また、当連結会計年度に17回開催された取締役会につき、全監査役が全回出席し、取締役の意思決定に至るプロセス及び決定内容についての監査を実施いたしました。

当連結会計年度の監査役会における主な共有・検討事項は以下のとおりです。

・監査方針、監査計画について
・重点監査項目の進捗等について
・常勤監査役の職務執行状況について

また、各監査役の活動状況は以下のとおりです。

・重要会議への出席
　取締役会、グループ執行役員会議等への出席（非常勤である社外監査役は取締役会のみ）
・重要な決裁書類等の閲覧
　契約書、稟議書、各重要会議の議事録等（常勤監査役）
・取締役との定期的な会合
　四半期に１回以上の監査実施状況・監査結果報告（常勤監査役）
・往査
　各部門、連結子会社の事業部門等（常勤監査役）
・三様監査連携
　四半期に１回の監査役状況意見交換（全監査役）

② 内部監査の状況

イ 内部監査の組織、人員及び手続き

当社は、業務ラインから独立した内部監査組織として、取締役会直下に内部監査部門（部門員２名、有価証券報告書提出日現在）を設置しております。

業務運営の適切性及び資産の健全性の確保を目的として、事業年度ごとに立案する内部監査年度計画に基づき、内部監査人が当社各部門及び当社グループの関係会社の業務執行状況について、コンプライアンス・情報管理・業務プロセス等の観点から内部監査を実施しております。実施結果については取締役会に報告し、必要に応じて被監査部門に対し再発防止策や抜本的な改善策の策定とそれらの実効を要請し、適正化に向けた実効性ある内部監査活動の推進に取り組んでおります。

なお、内部監査の実施結果は定期的に取締役会へ報告するとともに、監査役会にも報告され、監査役監査との連携を図っております。

ロ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

当社は、いわゆる三様監査（内部監査、監査役監査及び会計監査）の有効性と効率性の向上を図るため、内部監査人、監査役及び会計監査人が、それぞれの業務監査や会計監査を通じて得た有用な情報の交換・共有ができるよ

う、定期的なミーティングの機会を確保し、必要に応じて意見交換を行うことで、経営活動全般を対象とした監査の質の向上を図っております。

また、社内における諸問題の早期解決を図るため、内部監査部門は、取締役・監査役との連携を強化しております。内部監査部門における監査結果は適宜代表取締役や担当取締役、監査役会へ報告されており、問題点等がある場合は、適宜改善指示がなされております。

なお、当社における財務報告に係る内部統制は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に基づき、内部統制部門（部門員７名、有価証券報告書提出日現在）が独立部門として内部統制の評価をとりまとめ、レビューを実施した上で最終評価を行っております。評価結果は、定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。

内部統制部門は、内部監査部門と定期的なミーティングを実施し、適宜連携を図っております。また、内部統制部門は、前述の三様監査のミーティングに出席し、意見交換を行っております。

③　会計監査の状況

当事業年度における会計監査については、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の指定有限責任社員・業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。また、継続監査年数が７年を超える者はおりません。

イ　監査法人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

ロ　継続監査期間

２年

ハ　業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員　業務執行社員　伊藤　嘉昭
指定有限責任社員　業務執行社員　大辻　竜太郎

ニ　監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。

公認会計士	４名
その他	11名

(注)その他は、公認会計士試験合格者等であります。

ホ　監査法人の選定方針と理由

当社は、当社の会計監査人として求められる国際会計基準（IFRS）意見表明にあたっての専門性、審査体制、独立性の保持を含む品質管理体制等を有し、当社グループの海外事業を含めた成長戦略遂行にあたり、専門的かつ適切な監査が可能であることを、監査法人の選定方針としております。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項のいずれかに該当すると認める場合、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針であります。このほか、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断される場合、又は監査役の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当である判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することとしております。

ヘ　監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人の職務執行状況、独立性及び必要な専門性を有することや監査体制が整備されていること、監査計画が合理的かつ妥当であることなどを確認し、PwCあらた有限責任監査法人が会計監査人として適切、妥当であると評価しております。

④　監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第４期（連結・個別）：有限責任監査法人トーマツ
第５期（連結・個別）：PwCあらた有限責任監査法人

なお、臨時報告書（提出日：2019年５月24日、提出先：関東財務局長）に記載した事項は次のとおりです。

(1)異動に係る監査公認会計士等の名称

①　選任する監査公認会計士等の名称　　PwCあらた有限責任監査法人
②　退任する監査公認会計士等の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2)異動の年月日

2019年６月26日（第４期定時株主総会開催日）

(3)退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2018年６月28日

(4)退任する監査公認会計士等が直近３年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5)異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の監査公認会計士等である有限責任監査法人トーマツは、2019年６月26日開催の第４期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。現監査公認会計士等による監査が非上場時から継続しており、また、2018年12月の東京証券取引所市場第一部銘柄への指定を受け、会社が海外事業を含む成長戦略の加速を図る転換期を迎えたタイミングであること等を勘案した結果、PwCあらた有限責任監査法人が、当社の監査公認会計士等として求められる国際会計報告基準（IFRS）意見表明にあたっての専門性、審査体制、独立性の保持を含む品質管理体制等を有しており、当社グループの海外事業を含めた成長戦略遂行にあたり、より専門的かつ適切な監査が可能であると判断し、新たな監査公認会計士等としてPwCあらた有限責任監査法人を選任いたしました。

(6)上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

⑤　監査報酬の内容等

イ　監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	62	18	57	－
連結子会社	53	－	65	－
計	115	18	122	－

非監査業務の内容は、以下のとおりであります。

（前連結会計年度）

当社は、PwCあらた有限責任監査法人に対し、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である国際会計報告基準（IFRS）に関する会計アドバイザリーサービス業務を委託し、対価を支払っております。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

ロ　監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イを除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	―	―	―	―
連結子会社	―	―	―	―
計	―	―	―	―

非監査業務の内容は、以下のとおりであります。

（前連結会計年度）
該当事項はありません。

（当連結会計年度）
該当事項はありません。

ハ　その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

ニ　監査報酬の決定方針
明確な決定方針は定めておりませんが、当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、監査実績等を勘案し、社内決裁手続きを経て決定しております。
なお、会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

ホ　監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等につき、当社の監査役が会社法第399条第１項の同意をした理由は、会計監査計画の監査日数及び昨年の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人が適正な監査を実施するために妥当な水準であると認めたためであります。

（４）【役員の報酬等】

①　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ　役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の決定の方法

当社は、役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、あらかじめその内容につき取締役会の諮問機関である指名報酬委員会に諮問し、答申を受けた内容に基づき、取締役会において決議しております。当該決定方針の内容の概要等は以下のとおりです。

ロ　取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役報酬制度は、会社の持続的成長にとって重要な経営基盤の一つとして、次の方針、構成等を軸に運用しております。

（取締役報酬の基本方針）

当社の取締役報酬は、次の考え方に基づき決定いたします。

1. 競争力のある報酬制度であること
会社のミッション及び中長期的ビジョンの実現に貢献する優秀な人材の獲得・保持が可能な報酬体系及び報酬水準であること。

2. 持続的な企業価値向上を重視した報酬制度であること
会社の持続的・継続的な企業価値・株主価値向上を推進する動機付けとなり得る報酬であること。

3. 公正かつ公平な報酬制度であること
株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たしうる透明性・公平性・合理性の高い報酬体系であること。

（取締役報酬の体系）

当社の取締役報酬体系は、「基本報酬（固定報酬）」、「業績連動報酬（変動報酬）」及び「非金銭報酬（変動報酬）」で構成しております。

1. 基本報酬
役位や担う機能・役割等に応じた職務遂行を促すことを目的とするもの。

2. 業績連動報酬
事業年度ごとの業績目標達成に向け、成果を積み上げることを目的とするもの。

3. 非金銭報酬
中長期的な企業価値向上・株主価値向上を重視した経営を推進することを目的とするもの。

報酬の種類	給与方式・固定／変動	業績連動指標	報酬の内容	構成割合（%）	取締役（社外取締役を除く）	社外取締役
基本報酬	現金・固定	－	・役位や担う機能・役割等に応じた職務遂行を促すための固定報酬。 ・役位別の固定報酬及び代表権の有無に基づき作成された基本テーブルにより決定。	55～60	◎	◎
業績連動報酬	現金・変動	連結当期税引前利益	・事業年度ごとの業績目標達成に向け、成果を積み上げるための業績連動報酬。 ・指標は「連結税引前利益」、「スポット損益を除いた連結税引前利益」及び「個人業績（代表取締役は全社目標、取締役はそれぞれが管掌する事業・部門における業績目標）」とする。 ・上記指標別に設定した係数を基本報酬に乗じ、事業年度ごとの達成度等に応じて基本報酬の0～103.5%の範囲内で決定する。	25	◎	－

報酬の種類	給与方式・固定／変動	業績連動指標	報酬の内容	構成割合（%）	取締役（社外取締役を除く）	社外取締役
非金銭報酬	株式・変動	―	・中長期的な企業価値向上・株主価値向上を重視した経営を推進するための株式報酬。	15～20	◎	―

（報酬水準の考え方）

当社の取締役の報酬水準は、各取締役が担うべき機能・役割等を踏まえ、優秀な人材の獲得・保持が可能な競争力のある水準となるよう、必要に応じて外部の客観的データや評価データ等を活用しながら設定いたします。

ハ　各役員の報酬等の決定方法

当社の各取締役の報酬等は、審議プロセスの透明性・客観性を高めるため、指名報酬委員会（独立社外役員が委員の過半数を占めるもの。）において事前に協議された報酬方針、報酬制度、各取締役の個人業績評価（社外取締役を除く）の結果を踏まえ、定款に基づき株主総会において決議された報酬総額の限度額の範囲内で、指名報酬委員会への諮問とその答申を経て取締役会で決定しております。

当社の当事業年度における各取締役の報酬等の額の決定につきましては、2020年６月開催の指名報酬委員会において上記決定方針に基づいて協議した各取締役の報酬案を、同年６月開催の取締役会において決議しております。

このように、独立社外役員が委員の過半数を占める指名報酬委員会において上記決定方針に基づいて協議した各取締役の報酬案が当社取締役会において決議され、それが各取締役の報酬等の額となっていることから、取締役会は、その内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の各監査役の報酬等は、定款に基づき株主総会によって決議された報酬総額の限度額の範囲内で、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会において決定しております。

（指名報酬委員会の役割及び活動内容）

当社の指名報酬委員会は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を高め、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とした、取締役会の任意の諮問機関であります。

当連結会計年度は、取締役報酬の基本方針及び報酬水準の考え方、決定手続き、及び役員報酬の構成について審議し、取締役会に対し答申を行いました。

当連結会計年度においては、役員報酬に関する審議を次のとおり実施いたしました。

・2021年５月13日　取締役報酬に係る議案（取締役の報酬総額並びに譲渡制限付株式報酬制度における報酬枠の改定）を定時株主総会へ附議することについての審議
取締役の個別報酬の審議

（指名報酬委員会の構成員）

有価証券報告書提出日現在の構成員は次のとおりです。

委員長	役職名	氏名
◎	代表取締役社長	柴田　洋一
	社外取締役	中川　二博
	社外取締役	堀越　友香

（取締役会の活動内容）

取締役会は、役員報酬内容や制度構築、改定に係る審議、決定をしております。

当連結会計年度においては、次のとおり役員報酬に関する審議又は決議をしております。

・2021年５月27日　指名報酬委員会における審議に基づいた取締役報酬に係る議案２件（取締役の報酬総額並びに譲渡制限付株式報酬制度における報酬枠の改定）を含む株主総会附議議案の決定
・2021年６月29日　指名報酬委員会における審議に基づいた取締役報酬の決定

ハ　株主総会決議

当社の役員の報酬等の総額を、2017年６月28日開催の第２期定時株主総会及び2021年６月29日開催の第６期定時株主総会において決議しており、その内容は以下のとおりであります。なお、以下の金額には使用人兼取締役の使用人部分の給与額は含まれておりません。

取締役の報酬総額　　：　年額　350百万円以内　（第６期定時株主総会で決議）
監査役の報酬総額　　：　年額　 20百万円以内　（第２期定時株主総会で決議）

また、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、上記報酬とは別に、2019年６月26日開催の第４期定時株主総会において取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入を、また2021年６月29日開催の第６期定時株主総会において金銭報酬債権総額を決議しており、その内容は以下のとおりであります。なお、以下の金額に使用人兼取締役の使用人部分の給与額は含まれておりません。

譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額　：　年額　30百万円以内
対象取締役　：　社外取締役を除く取締役

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

2021年３月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	短期インセンティブ	長期インセンティブ	
取締役（社外取締役を除く）	153	67	59	27	4
監査役（社外監査役を除く）	5	5	－	－	1
社外取締役	17	17	－	－	3
社外監査役	6	6	－	－	2

（注）１．上表の金額は記載単位未満を四捨五入して表示しております。
２．2021年３月末日現在の役員の人数は取締役７名、監査役３名であります。
３．取締役の報酬等の額は、当事業年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が当事業年度において実際に支払った額、支払うべき額（会計上の見積条件をもとに費用化した金額を含む。以下同じ。）をもとに記載しております。
４．上表記載の非金銭報酬は、2019年６月26日開催の第４期定時株主総会にて決議された譲渡制限付株式報酬を含んだ額であり、譲渡制限付株式報酬枠は年額30百万円以内、株式の数の上限を年15,000株以内（社外取締役は付与対象外）であります。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は４名です。当事業年度においては、取締役（社外取締役を除く）4名に対して、金銭報酬債権を付与し、当該債権の全部を当社に現物出資させることにより、当社普通株式10,890株を株式報酬として交付しました。当該株式の交付にあたっては、当社又は当社の子会社の取締役の地位を退任するまで譲渡しないこと等を条件としております。
５．上表記載の短期インセンティブに関する事項につきましては、下記「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」ロもご参照ください。短期インセンティブの業績連動指標としては、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高める観点から、連結税引前利益を採用しており、その推移は、3頁に記載のとおりです。当事業年度は、取締役（社外取締役を除く）４名に対し、短期インセンティブとして「連結税引前利益」、「スポット損益を除いた連結税引前利益」及び「個人業績（代表取締役は全社目標、取締役はそれぞれが管掌する事業・部門における業績目標）」に対する達成率に応じて算定した額（基本報酬（固定報酬）額の80～90%）を、12等分して毎月の基本報酬に加算する方法で支給いたしました。

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

（５）【株式の保有状況】

①　投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、明確な投資株式の区分の基準等は定めておりませんが、大きく以下のとおり区分しております。

（純投資株式）　専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式。
（政策保有株式）主に取引・協業関係の構築・維持・強化等、純投資目的以外の目的で保有する投資株式。

当社は、原則として純投資及び政策保有を目的とした上場株式を保有しない方針であり、有価証券報告書提出日現在も保有しておりません。これらの保有が必要となる場合、当該株式に係る議決権の行使に関しては、取締役会において保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等、その議案の内容を具体的に精査し、保有の適否を検証したうえで合理的に判断し、適切に開示してまいります。

②　株式の保有状況

イ　保有目的が純投資目的である株式投資

該当事項はありません。

ロ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

・保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
該当事項はありません。

・銘柄数及び貸借対照表計上額
該当事項はありません。

・特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報
該当事項はありません。

ハ　当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

ニ　当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第５【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等へ参加しております。

(2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

①【連結財政状態計算書】

（単位：百万円）

	注記	前連結会計年度 (2020年３月31日)	当連結会計年度 (2021年３月31日)
資産の部			
現金及び現金同等物	6,12	6,286	8,054
金融債権	7,10,12	20,011	23,394
その他の金融資産	8,10,12	6,408	9,829
有形固定資産	13,16	3,092	3,644
無形資産	14,15	5,950	5,768
のれん	14,15	3,958	3,958
持分法投資	15,34	1,224	1,434
繰延税金資産	19	-	2
保険資産	11	2,965	3,111
その他の資産	9	8,309	8,961
資産合計		58,203	68,156
負債の部			
金融保証契約	10,12	22,063	25,079
借入金	17	16,421	19,641
その他の金融負債	10,12,16,20	6,340	6,703
引当金	18	327	302
未払法人所得税	19	386	648
繰延税金負債	19	1,355	1,404
その他の負債	21	5,999	7,087
負債合計		52,891	60,865
資本の部			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	31	1,534	1,612
資本剰余金	31	1,260	1,281
自己株式		△1,201	△1,201
利益剰余金	31	3,587	5,403
その他の資本の構成要素		62	116
親会社の所有者に帰属する持分合計		5,242	7,211
非支配持分		70	79
資本合計		5,312	7,291
負債及び資本合計		58,203	68,156

②【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	注記	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
営業収益	22,24	14,016	17,825
その他の金融収益	26	5	9
持分法による投資利益	34	-	59
その他の収益	25	2,110	694
収益合計		16,132	18,586
営業費用	23,24	12,458	14,857
その他の金融費用	26	151	98
持分法による投資損失	34	844	-
その他の費用	25	75	168
費用合計		13,528	15,123
税引前利益		2,604	3,463
法人所得税費用	19	1,152	1,070
当期利益		1,452	2,393
当期利益の帰属			
親会社の所有者		1,466	2,383
非支配持分		△14	10
当期利益		1,452	2,393
親会社の所有者に帰属する１株当たり当期利益			
基本的１株当たり当期利益（円）	28	112.33	186.74
希薄化後１株当たり当期利益（円）	28	110.29	184.55

③【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	注記	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
当期利益		1,452	2,393
その他の包括利益			
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	36	△1	△1
持分法によるその他の包括利益	34,36	△69	55
税引後その他の包括利益		△70	53
当期包括利益		1,381	2,447
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		1,395	2,437
非支配持分		△13	9
当期包括利益		1,381	2,447

④【連結持分変動計算書】

（単位：百万円）

		親会社の所有者に帰属する持分					
						その他の資本の構成要素	
	注記	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	新株予約権	持分法によるその他の包括利益
2019年４月１日残高		227	2,412	△1	2,693	9	123
当期包括利益							
当期利益		-	-	-	1,466	-	-
その他の包括利益		-	-	-	-	-	△69
当期包括利益合計		-	-	-	1,466	-	△69
所有者との取引額等							
自己株式の取得		-	△4	△1,200	-	-	-
配当金	32	-	-	-	△571	-	-
非支配株主との資本取引	27	-	△1	-	-	-	-
株式に基づく報酬取引	29	142	18	-	-	0	-
資本剰余金から資本金への振替		1,165	△1,165	-	-	-	-
所有者との取引額等合計		1,307	△1,152	△1,200	△571	0	-
2020年３月31日残高		1,534	1,260	△1,201	3,587	10	53
当期包括利益							
当期利益		-	-	-	2,383	-	-
その他の包括利益		-	-	-	-	-	55
当期包括利益合計		-	-	-	2,383	-	55
所有者との取引額等							
新株の発行	31	6	6	-	-	△3	-
自己株式の取得		-	-	△0	-	-	-
配当金	32	-	-	-	△568	-	-
株式に基づく報酬取引	29	72	15	-	-	3	-
所有者との取引額等合計		78	21	△0	△568	0	-
2021年３月31日残高		1,612	1,281	△1,201	5,403	10	108

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分		合計	非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素				
		在外営業活動体の換算差額	計			
2019年４月１日残高		1	133	5,464	65	5,529
当期包括利益						
当期利益		-	-	1,466	△14	1,452
その他の包括利益		△2	△71	△71	0	△70
当期包括利益合計		△2	△71	1,395	△13	1,381
所有者との取引額等						
自己株式の取得		-	-	△1,204	-	△1,204
配当金	32	-	-	△571	-	△571
非支配株主との資本取引	27	-	-	△1	18	17
株式に基づく報酬取引	29	-	0	160	-	160
資本剰余金から資本金への振替		-	-	-	-	-
所有者との取引額等合計		-	0	△1,616	18	△1,598
2020年３月31日残高		△1	62	5,242	70	5,312
当期包括利益						
当期利益		-	-	2,383	10	2,393
その他の包括利益		△1	54	54	△1	53
当期包括利益合計		△1	54	2,437	9	2,447
所有者との取引額等						
新株の発行	31	-	△3	9	-	9
自己株式の取得		-	-	△0	-	△0
配当金	32	-	-	△568	-	△568
株式に基づく報酬取引	29	-	3	91	-	91
所有者との取引額等合計		-	0	△468	-	△468
2021年３月31日残高		△2	116	7,211	79	7,291

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	注記	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		2,604	3,463
減価償却費及び償却費		855	1,316
その他の金融収益及び金融費用		249	213
金融債権の増減額(△は増加)		△5,266	△2,652
金融保証契約の増減額（△は減少）		4,977	3,016
その他の金融資産の増減額(△は増加)		△2,257	△3,424
その他の金融負債の増減額(△は減少)		1,079	681
その他の資産の増減額(△は増加)		△3,308	△869
その他の負債の増減額(△は減少)		282	785
持分法による投資損益（△は益）		844	△59
その他		111	△392
小計		168	2,077
利息の受取額		2	2
配当金の受取額		0	-
利息の支払額		△164	△153
法人所得税の支払額		△1,664	△930
法人所得税の還付額		413	325
営業活動によるキャッシュ・フロー		△1,246	1,321
投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資有価証券の取得による支出		△13	△1
有形固定資産の取得による支出		△692	△911
無形資産の取得による支出		△282	△300
貸付金の貸付による支出		△6	△21
貸付金の回収による収入		17	15
差入保証金の差入による支出		△522	△121
差入保証金の回収による収入		108	182
子会社の取得による支出	27	△228	△94
関連会社の取得による支出		-	△48
その他		-	127
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,618	△1,172
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の借入による収入	35	48,978	14,474
短期借入金の返済による支出	35	△50,868	△9,959
長期借入金の借入による収入	35	11,046	4,076
長期借入金の返済による支出	35	△3,801	△5,740
リース負債の返済による支出	35	△453	△755
株式の発行による収入	31	8	-
自己株式の取得による支出		△1,200	△0
配当金の支払額		△570	△567
その他		△172	89
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,967	1,617
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		102	1,766
現金及び現金同等物の期首残高		6,186	6,286
現金及び現金同等物の為替換算による影響		△3	2
現金及び現金同等物の期末残高		6,286	8,054

【連結財務諸表注記】

１．報告企業

プレミアグループ株式会社（以下、当社という。）は、日本に所在する株式会社であります。当社が登記している本社、主要な営業所の住所は東京都港区虎ノ門二丁目10番４号オークラプレステージタワーであります。2021年３月31日を期末日とする連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）、並びに当社の関連会社及び共同支配企業に対する持分により構成されております。

当社グループの事業内容は、オートクレジットを中心とした「クレジット事業」、「故障保証事業」、「その他事業（オートモビリティ事業、海外事業）」を展開しております。当社グループの主な事業内容は「３．重要な会計方針 （14） 収益」に記載しております。

２．作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨の記載

当社グループの連結財務諸表は連結財務諸表規則第１条の２に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

(2) 測定の基礎

連結財務諸表は、「注記３．重要な会計方針」に記載されている、公正価値で測定されている特定の資産及び負債を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円単位で四捨五入して表示しております。

(4) 連結財務諸表の承認

本連結財務諸表は、2021年６月11日に取締役会によって承認されております。

(5) 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準及び解釈指針の新設又は改訂は次のとおりであり、2021年３月31日現在において当社グループはこれらを適用しておりません。

基準書	基準名	強制適用時期（以降開始年度）	当社グループ適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第17号	保険契約	2023年１月１日	2024年３月期	保険契約に関する改訂

３．重要な会計方針

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当連結財務諸表は、当社の財務諸表及び当社グループが支配している（組成された企業を含む。）企業の財務諸表を連結しております。支配は、以下のすべてを満たす場合に達成されます。

- **当社が投資先に対してパワーを有している**
- **当社が投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有している**
- **当社がそのリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している**

当社は、上述の支配の３つの要素のいずれかに変化があったことを示す事実や状況がある場合には、投資先を支配しているかどうかを再検討しております。

当社グループの会計方針と子会社の会計方針を一致させるため、必要に応じて、当該連結子会社の財務諸表に調整を加えております。グループ企業間の取引に関連するグループ内の資産及び負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローは、連結財務諸表作成にあたり全額消去しております。

子会社に対する当社グループの所有持分の変動で支配の喪失にならない取引は、資本取引として会計処理されます。当社グループが子会社の支配を喪失する場合、利得又は損失は、(i)受取対価の公正価値及び残存持分の公正価値の合計と(ii)子会社の資産（のれんを含む。）及び負債並びに非支配持分の従前の帳簿価額との間の差額として算定され、純損益に認識されます。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループが重要な影響力を有している企業をいいます。重要な影響力を有しているかどうかの判定にあたっては、議決権の保有状況のほか、実質的に行使可能な潜在的議決権の存在、あるいは全取締役のうち当社及び子会社より派遣されている役員及び従業員が占める割合等の諸要素を総合的に勘案して決定しております。

関連会社への投資は、取得時には取得原価で認識され、以後は持分法によって会計処理しております。関連会社に対する投資には、取得に際して認識されたのれん（減損損失累計額控除後）が含まれております。

関連会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該関連会社の財務諸表に調整を加えております。

③　共同支配の取決め

共同支配の取決めとは、複数の当事者が共同支配を有する契約上の取決めをいいます。当社グループはその共同支配の取決めへの関与に関して、取決めの純資産に対する権利のみを有するため、共同支配の取決めを共同支配企業に分類し、持分法によって処理をしております。

(2) 企業結合

事業の取得は「取得法」で会計処理をしております。企業結合で移転された対価は、被取得企業の支配と交換に、当社グループが移転した資産、当社グループに発生した被取得企業の従前の所有者に対する負債及び当社グループが発行した資本持分の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得関連コストは発生時に費用として認識しております。

取得日において、識別可能な取得した資産及び引受けた負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識されます。

・繰延税金資産（又は繰延税金負債）及び従業員給付契約に関連する資産（又は負債）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定されます。

・「被取得企業の株式に基づく報酬契約」又は「被取得企業の株式に基づく報酬契約を当社グループの契約に置換えるために発行された当社グループの株式に基づく報酬契約」に関する負債又は資本性金融商品は、取得日にIFRS第２号「株式に基づく報酬」に従って測定されます。

・IFRS第５号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類される資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定されます。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分（もしあれば）の公正価値の合計金額が、取得した識別可能な資産と引受けた負債の取得日における正味の金額を上回る場合にその超過額として測定されます。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識されます。

(3) 外貨換算

① 外貨建取引

個々の企業の財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨（外国通貨）での取引は、取引日の為替レートで計上されます。各報告期間の末日に、外貨建貨幣性項目は、期末日における為替レートで再換算されます。取得原価で測定されている外貨建非貨幣性項目は、再換算されません。

② 在外営業活動体

連結財務諸表を表示するために、当社グループの在外営業活動体の資産及び負債は、各報告期間の末日における為替レートにより日本円で表示されます。損益項目は、その期間中の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートで換算されております。著しい変動がある場合には、取引日の為替レートが使用されます。為替差額が生じた場合、その他の包括利益で認識され「在外営業活動体の換算差額」という名称で資本に累積されます。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金及び預金としております。

(5) 金融商品

１．認識

当社グループは、金融資産及び金融負債について、金融商品の契約条項の当事者となる時点で認識しております。

２．分類・測定

(a) 非デリバティブ金融資産

当社グループで保有する非デリバティブ金融資産はその性質と保有目的によりすべて償却原価で測定する金融資産に分類されます。

また、立替金は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

金融資産は、以下の条件が共に満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルが保有されている。

・金融資産が契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、金融資産の取得に直接起因する取引コストを含めた公正価値で当初認識しております。当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。実効金利法による利息収益及び認識を中止した場合の利得又は損失は、純損益に認識しております。

(b) 非デリバティブ金融負債

当社グループで保有する非デリバティブ金融負債は、金融保証契約を除き、すべて償却原価で測定する金融負債に分類されます。当社グループは非デリバティブ金融負債を公正価値（金融資産の取得に直接起因する取引コストを控除後）で当初認識しております。金融保証契約を除く非デリバティブ金融負債については、当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

また、預り金は償却原価で測定する金融負債に分類しております。

金融保証契約

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者がその保有者に対し補填することを要求する契約であります。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しております。当該負債は当初認識後、IFRS第９号に従って算出された貸倒引当金の金額と当初認識後から、該当があれば、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って認識された累積償却額を控除した金額のいずれか高い金額により測定されております。

(c) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

デリバティブ金融資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、デリバティブ金融負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債にそれぞれ分類しております。デリバティブは、デリバティブ取引が締結された日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しております。デリバティブの公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しております。

当社グループが保有する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債は、「その他の金融資産」及び「その他の金融負債」に含まれるデリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債のみであります。

３．金融資産及び金融負債の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。また当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

４．相殺

当社グループが残高を相殺する金融資産及び金融負債は、残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

５．償却原価で測定する金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、四半期末及び期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品について報告後12ヵ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12ヵ月の予想信用損失）に等しい金額で測定しております。

契約上の支払期日より30日超の経過があった場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。信用リスクの著しい増大があった場合及び組成又購入した信用減損金融資産には、当該金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じうる債権不履行から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）に等しい金額で測定しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと判断しております。

但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権又はリース債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

また、一定の日数が経過した延滞した金融資産のうち債務者の重大な財政的困難等により金融資産の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。当社グループの金融資産の「債務不履行」の定義は、信用減損の定義に一致し、また社内のリスク管理目的に使用されるものとも一致しております。

予想信用損失は、集合ベースで、格付及び損失測定期間に対応するデフォルト確率（以下、「PD」という。）、デフォルト時損失率(以下、「LGD」という。）及び債権額をインプットとする見積技法により測定しております。PD及びLGDは、過去の信用損失発生の実績率を基礎とし、その直近における変化、及び将来予想的な情報を勘案して決定しております。

また、金融資産の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
・貨幣の時間価値
・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報
・現時点で新型コロナウイルス感染症の収束時期などを想定することは困難であるものの、同感染症による影響については、当連結会計年度における延滞や貸倒れの発生状況等の分析を行った結果、予想信用損失の悪化を示す事象は年度を通じて発生していないことから、当連結会計年度末において追加的な調整は不要と判断しております。

上記のように、予想信用損失の見積りは、PD、LGDの予測や、割引率等、多くの仮定、見積りのもとに実施されており、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、減損損失額に重要な変動を与えるリスクがあります。

貸倒引当金の当初測定に係る金額は、純損益に認識しております。また、連結決算日現在で認識が要求される貸倒引当金の金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入）の金額を、減損利得又は減損損失として純損益に認識しております。なお、購入又は組成した信用減損金融資産に係る全期間の予想信用損失の有利な変動が存在し、当初認識時の見積りキャッシュ・フローに含まれていた損失評価引当金の金額を上回る場合、減損利得として認識しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は、一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接償却しております。

(6) 保険資産

当社グループは、クレジット事業(立替払方式・提携ローン方式)における貸倒リスクをヘッジするため、複数の損害保険会社と取引信用保険及び保証期間型信用保険を締結し、信用補完を行っております。当該信用保険は、当社グループが顧客とクレジット契約を締結した時点から効力を発生し、信用保険の期間中に当該クレジット契約から生じるすべての金融資産、又は提携ローン取引に関する偶発債務が保険の対象となっております。

以上のことから、当社グループは、クレジット契約から生じると予想される貸倒損失に対して、信用保険によって補填されることがほぼ確実と見込まれる金額については、IAS第37号に従い補填に係る資産として計上しております。当該補填に係る資産は連結財政状態計算書「保険資産」として計上するとともに、貸倒リスクをヘッジの効果として、同額を連結損益計算書上の営業費用「金融資産の減損損失」から控除しております。また、保険資産の金額を超えて保険金が入金された場合の差額は、営業収益の「保険履行収益」として計上しております。

(7) 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

減価償却費は、資産の残存価額控除後の取得原価を償却するために、主として定額法により耐用年数にわたって認識されます。

主要な有形固定資産の前連結会計年度及び当連結会計年度における見積耐用年数は次のとおりであります。

・建物　　18～38年
・建物附属設備　　３～18年
・器具備品　　３～20年
・車両　　２～６年
・使用権資産　　１～５年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各報告期間の末日に見直され、見積りの変更による影響は将来に向かって会計処理されます。

処分時又は、継続した資産の使用から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、有形固定資産項目の認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、売却収入と帳簿価額との間の差額として算定され、純損益で認識されます。

(8) のれん及び無形資産

① のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累積額を控除した金額で計上されます。

減損テストの目的のため、のれんは企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる当社グループの各資金生成単位（又は、資金生成単位のグループ）に配分されます。

のれんが配分された資金生成単位については、毎年同じ時期に、減損テストを行っております。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を、まず当資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分します。のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻入れません。

② 無形資産

無形資産の測定には、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合で取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示されます。償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で計上されます。

耐用年数を確定できる主要な無形資産の前連結会計年度及び当連結会計年度における見積耐用年数は次のとおりであります。

・ソフトウェア　５～10年

・契約関連資産　20年

見積耐用年数及び償却方法は、各報告期間の末日に見直され、見積りの変更による影響は将来に向かって会計処理されます。

耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示されます。

処分時点、又は使用（又は処分）による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、無形資産の認識を中止しております。無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分収入と資産の帳簿価額との間の差額として算定され、認識の中止時点で純損益に認識されます。

(9) リース

（借手側）

IFRS第16号において、リースは「資産（原資産）を使用する権利を、一定期間にわたり、対価と交換に移転する契約又は契約の一部分」と定義され、下記のステップに基づいて、契約リースを含むか含まないかを判定することが求められております。

ステップ１：資産は特定されているか。

ステップ２：借手は使用期間にわたって資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを得る権利を有しているか。

ステップ３：借手は使用期間にわたって資産の使用を指図する権利を有しているか。

リースは、リース開始日において、リース負債及び使用権資産を認識しております。

リース負債

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料総額をリースの計算利子率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。

リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利子率を用いており、一般的に当社グループは追加借入利子率を割引率として使用しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しており、連結財政状態計算書上、その他の金融負債に含めて表示しております。

使用権資産

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定の金額、当初直接コスト、原資産の解体並びに除去及び原状回復コストの当初見積額等で構成されております。

使用権資産の認識後の測定として、原価モデルを採用しております。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、対応する原資産が自社所有であった場合に表示される連結財政状態計算書上の表示項目に含めて表示しております。

当初認識後は、原資産の所有権がリース期間の終了時までに移転される場合、又は使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することが合理的に確実である場合には、原資産の見積耐用年数で、それ以外の場合にはリース期間と使用権資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって定額法により減価償却を行っております。なお、リース期間の見積りに当たっては、契約上のリース期間を用いており、行使することが合理的に確実な延長オプションについては、該当がないため含めておりません。

（貸手側）

当社グループは、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリースをファイナンス・リースに分類しております。ファイナンス・リースは、リース投資未回収総額をリースの計算利子率で割り引いた正味リース投資未回収額をその他の金融資産に含めて連結財政状態計算書に計上しております。

リース料収入は、正味リース投資未回収額及びリースの計算利子率に基づいて算定した金額を営業収益に含めて連結損益計算書に計上しております。

なお、オペレーティング・リースに分類しているリースはありません。

(10) 非金融資産の減損

当社グループは、各報告期間の末日ごとに、有形固定資産及び無形資産が減損損失に晒されている兆候の有無を判定するために、有形固定資産及び無形資産の帳簿価額をレビューしております。減損の兆候がある場合には、減損損失の程度を算定するために、回収可能価額の見積りを行っております。個別資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、当社グループは、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積ります。合理的かつ首尾一貫した基礎で配分できる場合には、全社資産も個々の資金生成単位に配分され、そうでない場合には、これらは合理的で首尾一貫した配分基礎を識別し得る最小の資金生成単位に配分しております。

持分法適用会社に対する投資については、減損しているという客観的な証拠がある場合に減損テストを実施しております。

耐用年数が確定できない無形資産及びのれんについては、毎年同じ時期に、減損テストを実施しております。

上記の減損テストにおいて回収可能価額は、主として使用価値に基づき算定しております。使用価値は、各資金生成単位グループの将来営業キャッシュ・フローの見積額について税引前割引率を用いて割り引くことにより算定しております。

将来営業キャッシュ・フローは、経営陣が承認した事業計画等を基礎として算定しております。計画期間以降については、将来の不確実性を考慮し、成長率を０％として推定しております。この成長率は市場の長期平均成長率を超過しておりません。

割引率については、各資金生成単位グループにリスク・プレミアムを織り込んだ加重平均資本コスト等を使用しております。

資産（又は資金生成単位）の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産（又は資金生成単位）の帳簿価額は、回収可能価額まで減額されております。

減損損失を事後に戻入れる場合、当該資産（又は資金生成単位）の帳簿価額は、当該資産（又は資金生成単位）について、過年度において減損損失が認識されなかったとした場合の帳簿価額を超えない範囲で、改訂後の見積り回収可能価額まで増額しております。

(11) 従業員給付

１． 確定拠出年金制度

当社及び一部の子会社では、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出額は、従業員がサービスを提供した期間に、純損益として認識しております。

２．短期従業員給付

短期従業員給付に関して認識する負債は、関連する勤務と交換に支払うと見込まれる給付の割り引かない金額で測定しております。

(12) 引当金

当社グループでは、過去の事象の結果として、現在の債務（法的債務又は推定的債務）が存在し、当社グループが当該債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼性をもって見積りができる場合に、引当金を認識しております。

引当金として認識された金額は、債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた報告期間の末日における当該現在の債務を決済するために要する対価の最善の見積りであります。引当金が、現在の債務の決済のための見積キャッシュ・フローを使用し測定される場合には、引当金の帳簿価額は、そのキャッシュ・フローの現在価値であります。

(13) 株式報酬

従業員及び他の類似サービス提供者への持分決済型の株式に基づく報酬は、付与日の資本性金融商品の公正価値で測定しております。

持分決済型の株式に基づく報酬の付与日に算定した公正価値は、最終的に権利が確定する資本性金融商品についての当社グループの見積りに基づき、権利確定期間にわたって費用計上し、対応して資本が増加しております。

(14) 収益

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しております。（営業収益及びその他の金融収益に含まれるIFRS第９号に基づく利息及び配当収益、営業収益に含まれるIFRS第４号に基づく保険収益等を除く）

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する。
ステップ５：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、クレジットにかかるサービスを提供しており、同サービス提供のうち、自動車の所有権留保にかかる事務手数料や早期完済に係る事務手数料等のその他手数料売上については事務手続実施時に履行義務が充足されると判断していることから、主として手続が実施された一時点において収益を認識しております。

また、ソフトウェアの整備、アップデートサービスの提供については、契約期間にわたって履行義務が充足されると判断していることから、契約期間にわたって収益を認識しております。

以上の収益の取引価格については、顧客への履行義務の充足と顧客による支払の期間がいずれも短期であり重大な金融要素の影響は含まれていないため、貨幣の時間価値を調整しておりません。

故障保証収益

故障保証収益は、IFRS第４号「保険契約」に基づいて処理を行っており、保証期間に対応する保証料として契約時に一括で収受した額を前受収益として負債に繰り延べるとともに、保証期間の経過に伴い収益に計上しております。負債の十分性テストに関しては、将来発生する修理代等の割引前キャッシュ・アウトフローと繰り延べた前受収益の額を比較しております。負債が十分でないことが判明した場合には不足金額を全額費用として認識しております。

(15) 法人所得税

① 当期税金

当期法人所得税は、当期の課税所得に基づいております。課税される収益又は減額される費用項目や、さらに課税されない収益又は減額されない費用項目のため、課税所得は、連結損益計算書上で報告される税引前利益とは異なります。当社グループの当期税金の算定には、報告期間の末日までに実質的に制定されている税率を使用しております。

② 繰延税金

繰延税金は、連結財務諸表上の資産及び負債の帳簿価額と、課税所得の計算に使用される対応する税務基準額との一時差異について認識されます。繰延税金負債は、通常、すべての将来加算一時差異について認識されます。繰延税金資産は、通常、将来減算一時差異を利用できる課税所得が利用可能である可能性が高い範囲内において、すべての将来減算一時差異について認識されます。会計上の利益にも課税所得にも影響しない取引（企業結合取引を除く。）における資産及び負債の当初認識から生じる一時差異については、これらに対する繰延税金資産及び負債は認識しておりません。さらに、繰延税金負債は、一時差異がのれんの当初認識より生じる場合には認識しておりません。

繰延税金負債は、子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る将来加算一時差異について認識しております。但し、一時差異の解消時期を当社グループがコントロールでき、かつ予測可能な期間内

に一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識しておりません。そのような投資及び持分に関連する将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得がある可能性が高く、予測可能な将来の期間に解消する可能性が高い範囲でのみ認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額については報告期間の末日ごとにレビューし、繰延税金資産の全額又は一部が実現するだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。

繰延税金負債及び資産は、報告期間の末日までに制定されている又は実質的に制定されている税率(及び税法)に基づいて、負債を決済する(又は資産が実現する)期において、適用されると予想される税率で測定されます。

繰延税金負債及び繰延税金資産の測定は、報告期間の末日時点で当社グループが資産及び負債の帳簿価額の回収又は決済を見込んでいる方法から生ずる税務上の影響を反映しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(17) セグメント情報

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位であります。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社グループの最高経営責任者が定期的にレビューしております。

４．重要な見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は会計方針の適用及び資産、負債、収益、費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り、仮定を設定することが義務付けられております。しかし、その性質上、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及び将来の会計期間において認識しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の感染拡大や収束時期等について不透明な状況が続きますが、ワクチン普及や経済対策の後押しを得て、取扱高や債権残高の回復基調は継続するとの前提で報告期間の末日時点での状況を踏まえ、合理的な見積りを実施しております。なお、不確実性が更に高まった場合は、将来の会計期間において資産又は負債の帳簿価額の見直しを行う可能性があります。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、以下のとおりであります。

(1) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の評価（注記３ 重要な会計方針(８)及び注記14 のれん及び無形資産及び注記15 非償却資産の減損）

当社グループが計上するのれん及び耐用年数が確定できない無形資産は、少なくとも年１回減損テストを行っており、さらに減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。当該算定に当たっては、当社グループの経営者による事業環境や市場環境を考慮した判断及び仮定を前提としており、前提とした状況が変化すれば、回収可能価額の算定結果が著しく異なる結果となる可能性があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。

(2) 償却原価で測定する金融資産の減損（注記３重要な会計方針(５)及び注記10 金融リスク管理）

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価し、12ヵ月又は全期間の予想信用損失を見積っております。

予想信用損失の見積りは、債務不履行の可能性、発生損失額に関する将来予測や、割引率、新型コロナウイルス感染症の影響等、多くの仮定、見積りのもとに実施されており、実際の損失が予想信用損失より過大又は過少になる可能性を、当社グループ経営者が判断しております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、償却原価で測定する金融資産の減損損失の金額が著しく異なる可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

(3) 保険資産の計上（注記３重要な会計方針(６)及び注記11 保険資産）

当社グループは、クレジット事業（立替払方式・提携ローン方式）における貸倒リスクをヘッジするため、複数の損害保険会社と取引信用保険及び保証機関型信用保険を締結し、信用補完を行っております。貸倒れの発生見込期間にわたり保険契約を有効に維持するとの現在の当社グループの方針に基づき、以下の要素から同信用保険によって補填を受けることがほぼ確実と見込まれる金額を保険資産として計上しております。なお、中期経営計画において、将来の貸倒れと保険契約に基づく保険料の支払いを計画上織り込み、貸倒れを補填するための保険金の支払限度額が維持される計画としております。

・信用リスクの低い保険会社と保険契約を締結していること
・保険金がすべて請求通り支払われていること
・将来予想信用損失が適切に見積られており、これらをカバーするのに十分な保険枠が設定されていること

これらの見積り及び仮定は、損害保険会社のスタンス及び契約内容の変更により保険資産の補填に影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。

(4)持分法投資会社の評価

関連会社又は共同支配企業に対する純投資が減損しているという客観的な証拠がある場合には、減損テストを実施しております。純投資の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のうちいずれか高い方の金額としております。

使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを資産固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値を割り出して算出しております。使用価値算定において使用した割引算定モデルの選択及び評価モデルへのインプット項目について、市場において観測された過去データ及び経営者による事業戦略の方針を前提としており、前提とした状況が変化すれば使用価値の算定結果が著しく異なる結果があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。

(5)繰延税金資産の回収可能性（注記３ 重要な会計方針(15)及び注記19 繰延税金及び法人所得税費用）

当社グループは、ある資産及び負債の連結財政状態計算書上の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。当該繰延税金資産及び繰延税金負債の算定には、期末日において施行され、又は実質的に施行されている法令に基づき、関連する繰延税金資産が実現する時、又は繰延税金負債が決済される時において適用されると予想される税率を使用しております。繰延税金資産は、将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異及びすべての未使用の繰越欠損金及び税額控除について認識しております。将来の課税所得の見積りは、経営者により承認された事業計画等に基づき算定され、当社グループの経営者による主観的な判断や仮定を前提としております。当該前提とした状況の変化や将来の税法の改正等により、繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

(6)収益の認識（注記３重要な会計方針(14)）

金融資産からの利息収益は、経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、収益の金額について信頼性をもって測定できる場合に認識されます。利息収益は、元本残高、及び金融資産の予想残存期間にわたる見積将来キャッシュ・フロー受取額を当初認識時の資産の正味帳簿価額まで正確に割引く実効金利を参照して、実効金利法により発生時に認識しております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、収益の認識の金額が著しく異なる可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

５．セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、本社ですべてのサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しており、「クレジット関連事業」を報告セグメントとしております。

「クレジット関連事業」は当社グループにおける主な事業サービスである「クレジット事業」及び「故障保証事業」、「その他事業（オートモビリティ事業、海外事業）」を含んでおります。

(2) 報告セグメントの営業収益及び利益

当社グループは、クレジット関連事業の単一セグメントであるため、報告セグメントの営業収益及び利益の記載を省略しております。

(3) 地域別に関する情報

当社グループは、外部顧客からの国内に帰属する営業収益が、連結損益計算書の営業収益の大部分を占めるため、地域別の営業収益の記載を省略しております。

また、国内所在地に帰属する非流動資産の帳簿価額が、連結財政状態計算書の非流動資産の大部分を占めるため、地域別の非流動資産の記載を省略しております。

(4) 主要な顧客に関する情報

当社グループは、一般消費者向けの事業を営んでおり、当社グループの営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客（グループ）は存在しないため、主要な顧客に関する情報の記載を省略しております。

(5) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

６．現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳

	前連結会計年度 （2020年３月31日）	当連結会計年度 （2021年３月31日）
	百万円	百万円
現金及び預金	6,286	8,054
合計	6,286	8,054

当社グループの連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、連結財政状態計算書上の現金及び現金同等物の範囲と一致しております。

７．金融債権

金融債権内訳

	前連結会計年度 （2020年３月31日）	当連結会計年度 （2021年３月31日）
	百万円	百万円
割賦売掛金	20,176	22,841
買取債権	-	731
破産・更生債権等	443	497
貸倒引当金	△608	△676
合計	20,011	23,394
報告期間後12か月以内に回収又は決済が見込まれる金額	5,835	6,504
報告期間後12か月より後に回収又は、決済が見込まれる金額	14,176	16,890
合計	20,011	23,394

８．その他の金融資産

その他の金融資産の内訳

	前連結会計年度 （2020年３月31日）	当連結会計年度 （2021年３月31日）
	百万円	百万円
別段預金	385	309
売掛金	492	593
未収金	1,497	1,611
未収保証料	1,195	1,628
信託預け金	8	-
差入保証金	741	717
短期貸付金	11	12
長期貸付金	96	101
デリバティブ資産	33	-
リース投資資産	1,729	4,721
その他	221	138
合計	6,408	9,829
報告期間後12か月以内に回収又は決済が見込まれる金額	2,964	3,433
報告期間後12か月より後に回収又は、決済が見込まれる金額	3,444	6,396
合計	6,408	9,829

９．その他の資産

その他の資産の内訳

	前連結会計年度 （2020年３月31日）	当連結会計年度 （2021年３月31日）
	百万円	百万円
立替金	6,969	8,028
前払費用	622	131
長期前払費用	59	30
未収還付法人税	326	182
その他(流動)	93	514
その他(非流動)	240	76
合計	8,309	8,961
報告期間後12か月以内に回収又は決済が見込まれる金額	8,009	8,855
報告後期間後12か月より後に回収又は決済が見込まれる金額	299	106
合計	8,309	8,961

立替金

クレジット事業における提携ローン取引において、加盟店への送金が先行し、提携金融機関からの入金がその後になるために発生するものであります。

未収還付法人税

主にプレミア株式会社からプレミアグループ株式会社への利益剰余金配当にかかる源泉徴収により発生いたしました。

10. 金融リスク管理

当社グループは、事業活動を行う過程において金融商品に起因する次のリスクに晒されております。

・信用リスク

・流動性リスク

・市場リスク（金利リスク）

本注記ではこれら各リスクが及ぼす当社グループへの影響と、当社グループにおけるリスクの識別・分析・評価の方針について記載しております。

金融商品に起因するリスクの管理体制

当社グループは、当社グループの経営に影響を与えるリスクを許容できる一定の範囲内にとどめるために、リスクを適切に識別し、分析、評価した上で各々のリスクに応じた適切な管理体制を整備しております。

当社グループは、当社グループの経営に影響を与えるリスク全般を管理するための規程を定めており、金融商品に起因するリスクを含む各リスクは、当該リスクの所管部門を管掌する執行役が決定する具体的な管理方針及び管理体制に従い管理し、各子会社に対してもリスク管理の方針及び体制の整備を指導しております。当社ではリスク管理統括責任者を任命し、リスク管理統括責任者が当社及び主要な子会社におけるリスク管理体制に関する整備状況及び運用状況を把握のうえ、定期的に当社の取締役会に報告しております。

① 信用リスク

信用リスクは、取引の相手方の契約不履行その他の理由により財務上の損失が発生するリスクであり、主として当社グループの顧客に対する取引先リスクからなります。連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。なお、（顧客取引に関わるリスク）に記載した以外には、担保の受入れは行っておりません。

（顧客取引に関わるリスク）

当社グループの主力事業であるクレジット事業及び故障保証事業においては、多数分散した顧客基盤を有していること及び中古車などの対象物品の価額が取引上限となることにより、特定の顧客に対する過大な信用リスクが生じることはありません。顧客に対する債権については、顧客からの支払が完了するまで所有権の留保の特約を設けており、顧客に対する債権についての信用リスクは限定的であります。

クレジット債権と金融保証契約の期日経過に基づく内部格付け等級別の信用リスク・エクスポージャーは下記のとおりであります。立替金は短期に回収され信用リスクが低いと考えられるため除外しております。

前連結会計年度(2020年３月31日) **(百万円)**

	クレジット債権（立替払方式）		金融保証契約（提携ローン方式）	
内部格付	全期間	12か月	全期間	12か月
０～１か月延滞	-	19,643	-	285,063
２～３か月延滞	70	-	588	-
３か月超延滞	148	-	236	-
特別債権 （含む破産・更生債権）	225	-	98	-
合計	443	19,643	922	285,063

当連結会計年度(2021年３月31日) **(百万円)**

	クレジット債権（立替払方式）		金融保証契約（提携ローン方式）	
内部格付	全期間	12か月	全期間	12か月
０～１か月延滞	-	22,240	-	320,609
２～３か月延滞	47	-	364	-
３か月超延滞	163	-	1,004	-
特別債権 （含む破産・更生債権）	392	-	79	-
合計	601	22,240	1,448	320,609

当社グループは取引先の直近の状況、支払状況、担保取得の状況等をもとに回収可能性を勘案し、貸倒引当金を設定しております。

立替払方式、提携ローン方式それぞれのクレジット債権及び金融保証に対しての貸倒引当金の増減は下記のとおりであります。

前連結会計年度(2020年３月31日)　（百万円）

クレジット債権に対する貸倒引当金（立替払方式）	12か月の予想信用損失	全期間の予想信用損失（集合的に評価）	信用減損金融資産（全期間の予想信用損失）	合計
2019年４月１日	98	36	309	443
2019年４月１日現在で認識されている金融商品による変動				
全期間の予想信用損失への振替	△2	2	-	-
信用減損金融資産への振替	-	△20	20	-
12か月の予想信用損失への振替	7	△7	-	-
当期中に認識の中止が行われた金融資産	△29	△8	△8	△45
組成又は購入した新規の金融資産	68	34	41	143
直接償却	-	-	△70	△70
モデル／リスク変数の変更	2	△2	1	1
その他の変動	△3	18	123	138
2020年３月31日	141	52	415	608

当連結会計年度(2021年３月31日)　（百万円）

クレジット債権に対する貸倒引当金（立替払方式）	12か月の予想信用損失	全期間の予想信用損失（集合的に評価）	信用減損金融資産（全期間の予想信用損失）	合計
2020年４月１日	141	52	415	608
2020年４月１日現在で認識されている金融商品による変動				
全期間の予想信用損失への振替	△1	2	△0	-
信用減損金融資産への振替	-	△22	22	-
12か月の予想信用損失への振替	24	△24	-	-
当期中に認識の中止が行われた金融資産	△64	△5	△16	△85
組成又は購入した新規の金融資産	51	21	39	111
直接償却	-	-	△79	△79
モデル／リスク変数の変更	△11	5	2	△4
その他の変動	△4	7	121	124
2021年３月31日	136	36	504	675

前連結会計年度(2020年３月31日)　（百万円）

金融保証契約に対する貸倒引当金（提携ローン方式）	12か月の予想信用損失	全期間の予想信用損失（集合的に評価）	信用減損金融保証契約（全期間の予想信用損失）	合計
2019年４月1日	1,663	253	190	2,107
2019年４月1日現在で認識されている金融保証契約による変動				
全期間の予想信用損失への振替	△45	45	-	-
信用減損金融保証契約への振替	-	△161	161	-
12か月の予想信用損失への振替	27	△27	-	-
当期中に認識の中止が行われた金融保証契約	△461	△96	△97	△654
組成又は購入した新規の金融保証契約	867	143	59	1,068
直接償却	-	-	△244	△244
モデル／リスク変数の変更	53	△4	6	55
その他の変動	0	255	181	436
2020年３月31日	2,104	409	255	2,767

当連結会計年度(2021年３月31日)　（百万円）

金融保証契約に対する貸倒引当金（提携ローン方式）	12か月の予想信用損失	全期間の予想信用損失（集合的に評価）	信用減損金融保証契約（全期間の予想信用損失）	合計
2020年４月1日	2,104	409	255	2,767
2020年４月1日現在で認識されている金融保証契約による変動				
全期間の予想信用損失への振替	△31	31	-	-
信用減損金融保証契約への振替	-	△246	246	-
12か月の予想信用損失への振替	95	△95	-	-
当期中に認識の中止が行われた金融保証契約	△704	△88	△80	△873
組成又は購入した新規の金融保証契約	751	73	18	843
直接償却	-	-	△502	△502
モデル／リスク変数の変更	△117	1	5	△111
その他の変動	△62	170	157	265
2021年３月31日	2,035	255	97	2,388

(注)その他の変動には、ステージ移動による引当金の増減も含んでおります。

貸倒引当金の変動の原因となったクレジット債権及び金融保証契約によるエクスポージャーの著しい変動要因は下記のとおりであります。

また、前連結会計年度及び当連結会計年度に組成又は取得した購入金融資産にかかる当初認識時減損金額はそれぞれ1,295百万円、1,527百万円であります。

前連結会計年度(2020年３月31日)　（百万円）

クレジット債権（立替払方式）	12か月の予想信用損失	全期間の予想信用損失（集合的に評価）	信用減損金融資産（全期間の予想信用損失）	合計
2019年４月１日	14,263	45	334	14,641
2019年４月１日現在で認識されている金融商品による変動				
全期間の予想信用損失への振替	△170	170	-	-
信用減損金融資産への振替	-	△162	162	-
12か月の予想信用損失への振替	9	△9	-	-
認識の中止が行われた金融資産	△3,983	△16	△39	△4,039
組成又は購入した新規の金融資産	9,627	43	50	9,720
直接償却	-	-	△88	△88
その他の変動	△105	-	38	△67
2020年３月31日	19,642	70	456	20,168

当連結会計年度(2021年３月31日)　（百万円）

クレジット債権（立替払方式）	12か月の予想信用損失	全期間の予想信用損失（集合的に評価）	信用減損金融資産（全期間の予想信用損失）	合計
2020年４月１日	19,642	70	456	20,168
2020年４月１日現在で認識されている金融商品による変動				
全期間の予想信用損失への振替	△164	164	-	-
信用減損金融資産への振替	-	△170	170	-
12か月の予想信用損失への振替	31	△31	-	-
認識の中止が行われた金融資産	△6,019	△17	△49	△6,085
組成又は購入した新規の金融資産	8,751	25	45	8,822
直接償却	-	-	△107	△107
その他の変動	-	4	40	44
2021年３月31日	22,240	47	555	22,841

前連結会計年度(2020年３月31日)　（百万円）

金融保証契約 （提携ローン方式）	12か月の 予想信用損失	全期間の 予想信用損失 （集合的に評価）	信用減損 金融保証契約 （全期間の予想信用損失）	組成又は購入した 信用減損金融資産	合計
2019年４月１日	221,759	350	246	217	222,572
2019年４月１日現在で認識されている金融保証契約による変動					
全期間の予想信用損失への振替	△2,659	2,659	-	-	-
信用減損金融保証契約への振替	-	△2,316	2,316	-	-
12か月の予想信用損失への振替	37	△37	-	-	-
認識の中止が行われた金融保証契約	△70,253	△254	△209	△194	△70,911
組成又は購入した新規の金融保証契約	136,151	205	83	203	136,641
直接償却	-	-	△2,091	-	△2,091
その他の変動	0	△0	△0	-	-
2020年３月31日	285,035	606	344	226	286,211

当連結会計年度(2021年３月31日)　（百万円）

金融保証契約 （提携ローン方式）	12か月の 予想信用損失	全期間の 予想信用損失 （集合的に評価）	信用減損 金融保証契約 （全期間の予想信用損失）	組成又は購入した 信用減損金融資産	合計
2020年４月１日	285,035	606	344	226	286,211
2020年４月１日現在で認識されている金融保証契約による変動					
全期間の予想信用損失への振替	△2,314	2,314	-	-	-
信用減損金融保証契約への振替	-	△2,299	2,299	-	-
12か月の予想信用損失への振替	141	△141	-	-	-
認識の中止が行われた金融保証契約	△90,446	△223	△320	△595	△91,584
組成又は購入した新規の金融保証契約	128,197	105	21	607	128,929
直接償却	-	-	△2,233	△236	△2,469
その他の変動	△3	1	2	-	△0
2021年３月31日	320,609	364	113	971	322,057

当社グループは提携ローン取引に関し偶発債務を有しており、その最大のエスクポージャーは、前連結会計年度末及び当連結会計年度末でそれぞれ285,985百万円、及び321,086百万円であります。なお、当該偶発債務から発生が想定される損失に対して保険契約による信用補完を行っており、その信用補完の金額は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末でそれぞれ5,364百万円及び5,118百万円であります。

また、金融資産の貸倒れによって発生が想定される損失に対しても保険契約による信用補完を行っており、その信用補完の金額は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末でそれぞれ2,756百万円及び3,032百万円であります。

② 流動性リスク

流動性リスクは、企業が現金又はその他の金融資産の引渡しその他の方法による債務の決済に支障をきたすリスクであります。

当社グループは現在、運転資金につきましては、内部資金より充当し、不足が生じた場合借入金で調達を行っております。また、クレジット事業の立替資金につきましては、内部資金により充当し、一定程度の債権が積み上がった時点で流動化を実施しております。このような状況を踏まえ、当社グループでは資金繰り状況及び見通しの把握を随時行っており、かつ、金融機関との間でコミットメント契約及び当座貸越契約を締結していることで流動性リスクを軽減しており、当連結会計年度末における短期借入枠を未実行額は、10,801百万円（前連結会計年度末は12,533百万円）であります。

なお、金融保証契約については、債務者が保証債務の対象となっている債務を返済できない場合に、履行請求に元同期当該損失を補填する契約であり、最大金額の保証履行が要求される可能性のある最も早い期間に含めております。

各連結会計年度末における主な金融負債の期日別残高は次のとおりであります。

前連結会計年度（2020年３月31日）

	帳簿価額	契約上のキャッシュ・フロー	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）
借入金	16,421	16,786	4,848	3,934	2,948	2,393	1,390	1,274
買掛金	358	358	358	-	-	-	-	-
未払金	3,837	3,837	3,837	-	-	-	-	-
リース負債	2,146	2,188	690	488	360	357	293	-
金融保証契約	-	285,985	285,985	-	-	-	-	-
合計	22,761	309,154	295,718	4,422	3,309	2,749	1,682	1,274

当連結会計年度（2021年３月31日）

	帳簿価額	契約上のキャッシュ・フロー	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）
借入金	19,641	19,006	5,160	4,013	4,079	2,554	1,653	1,547
買掛金	444	444	444	-	-	-	-	-
未払金	4,466	4,466	4,466	-	-	-	-	-
リース負債	1,793	1,793	605	489	395	294	10	1
金融保証契約	-	321,086	321,086	-	-	-	-	-
合計	26,345	346,795	331,761	4,502	4,473	2,848	1,663	1,548

③ 市場リスク（金利リスク）

当社グループは資金調達の際に、借入額及び借入の諸条件について、契約締結時及び将来の経済状況を十分に考慮しており、更に契約締結後もその有効性を継続的に検証することにより金利リスクを管理しております。

金利感応度分析

次の表は、前連結会計年度及び当連結会計年度において金利が10bp上昇した場合に、連結損益計算書の税引後利益に与える影響を示しております。この分析は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末に当社グループが保有する変動金利性の長期借入金残高に10bpを乗じて算出しており、将来にわたる残高の増減、為替変動の影響、変動金利性の借入金にかかる借換時期・金利改定時期の分散効果等を考慮せず、その他のすべての変数を一定として計算しております。

（感応度分析表）

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
	百万円	百万円
税引後利益	△4	△4

11. 保険資産

保険資産の増減及び対応する貸倒引当金ならびに前連結会計年度及び当連結会計年度末における保険枠の残高の関係は次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年３月31日) **（単位：百万円）**

クレジット債権（立替方式）				
	12か月の予想信用損失	全期間の予想信用損失（集合的に評価）	信用減損金融資産（全期間の予想信用損失）	合計
保険資産				
2019年４月１日	91	33	126	251
補填金額	-	-	53	53
当期変動額	34	17	118	169
その他	△0	-	-	△0
2020年３月31日	126	50	191	367
信用損失見込額(注１)	141	52	198	391
保険枠残高(注２)	-	-	-	820

金融保証契約（提携ローン方式）				
	12か月の予想信用損失	全期間の予想信用損失（集合的に評価）	信用減損金融資産（全期間の予想信用損失）	合計
保険資産				
2019年４月１日	340	52	1,439	1,830
補填金額	-	-	1,304	1,304
当期変動額	127	42	1,903	2,072
2020年３月31日	467	93	2,038	2,598
信用損失見込額(注１)	2,104	409	2,227	4,739
保険枠残高(注２)	-	-	-	7,300

当連結会計年度(2021年３月31日)　　（単位：百万円）

クレジット債権（立替方式）				
	12か月の予想信用損失	全期間の予想信用損失（集合的に評価）	信用減損金融資産（全期間の予想信用損失）	合計
保険資産				
2020年４月１日	126	50	191	367
補填金額	-	-	△79	△79
当期変動額	△3	△16	126	107
その他	0	-	-	0
2021年３月31日	123	34	238	395
信用損失見込額(注１)	136	36	246	417
保険枠残高(注２)	-	-	-	820

金融保証契約（提携ローン方式）				
	12か月の予想信用損失	全期間の予想信用損失（集合的に評価）	信用減損金融資産（全期間の予想信用損失）	合計
保険資産				
2020年４月１日	467	93	2,038	2,598
補填金額	-	-	△1,246	△1,246
当期変動額	△108	△46	1,518	1,364
2021年３月31日	358	47	2,310	2,716
信用損失見込額(注１)	2,035	255	2,456	4,747
保険枠残高(注２)	-	-	-	7,330

（注１）信用損失見込額とは金融資産の貸倒れによって発生が想定される損失を示しております。
（注２）また、保険枠残高は、当社グループが翌1年間の保険請求事由の発生を見積もった上で保険会社と保険枠の金額を設定し、年次で見直しがなされます。

信用損失見込額は当社のクレジット債権及び金融保証契約に対する信用リスクによる貸倒見積高であり、これらの太宗に信用保険契約による信用補完を行っております。

この信用補完により、将来見込まれる貸倒損失は保険金により補填されることがほぼ確実と判断しており、保険枠残高を超えない範囲で保険資産を計上しております。

12. 金融商品

(1) 公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

なお、公正価値の測定に用いられる公正価値の階層（公正価値ヒエラルキー）の定義は次のとおりであります。

レベル１－同一の資産又は負債に関する活発な市場における無修正の相場価格

レベル２－資産又は負債に関する直接又は間接に観察可能な、レベル１に含まれる相場価格以外のインプットを用いて算定された公正価値

レベル３－資産又は負債に関する観察可能でないインプットを用いて算定された公正価値

区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定されます。

当社グループは、資産及び負債のレベル間の振替は、振替のあった報告期間の期末日で認識しております。当社グループにおいて、経常的に公正価値測定を行う金融商品はデリバティブ資産、デリバティブ負債のみであります。

１．金融債権、その他の金融資産(デリバティブ資産除く)、金融保証契約、借入金、その他の金融負債(デリバティブ負債除く)

満期までの期間が短期であるものは、帳簿価額は公正価値に近似しております。また、満期までの期間が長期であるものは、取引先又は当社グループの信用力を反映した割引率を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法等により見積っており、帳簿価額は公正価値に近似しております。

経常的に公正価値測定を行う金融資産及び金融負債は保有しておりません。経常的に公正価値測定を行う金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債のうち、金融債権及び金融保証契約については観察可能ではないインプットの重要性が高まったため当連結会計年度からレベル３に分類し、それ以外についてはレベル２に分類しております。

２． デリバティブ資産、デリバティブ負債

デリバティブ資産及びデリバティブ負債については、評価の内容に応じてレベル２に分類しております。デリバティブ資産及びデリバティブ負債の公正価値は、観察可能な市場データに基づいて評価されており、レベル２に分類しております。

(2) 帳簿価額及び公正価値

金融資産及び金融負債の公正価値は連結財政状態計算書における帳簿価額に近似しているため記載を省略しております。

(3) 担保

当社グループが担保に供している資産の帳簿価額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年３月31日)	当連結会計年度 (2021年３月31日)
	百万円	百万円
金融債権	9,557	5,862
その他	1,729	4,721
合計	11,286	10,583

当社グループは、信託を用いた債権の流動化を行っており、信託が保有する資産の回収行為を指図できる権利を有しており、また、信託財産を裏付とする劣後受益権等の保有を通じ、信託からの変動リターンに対する権利を保有しているため、当該信託を連結しております。信託財産を担保とした関連する負債の帳簿価額は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ10,230百万円及び9,755百万円になります。

(4) 金融資産と金融負債の相殺

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、連結財政状態計算書で相殺されている重要な金融商品はありません。また、同一の取引相手先に対して認識した金融資産及び金融負債のうち、強制可能なマスターネッティング又は類似の契約対象であるが、金融資産と金融負債の相殺の要件の一部又は全部を満たさないため相殺していない重要な金融商品もありません。

(5) 評価プロセス

レベル３に分類される資産、負債については、経理部門により承認された評価方針及び手続に従い、適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は経理部門責任者によりレビューされ、承認されております。

13. 有形固定資産

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は次のとおりであります。

	建物	建物附属設備	器具備品	使用権資産	その他	合計
取得原価	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度期首（2019年４月１日）	57	216	212	526	57	1,068
取得	44	169	146	2,280	26	2,664
処分	-	△40	△44	△178	△0	△262
企業結合による取得（注１）	0	5	12	26	52	96
為替換算の影響	-	-	0	-	0	0
その他	0	△4	12	-	8	16
前連結会計年度末（2020年３月31日）	101	346	338	2,654	143	3,582
取得	42	439	142	416	431	1,471
処分	-	△80	△6	△319	△5	△410
科目振替	4	11	1	-	△16	-
企業結合による取得（注１）	-	32	39	70	0	141
為替換算の影響	-	1	0	-	1	2
その他	△0	10	5	△0	△ 9	5
当連結会計年度末（2021年３月31日）	148	759	519	2,821	544	4,790

	建物	建物附属設備	器具備品	使用権資産	その他	合計
減価償却累計額及び減損損失累計額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度期首（2019年４月１日）	1	46	89	-	15	150
処分	-	△10	△33	△174	△2	△219
減価償却費	2	54	43	442	6	548
為替換算の影響	-	-	0	-	0	0
その他	-	△0	△0	10	0	10
前連結会計年度末（2020年３月31日）	3	90	99	278	19	489
処分	-	△33	△4	△294	△1	△332
減価償却費	3	50	83	843	18	997
為替換算の影響	-	1	0	-	△1	0
その他	△0	△27	10	△ 5	15	△8
当連結会計年度末（2021年３月31日）	6	80	188	822	51	1,146

帳簿価額	建物	建物附属設備	器具備品	使用権資産	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度期首（2019年４月１日）	56	170	122	90	42	481
前連結会計年度末（2020年３月31日）	99	256	239	2,376	123	3,092
当連結会計年度末（2021年３月31日）	142	679	331	1,999	493	3,644

（注１）前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、所有権に対する制限及び担保に供した有形固定資産はありません。
前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、有形固定資産の取得に関するコミットメントはありません。
前連結会計年度及び当連結会計年度において、減損損失及び減損損失の戻入れはありません。
「企業結合による取得」の詳細は「27．企業結合」に記載しております。

14. のれん及び無形資産

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減は次のとおりであります。

	のれん	ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定	契約関連資産	ブランド及びノウハウ	その他	合計
取得原価	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度期首（2019年４月１日）	2,693	1,566	123	434	4,581	1	9,397
取得	-	31	260	-	-	-	290
処分	-	△19	-	-	-	-	△19
企業結合による取得（注１）	1,266	14	-	25	-	0	1,305
為替換算の影響	-	0	-	-	-	-	0
科目振替	-	72	△72	-	-	-	-
その他	-	13	-	-	-	-	13
前連結会計年度末（2020年３月31日）	3,958	1,675	311	459	4,581	1	10,985
取得	-	42	153	-	-	0	195
処分	-	△35	△22	-	-	-	△58
企業結合による取得（注１）	-	51		-	-	33	84
為替換算の影響	-	0		-	-	-	0
科目振替	-	241	△242	-	-	-	△1
その他	-	7	△5	-	-	△ 0	2
当連結会計年度末（2021年３月31日）	3,958	1,981	194	459	4,581	34	11,207

	のれん	ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定	契約関連資産	ブランド及びノウハウ	その他	合計
償却累計額及び減損損失累計額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度期首（2019年４月１日）	-	711	-	80	-	0	782
処分	-	-	-	-	-	-	-
償却費（注２）	-	272	-	23	-	0	294
為替換算の影響	-	0	-	-	-	-	0
その他	-	-	-	-	-	-	-
前連結会計年度末（2020年３月31日）	-	973	-	103	-	0	1,076
処分	-	△20	-	-	-	-	△20
償却費（注２）	-	290	-	23	-	6	319
為替換算の影響	-	0	-	-	-	-	0
その他	-	100	4	-	-	1	105
当連結会計年度末（2021年３月31日）	-	1,343	4	126	-	7	1,480

	のれん	ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定	契約関連資産	ブランド及びノウハウ	その他	合計
帳簿価額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度期首（2019年４月１日）	2,693	681	123	359	4,581	1	8,696
前連結会計年度末（2020年３月31日）	3,958	702	311	356	4,581	1	9,909
当連結会計年度末（2021年３月31日）	3,958	638	189	333	4,581	27	9,727

（注１）「企業結合による取得」の詳細は「27. 企業結合」に記載しております。
（注２）償却費は、連結損益計算書上、「営業費用」に含めて表示しております。

上記の無形資産のうち、契約関連資産は、被取得企業がクレジット契約の獲得にあたって加盟店と締結している契約であり、企業結合時に存在した契約から生じた資産であります。

上記の無形資産（のれん以外）のうち、耐用年数を確定できない資産の帳簿価額は次のとおりであります。

	前連結会計年度期首 （2019年４月１日）	前連結会計年度末 （2020年３月31日）	当連結会計年度末 （2021年３月31日）
	百万円	百万円	百万円
ブランド及びノウハウ	4,581	4,581	4,581

ブランド及びノウハウは、被取得企業がクレジット事業及び故障保証事業における事業運営のノウハウやバリューチェーン、運営組織等を包括したものであり、当社グループの将来における超過収益力の根幹をなすものです。当該資産は、事業が継続する限り基本的に存続するため、将来の経済的便益が期待される期間について予見可能な限度がないと判断し、耐用年数を確定できない無形資産に分類しております。

当連結会計年度末において、市場環境や競争環境、当社グループの業績の状況等を踏まえて検討した結果、ブランド及びノウハウの耐用年数は引続き確定できないと判断しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、所有権に対する制限及び担保に供した無形資産はありません。

15. 非償却資産の減損

当社グループは、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、少なくとも年１回減損テストを行っており、さらに減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを行っております。

当社グループは、2020年10月２日付でプレミアワランティサービス株式会社を設置し、2021年１月20日付でプレミア株式会社の故障保証事業を吸収分割にて同社へ移管し、事業の再編成を行っております。これに伴い、従来「プレミア株式会社」に配分されていたのれん及び耐用年数が確定できない無形資産の帳簿価額の一部を、当連結会計年度末において「プレミアワランティサービス株式会社」へ再配分しております。

当社グループにおける主要なのれん及び耐用年数が確定できない無形資産は、プレミア株式会社に係るものであります。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損テストの回収可能価額は使用価値に基づき算定しております。なお、企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位グループに配分しております。減損テストのため、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の各連結会計年度末における減損損失考慮前の帳簿価額を次のとおり資金生成単位グループに配分しております。

資金生成単位グループ	前連結会計年度末 (2020年３月31日)	当連結会計年度末 (2021年３月31日)
（のれん）	百万円	百万円
プレミア株式会社	2,463	2,174
プレミアワランティサービス株式会社	1,186	1,474
株式会社ソフトプランナー	230	230
セントパーツ株式会社	80	80
合計	3,958	3,958
（耐用年数が確定できない無形資産）		
プレミア株式会社	4,581	4,044
プレミアワランティサービス株式会社	-	537
合計	4,581	4,581

使用価値は、各資金生成単位グループの将来営業キャッシュ・フローの見積額を現在価値へ割り引くことにより算定しております。

将来営業キャッシュ・フローは、経営陣が承認した事業計画等を基礎として算定しています。計画期間以降については、将来の不確実性を考慮し、成長率を０％として推定しております。この成長率は市場の長期平均成長率を超過していません。

割引率については、各資金生成単位グループの加重平均資本コストに適切なリスク・プレミアムを織り込んだ税引前割引率を使用しております。各資金生成単位グループの使用価値の算定に使用された税引前割引率は次のとおりであります。

資金生成単位グループ	前連結会計年度末 (2020年３月31日)	当連結会計年度末 (2021年３月31日)
プレミア株式会社	7.00%	8.99%
プレミアワランティサービス株式会社	15.33%	29.19%
株式会社ソフトプランナー	27.15%	39.51%
セントパーツ株式会社	-	17.81%

プレミア株式会社、プレミアワランティサービス株式会社、株式会社ソフトプランナー、セントパーツ株式会社においては、回収可能価額が帳簿価額を十分に上回っているため、主要な仮定が合理的に考えられる範囲で変更されても、減損損失が発生する可能性は低いと判断しております。

16. リース

借手側

(1) リース活動の性質

当社グループは、主に本社及び支店の建物、社用車として車両等のリースをしております。建物のリース契約期間は２～５年であり、車両のリース契約期間は、２～５年であり契約期間終了後に同じ期間リースを延長するオプションが含まれている契約もあります。

(2) 使用権資産

使用権資産は当社グループの連結財政状態計算書上は「有形固定資産」に含まれております。使用権資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2020年３月31日）	当連結会計年度 （2021年３月31日）
	百万円	百万円
建物	2,515	2,666
器具備品	70	114
その他	69	42
合計	2,654	2,821

前連結会計年度及び当連結会計年度における使用権資産の増加は、それぞれ2,305百万円及び486百万円であります。

(3) リース取引に係る損益

リース取引に関連して純損益に認識された金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2020年３月31日）	当連結会計年度 （2021年３月31日）
	百万円	百万円
使用権資産減価償却費		
建物	370	767
器具備品	59	61
その他	13	15
減価償却費合計	442	843
リース負債に係る金融費用	4	15

(4) リース負債

リース負債は当社グループの連結財政状態計算書上は「その他の金融負債」に含まれております。

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるリースのキャッシュ・アウトフローの合計は、それぞれ453百万円及び755百万円であります。

(5) 延長オプション及び解約オプション

当社グループは、当社グループ各社がリース契約の管理に責任を負っており、リース条件は個々に交渉され、幅広く異なる契約条件となっております。

延長オプション及び解約オプションは、主に本社及び支店に係る不動産リースに含まれており、その多くは、１年間ないし原契約と同期間にわたる延長オプション、また、６ヵ月前までに相手方に書面をもって通知した場合に早期解約を行うオプションとなっております。行使することが合理的に確実な延長オプションについては、当連結会計年度末において該当がないため、リース期間の見積りに当たっては契約上のリース期間を用いております。

貸手側

(6) リース活動の性質

当社グループは、主に個人向けにオートリースをしております。オートリースはリース期間を除きすべて単一の契約（リース期間３～７年）であり、リスクと経済価値のほとんどすべてが移転するファイナンス・リースに分類されております。また、契約期間終了後に行使できる再リースオプション、車両買取オプションが含まれております。

(7) ファイナンス・リース

正味リース投資未回収額に対する金融収益は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年３月31日)	当連結会計年度 (2021年３月31日)
	百万円	百万円
正味リース投資未回収額に対する金融収益	158	398

(8)満期分析

当社グループは、主に車両をリースに供しております。リース料債権の期日別残高の満期分析は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年３月31日)

	割引前リース料	未稼得金融収益	正味リース投資未回収額
	百万円	百万円	百万円
１年以内	228	38	191
１年超２年以内	228	33	195
２年超３年以内	316	28	287
３年超４年以内	214	23	191
４年超５年以内	222	18	204
５年超	679	18	661
合計	1,887	158	1,729

当連結会計年度(2021年３月31日)

	割引前リース料	未稼得金融収益	正味リース投資未回収額
	百万円	百万円	百万円
１年以内	663	104	559
１年超２年以内	778	91	687
２年超３年以内	1,091	72	1,019
３年超４年以内	571	55	516
４年超５年以内	593	42	551
５年超	1,422	34	1,388
合計	5,119	398	4,721

(9) リスク管理戦略

リース料の確実な回収のため契約時の与信管理を徹底しております。また、リース契約の終了時における残存価格の変動リスクを軽減するために、契約者もしくは第三者による買取保証を付しております。

17. 借入金

(1) 借入金の内訳

	前連結会計年度 (2020年３月31日)	当連結会計年度 (2021年３月31日)
	百万円	百万円
短期借入金	497	1,000
一年以内長期借入金	1,626	2,661
長期借入金	14,297	15,980
変動金利借入金	5,251	5,977
固定金利借入金	9,047	10,003
借入金合計	16,421	19,641

借入金は、すべて償却原価で測定しております。

また、長期借入金には、金融債権の譲渡を金融取引として会計処理した借入金が含まれております。これらの借入金を含む、契約上のキャッシュ・フローに基づく借入金の期日別残高の分析については、注記10 ②流動性リスクを参照のこと。

(２) 借入金の満期及び利率の内訳

	前連結会計年度 (2020年３月31日)		当連結会計年度 (2021年３月31日)	
	満期	利率	満期	利率
短期借入金	-	TIBOR+0.60～ TIBOR+1.00%	-	TIBOR+0.60%
一年以内長期借入金	-	0.57～ TIBOR+0.90%	-	0.30～ TIBOR+0.90%
長期借入金				
変動金利借入金	２年～7.8年	TIBOR+0.60～ TIBOR+0.90%	２年～10年	TIBOR+0.60～ 0.97%
固定金利借入金	５年～10年	0.55～0.85%	５年～10年	0.30～0.85%

短期借入金については、満期が１年未満であるため満期の記載を省略しております。

「利率」欄には、それぞれの借入金において適用されている表面利率を記載しており(小数点第３位以下を切り捨て)、実効金利とは異なっております。

18. 引当金

引当金は、資産除去債務により構成されており、増減は次のとおりであります。

	百万円
前連結会計年度期首（2019年４月１日）	70
期中増加額（繰入）	258
割引計算の期間利息費用	1
期中減少額（目的使用）	△2
前連結会計年度末（2020年３月31日）	327
企業結合による取得	19
期中増加額（繰入）	16
割引計算の期間利息費用	1
期中減少額（目的使用）	△57
期中減少額（その他）	△3
当連結会計年度末（2021年３月31日）	302

資産除去債務

賃借事務所の建物付属設備等に対する原状回復義務に備え、類似物件の実績額及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して資産除去債務を見積り、認識・測定しております。計算に用いる割引率はリスクフリーレートを使用しております。

将来において経済的便益の流出が予想される時期は、主に各連結会計年度末日より１年を経過した後の時期であります。これら原状回復にかかる費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

19. 繰延税金及び法人所得税費用

(1) 繰延税金

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳及び増減は、次のとおりであります。

	前連結会計年度期首 (2019年４月１日)	純損益を 通じて認識	その他	前連結会計年度末 (2020年３月31日)
繰延税金資産	百万円	百万円	百万円	百万円
未払事業税	27	△6	-	21
金融保証契約	302	△46	-	256
未払従業員給付	69	11	-	80
金融債権	557	218	-	775
貸倒引当金	△170	192	-	23
資産除去債務	19	77	-	96
リース負債	39	2	-	40
有価証券投資	90	119	-	209
その他	11	22	-	33
繰延税金資産合計	944	590	-	1,534
繰延税金負債				
有形固定資産	△72	△71	-	△143
ブランド及びノウハウ	△1,403	△38	-	△1,441
契約関連資産等	△194	13	-	△181
デリバティブ資産	△44	33	-	△10
保険資産	-	△919	-	△919
その他（注）	△222	19	9	△195
繰延税金負債合計	△1,934	△963	9	△2,889

（注）その他には、主に在外営業活動体の換算差額が含まれております。

	当連結会計年度期首 (2020年４月１日)	純損益を 通じて認識	その他	当連結会計年度末 (2021年３月31日)
繰延税金資産	百万円	百万円	百万円	百万円
未払事業税	21	12	-	34
金融保証契約	256	△6	-	250
未払従業員給付	80	△5	-	74
金融債権	775	73	-	848
貸倒引当金	23	△1	-	22
資産除去債務	96	△18	-	78
リース負債	40	△18	-	23
有価証券投資	209	△93	-	117
その他	33	7	-	40
繰延税金資産合計	1,534	△49	-	1,485
繰延税金負債				
有形固定資産	△143	4	-	△139
ブランド及びノウハウ	△1,441	44	-	△1,397
契約関連資産等	△181	△47	-	△228
デリバティブ資産	△10	10	-	-
保険資産	△919	△15	-	△934
その他（注）	△195	△1	6	△190
繰延税金負債合計	△2,889	△4	6	△2,887

（注）その他には、主に在外営業活動体の換算差額が含まれております。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び未使用の繰越欠損金は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2020年３月31日）	当連結会計年度 （2021年３月31日）
	百万円	百万円
繰越欠損金	965	1,642
将来減算一時差異	787	1,596
合計	1,752	3,238

繰延税金資産を認識していない未使用の繰越欠損金の繰越期限は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2020年３月31日）	当連結会計年度 （2021年３月31日）
	百万円	百万円
１年目	-	-
２年目	-	-
３年目	-	-
４年目	-	-
５年目以降	965	1,642

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、当社は子会社の投資に係る将来加算一時差異については、当該一時差異の解消時期をコントロールでき、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高いため繰延税金負債を認識しておりません。

また、将来減算一時差異については、当該一時差異が予測し得る期間内に解消する可能性が高くないあるいは当該一時差異を活用できる課税所得が稼得される可能性が高くないため繰延税金資産を認識しておりません。前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、繰延税金負債を認識していない子会社の投資に係る将来加算一時差異は、それぞれ1,568百万円及び3,389百万円であります。

(2) 法人所得税費用

当期税金費用、繰延税金費用及び法人所得税費用は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
当期税金費用:	百万円	百万円
当期	778	1,017
当期税金費用計	778	1,017

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
繰延税金費用：	百万円	百万円
一時差異の発生と解消	330	35
税率の変更等	44	18
繰延税金費用計	374	53

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
法人所得税費用：	百万円	百万円
当期税金費用	778	1,017
繰延税金費用	374	53
法人所得税費用計	1,152	1,070

法定実効税率と連結損益計算書における平均実質負担税率との差異要因は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
	%	%
法定実効税率	31.5	30.6
永久差異	0.2	-
連結調整による影響額	△1.2	△5.1
未認識の繰延税金	12.6	5.9
在外営業活動体との税率差異	0.6	0.3
その他	0.6	△0.9
平均実質負担税率	44.2	30.9

当社は、主に法人税、住民税及び損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した前連結会計年度及び当連結会計年度の法定実効税率はそれぞれ31.5%及び30.6%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

20. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳

	前連結会計年度 (2020年３月31日)	当連結会計年度 (2021年３月31日)
	百万円	百万円
買掛金	358	444
リース負債(流動)	684	605
リース負債(非流動)	1,462	1,188
未払金	3,837	4,466
合計	6,340	6,703
報告期間後12か月以内に回収又は決済が見込まれる金額	4,879	5,427
報告期間後12か月より後に回収又は決済が見込まれる金額	1,462	1,277
合計	6,340	6,703

21. その他の負債

その他の負債の内訳

	前連結会計年度 (2020年３月31日)	当連結会計年度 (2021年３月31日)
	百万円	百万円
預り金	747	991
受託債権回収預り金	-	90
故障保証前受収益（注）	4,443	4,882
ソフトウェア前受収益	170	248
その他	640	875
合計	5,999	7,087
報告期間後12か月以内に回収又は決済が見込まれる金額	5,691	6,897
報告期間後12か月より後に回収又は決済が見込まれる金額	308	190
合計	5,999	7,087

（注）故障保証前受収益は、故障保証契約の保証料として契約時に一括で収受した額のうち、未経過期　間に相当するものとして繰り延べたものであります。なお、故障保証前受収益の変動の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年３月31日)	当連結会計年度 (2021年３月31日)
	百万円	百万円
期首前受収益	3,155	4,443
新規契約による前受収益の増加	4,949	4,463
収益に計上した故障保証収益	△3,661	△4,024
期末前受収益	4,443	4,882

（負債の十分性テスト）

前受収益に係る負債の十分性テストに関しては、将来発生する修理代等の割引前キャッシュ・アウトフローと繰り延べた前受収益の額を比較しております。負債の十分性テストの結果、不足する金額について負債及び費用を追加計上しております。

（故障保証契約から生じるリスク内容及び程度）

故障保証契約の主たるリスクは損害発生率であり、損害発生率は車種、登録後の経過年数、走行距離等によって異なっております。損害発生状況は、車種、経過年数、走行距離等の区分ごとにモニタリングし、保証料率の適正性も含めリスク分析を行っております。また、保証適用可否にあたっては、審査担当部署が修理依頼内容を契約と照らして妥当であるか否かを判断しております。

なお、故障保証契約の対象は日本国内において登録されている中古自動車の故障であり、中古自動車の所有者及び所在する地域に集中はありません。

22. 営業収益

営業収益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
営業収益	百万円	百万円
金融収益（注１）	8,158	9,428
故障保証収益（注１）	3,661	4,024
その他手数料売上	1,300	1,922
オートモビリティ関連売上（注２）	289	1,281
ソフトウェア売上	349	441
金融資産の減損利得	-	388
保険履行収益	189	171
その他	69	172
合計	14,016	17,825

（注１）「金融収益」及び「故障保証収益」の詳細は、それぞれ「24. 金融収益及び金融費用」及び「21. その他の負債」に記載しております。

（注２）2020年３月31日に終了した12か月間において「その他」に含めていた「オートモビリティ関連売上」は、金額的重要性が高まったため2021年３月31日に終了した12か月間において独立掲記しております。
この表示の変更を反映させるために、2020年３月31日に終了した12か月間の営業収益の内訳の組替を行っております。その結果、2020年３月31日に終了した12か月間において、「その他」に含まれていた「オートモビリティ関連売上」289百万円を組み替えて独立掲記し、「その他」を69百万円としております。

23. 営業費用

営業費用の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
営業費用	百万円	百万円
金融費用	102	119
支払保証料	1,854	2,009
金融資産の減損損失	79	-
従業員給付費用（注１）	3,307	4,110
故障保証原価	2,421	2,616
オートモビリティ関連原価（注２）	190	910
システム運営費	611	698
減価償却費	151	154
償却費	262	319
使用権資産減価償却費	442	843
租税公課	576	658
支払手数料	811	862
業務委託料	325	440
地代家賃	38	54
その他営業費用	1,289	1,065
合計	12,458	14,857

（注１）従業員給付費用において、確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
	百万円	百万円
確定拠出制度に関して費用認識した金額	225	238

当社グループは、退職後の従業員に対して年金給付を提供する、確定拠出年金制度に拠出しております。制度上、退職した従業員には、各勤務期間に応じた金額を受け取る権利が与えられます。

（注２）2020年３月31日に終了した12ヵ月間において、「その他営業費用」に含めていた「オートモビリティ関連原価」は、金額的重要性が高まったため、2021年３月31日に終了した12ヵ月間においては独立掲記しております。

この表示の変更を反映させるために、2020年３月31日に終了した12ヵ月間の営業費用の内訳の組替を行っております。その結果、2020年３月31日に終了した12ヵ月間において、「その他営業費用」に含まれていた「オートモビリティ関連原価」190百万円を組み替えて独立掲記し「その他営業費用」1,289百万円としております。

24. 金融収益及び金融費用

営業収益及び営業費用のうち、金融収益及び金融費用の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
金融収益	百万円	百万円
信用保証収益	7,539	8,340
利息収益	619	1,088
合計	8,158	9,428
金融費用		
支払利息	102	119
合計	102	119

「利息収益」及び「支払利息」は償却原価で測定する金融資産及び金融負債に係るものであり、信用保証収益は「金融保証契約」に係るものであります。

25. その他の収益及びその他の費用

その他の収益及びその他の費用の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
その他の収益	百万円	百万円
保険資産評価益	2,081	-
負ののれん発生益	5	594
受取保証料	13	12
固定資産売却益	0	-
雑収入	12	87
合計	2,110	694

前連結会計年度よりクレジット契約から生じると予想される貸倒損失に対して信用保険によって補填されることがほぼ確実と見込まれる金額については、保険資産として計上するとともに同額を営業費用の「金融資産の減損損失」から控除しております。また、前連結会計年度期首に計上された保険資産に見合う評価益について「保険資産評価益」に記載しております。

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
その他の費用	百万円	百万円
減損損失	25	96
雑損失	50	72
合計	75	168

26. その他の金融収益及びその他の金融費用

その他の金融収益及びその他の金融費用の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
その他の金融収益	百万円	百万円
受取利息	3	3
受取配当金	0	0
為替差益	2	6
合計	5	9

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
その他の金融費用	百万円	百万円
支払利息	41	74
資産除去債務利息費用	1	1
デリバティブ評価損（注）	110	23
合計	151	98

（注）Eastern Commercial Leasing Public Company Limitedの上場ワラントに関連するデリバティブ評価損を計上しております。

27．企業結合

前連結会計年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．株式会社ロペライオソリューションズ（現プレミアワランティサービス株式会社）

(1) 企業結合の概要

2019年４月１日に、当社は株式会社ロペライオソリューションズの株式の100%を取得いたしました。

株式会社ロペライオソリューションズは、主に中古輸入車を対象とした故障保証を展開しており、当社グループの同サービスが未開拓の販路に対して確かな実績を持つ会社であります。

この度の株式取得により、当社グループにおいて以下３点について実現可能になると考えております。

①ノウハウ・データを相互活用することによる故障保証サービスの商品力強化

②新たな販路の開拓による加盟店ネットワークの拡張

③オペレーション統合や共同仕入れ等による故障保証の運営効率化及び原価の低減

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

	金額
	百万円
支払対価の公正価値（現金）	235
合計	235
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	34
その他の金融資産	126
その他の資産	46
有形固定資産	14
無形資産	37
その他の金融負債	△87
その他の負債	△830
借入金	△265
未払法人所得税等	△3
繰延税金負債	△23
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	△951
のれん	1,186

当企業結合に係る取得関連費用は４百万円であり、すべて連結損益計算書の「営業費用」にて費用処理しております。

当該企業結合により生じたのれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。

なお、のれんについて、税金上損金算入を見込んでいる金額はありません。

取得日から前第３四半期連結累計期間までにおいて株式取得に係る取得価額の当該取得対価に関連する資産及び負債への配分が完了していないため、無形資産及びのれんは暫定的な金額で報告しておりましたが、前連結会計年度に配分が完了しております。本修正の影響額に重要性はありません。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

	金額
	百万円
取得により支出した現金及び現金同等物	235
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	△34
子会社の取得による支出	201

（4）前連結会計年度の連結損益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の収益及び純損益の額

	金額
	百万円
営業収益	887
当期損失	△20

企業結合は前期首に行われており、当社グループの営業収益、当期利益に前連結会計年度のすべての損益が含まれております。

2.Eastern Premium Services Co., Ltd.（現Premium Service (Thailand) Co., Ltd.）

企業結合の概要

2019年７月31日に、当社グループはEastern Premium Services Co., Ltd.の株式の39.6%を取得し、所有持分比率が78.1%となり、同社を取得いたしました。

Eastern Premium Services Co., Ltd.を取得することにより、下記シナジーの実現を見込んでおります。

①既存（整備・故障保証）事業の推進力を向上
②事業収益の早期拡大
③弊社グループとの連携強化による事業領域の拡大
④タイ国内における盤石な企業基盤の作成
⑤他海外展開グループ会社における業務を一部同社へ移行することによる業務運営効率化実現

なお、金額的重要性に鑑みて詳細な注記は省略しております。

３．ＳＡＥリマックス株式会社

企業結合の概要

2020年１月16日に、当社はSAEリマックス株式会社の株式の100%を取得いたしました。

SAEリマックス株式会社は多数の仕入先より自動車部品を調達し、自動車販売店・リース会社・整備工場等に対して販売を行う自動車部品卸事業を展開しており、全メーカー・全車種に対応し、品質と価格の両面にこだわった自動車部品の取扱いを強みとしております。

この度の株式取得により、当社グループにおいて以下2点について実現可能になると考えております。

①故障保証（ワランティ）事業において、車両修理で必要とする修理部品の調達を内製化し、コスト低減や品質向上を図る。
②自動車部品の仕入強化を通じ、自動車販売店や整備工場に対して「自動車部品の提供」という取引接点を拡大し、関係深化を図る。

なお、金額的重要性に鑑みて詳細な注記は省略しております。

４．セントパーツ株式会社

企業結合の概要

2020年１月16日に、当社はセントパーツ株式会社の株式の100%を取得いたしました。

セントパーツ株式会社は中古車のリサイクルや自動車中古部品の販売等を行う会社であり、特にその海外取引先に強みを持つ会社であります。

この度の株式取得により、当社グループにおいて以下３点について実現可能になると考えております。

①自動車中古部品を自社生産することで、故障保証（ワランティ）事業において、車両修理で必要とする修理部品の、さらなるコスト低減を図る。
②海外での自動車部品取引を開始し、付随して故障保証（ワランティ）事業の展開に繋げる機会を創出する。
③当社グループの加盟店等に対して、海外販売プラットフォームや廃車を含めた低年式車両買取の提供といった、付加価値サービスを提供する。

なお、金額的重要性に鑑みて詳細な注記は省略しております。

当連結会計年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．中央債権回収株式会社

(1) 企業結合の概要

2020年４月１日に、当社は中央債権回収株式会社の株式の100%を取得いたしました。

中央債権回収株式会社は、主に金融機関等から買取また受託による債権管理回収業務を行う会社であり、特にオートクレジット債権やオートリース債権の回収及び担保物である車両の引揚を得意分野の一つとして、全国で業務を展開し、豊富な実績を有しております。

当社グループの主力事業であるクレジット事業は、上場効果等により業容が拡大し順調に成長を遂げております。今般の株式取得により、クレジット事業の拡大に伴う管理債権残高の増大へ対応し、債権管理能力を強化していくことを目的としております。

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

	金額
	百万円
支払対価の公正価値（現金）	600
合計	600
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	506
金融債権	963
その他の金融資産	198
有形固定資産	141
無形資産	84
繰延税金資産	28
その他の資産	26
借入金	△405
その他の金融負債	△66
引当金	△19
未払法人所得税	△28
その他の負債	△235
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	1,194
負ののれん発生益	△594

当企業結合に係る取得関連費用は57百万円であり、前連結会計年度の「営業費用」として費用処理しております。

取得した資産及び引き受けた負債については、当第３四半期連結累計期間までにおいて取得原価の配分が完了していないため、無形資産及びのれんは暫定的な金額で報告しておりましたが、当連結会計年度において暫定的な金額を修正することなく、取得対価の配分を完了しております。

当企業結合により生じた負ののれん発生益は、受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が株式の取得価額を上回ったためであります。また、負ののれん発生益594百万円は連結損益計算書の「その他の収益」に計上しております。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

	金額
	百万円
取得により支出した現金及び現金同等物	600
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	△506
子会社の取得による支出	94

（4）連結損益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の収益及び純損益の額

	金額
	百万円
営業収益	1,131
当期利益	163

企業結合は当期首に行われており、当社グループの営業収益、当期利益に当連結会計年度のすべての損益が含まれております。

28. １株当たり利益

基本的１株当たり当期利益及び希薄化後１株当たり当期利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

（1）基本的１株当たり当期利益

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
親会社の普通株主に帰属する当期利益（百万円）	1,466	2,383
発行済普通株式の期中加重平均株式数（株）	13,048,531	12,760,839
基本的１株当たり当期利益（円）	112.33	186.74

（2）希薄化後１株当たり当期利益

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
親会社の普通株主に帰属する当期利益（百万円）	1,466	2,383
希薄化後１株当たり当期利益の計算に使用する当期利益（百万円）	1,466	2,383
基本的加重平均普通株式数（株）	13,048,531	12,760,839
親会社発行のストックオプションに係る調整（株）	240,848	151,235
希薄化後１株当たり当期利益の計算に使用する加重平均普通株式数（株）	13,289,378	12,912,075
希薄化後１株当たり当期利益（円）	110.29	184.55

29. 株式に基づく報酬

ストックオプション

当社は、当社の役職員に対して持分決済型の株式報酬制度（ストックオプション制度）を採用しております。当該制度の目的は、役職員の当社グループの企業価値向上に対する士気を高めることにあります。

ストックオプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、取締役会決議により付与されております。

ストックオプション制度の概要は、次のとおりであります。

(1) ストックオプションの契約条件等

① 付与対象者の区分	**：当社役職員**
② 決済方法	**：持分決済**
③ ストックオプションの有効期間	**：付与日より10年**
④ 権利確定条件	**：権利行使は、既存株主の第三者への当社株式譲渡、又は金融商品取引所への上場という条件が付与されており、当該条件が発生しない限り権利行使できない設計になっております。**

(2) ストックオプション数の変動状況

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
	株	株
期首残高	281,200	221,200
付与	-	-
行使	60,000	49,000
失効数	-	-
期末残高	221,200	172,200
期末時点における行使可能残高	221,200	172,200

ストックオプションの数については株式数に換算して記載しております。

ストックオプションは、すべて権利行使価格１株当たり250円で付与しております。また、期末時点で未行使のストックオプションの加重平均残存契約年数は前連結会計年度において5.95年、当連結会計年度において4.95年であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度における期中に行使されたストックオプションの権利行使日時点の加重平均株価は、それぞれ1,726円及び2,443円であります。

譲渡制限付株式報酬

当社は、当社の企業価値及び株主価値の更なる向上を図るためのインセンティブとして、また、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより経営参画意識を高めることを目的として、当社の役員及び従業員（以下「対象役職員」という。）に対し、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

対象役職員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象役職員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容としては、①対象役職員は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた本新株式（以下「対象株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が対象株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

譲渡制限株式の内容は下記のとおりであります。

	前連結会計年度（2019年４月１日～2020年３月31日）
譲渡制限付株式の付与数	13,000株
付与日における公正価値	1株につき、1,971円
公正価値測定の算定方法	役員との契約合意日（2019年６月25日）を付与日とし、同付与日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として算定
譲渡制限期間	３年間

	当連結会計年度（2020年４月１日～2021年３月31日）
譲渡制限付株式の付与数	10,890株
付与日における公正価値	1株につき、2,055円
公正価値測定の算定方法	役員との契約合意日（2020年6月26日）を付与日とし、同付与日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として算定
譲渡制限期間	対象取締役が当社及び当社の子会社の取締役のいずれの地位を退位する時点の直後の時点まで

株式に基づく報酬費用

連結損益計算書の「営業費用」に含まれている、ストックオプションに係る費用計上額は、前連結会計年度において４百万円、当連結会計年度において３百万円であります。

連結損益計算書の「営業費用」に含まれている、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額は、前連結会計年度においては141百万円、当連結会計年度において84百万円であります。

30. 関連当事者取引

当社と当社の関連当事者である子会社との間の残高及び取引は、連結上消去されており、この注記には開示されておりません。当社グループとその他の関連当事者との間の取引の詳細は以下の表において開示しております。

(1) 関連当事者との取引

関連当事者との取引は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）

（百万円）

種類	名称	取引の内容	取引金額	未決済金額
関連会社	Eastern Commercial Leasing p.l.c	債務の保証（注）	1,002	-

（注）金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。
なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。

当連結会計年度（自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）

（百万円）

種類	名称	取引の内容	取引金額	未決済金額
関連会社	Eastern Commercial Leasing p.l.c	債務の保証（注）	1,062	-

（注）金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。
なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。

(2) 経営幹部の報酬

経営幹部（当社の取締役）の報酬は以下のとおりであります。

	前連結会計年度（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）	当連結会計年度（自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）
	百万円	百万円
短期給付	148	143
株式に基づく報酬	4	27
合計	152	170

経営幹部の報酬は、個人の業績及び市場動向をもとに、株主総会により総額が決定されます。なお、株式報酬の詳細は、「29. 株式に基づく報酬」に記載しております。

31. 払込資本及びその他の資本

当社の発行可能株式総数及び発行済株式総数は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
	株	株
発行可能株式総数		
普通株式	48,000,000	48,000,000
発行済株式総数		
期首	13,201,500	13,274,500
新株予約権の行使	60,000	49,000
議決権制限付株式報酬	13,000	10,890
期末	13,274,500	13,334,390

普通株式

すべての株式は無額面株式であり、すべての発行済株式は全額払込済みであります。
普通株式の株主は、配当決議の都度、配当を受け取る権利を有し、また株主総会での議決権を100株につき１つ有しております。当社グループが保有する当社株式（自己株式）に関しては、それらの株式が再発行されるまで、すべての権利が停止されます。

資本剰余金

会社法では、資本剰余金は資本準備金及びその他資本剰余金から構成されます。株式の発行に際し資本金に組み入れなかった金額は、資本準備金に組み入れることが規定されております。
資本準備金は株主総会の決議により資本金に組み入れることができます。その他資本剰余金には、資本金及び資本準備金の取崩しによって生じる剰余金及び自己株式処分差益が含まれます。

利益剰余金

利益剰余金は利益準備金及びその他利益剰余金から構成されます。会社法では、剰余金の配当に際し、支出する金額の10分の１を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の４分の１に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。

資本金及び資本準備金の額の減少

前連結会計年度において、自己株式の取得費用により資本剰余金が４百万円減少、子会社の非支配株主との取引により資本剰余金が１百万円減少いたしました。また、2019年６月27日の株主総会決議に基づいて、資本剰余金から資本金への振替により資本剰余金が1,165百万円減少いたしました。

資本金及び資本剰余金の額の増加

前連結会計年度は、ストックオプションの行使により、資本金が８百万円増加、資本剰余金が12百万円増加、譲渡制限付株式報酬により資本金が135百万円、資本準備金６百万円増加いたしました。
また、2019年６月27日の株主総会決議に基づいて、資本剰余金から資本金への振替により資本金が1,165百万円増加いたしました。

当連結会計年度は、ストックオプションの行使により、資本金が６百万円、資本剰余金が９百万円増加、譲渡制限付株式報酬により資本金が72百万円、資本剰余金11百万円増加いたしました。

当社グループは持続的な成長を通じて企業価値を最大化することを目的とし自己資本を管理しております。当該目的を達成するために、機動的な設備投資等を実施するための充分な自己資本を確保し、かつ、財務的に健全な資本構成を保持することを自己資本管理の基本方針としております。自己資本管理に用いる重要な指標は負債資本倍率であり、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2020年３月31日）	当連結会計年度 （2021年３月31日）
	百万円	百万円
負債合計	52,891	60,865
控除：現金及び現金同等物	6,286	8,054
純負債	46,605	52,811
資本合計	5,312	7,291
負債資本倍率	8.77倍	7.24倍

プレミア株式会社は、割賦販売法その他関連する法令諸規則に基づき、純資産の額（資産の合計額から負債の合計額を控除した額）を一定水準以上に保つことが義務付けられております。具体的には、50百万円が最低限満たすべき純資産の額となります。

当社グループが取引銀行と締結している借入契約には財務制限条項が付されております。財務制限条項につきましては、以下のとおりであります。

契約名	タームローン契約	コミットメントライン契約
エージェント	株式会社あおぞら銀行	株式会社あおぞら銀行
借入人	プレミアグループ株式会社	プレミア株式会社
連帯保証人	プレミア株式会社	―
契約の相手先	株式会社あおぞら銀行 株式会社三井住友信託銀行 株式会社百十四銀行	株式会社あおぞら銀行
契約日	2017年３月29日	2020年３月31日
極度額	-	3,000百万円
借入残高	700百万円	-
利率	日本円TIBOR＋スプレッド	日本円TIBOR＋スプレッド
返済期限／ コミットメント期限	2017年６月末日より３ヵ月ごとに返済 （最終返済日2022年３月31日）	2023年３月31日
個別借入の借入期間	―	１週間以上３ヵ月以内
主な借入人の義務	（１）借入人グループの決算書、借入残高明細等を定期的に報告すること （２）本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく第三者の負担する債務のために担保提供を行わないこと （３）次の財務制限条項を遵守すること イ.2017年３月決算期以降、各決算期末/中間期末において、連結財政状態計算書における資本合計の金額を、直前決算期末/中間期末又は2016年３月期決算期末/中間期末における同金額のいずれか大きい方の75%以上を維持すること ロ.2017年９月中間期以降、各決算期末及び中間期末において、連結損益計算書における営業収益から営業費用の金額を控除した金額が、２回連続して負の値にならないこと ハ.各決算期末及び各中間期末において、連結財政状態計算書における現金及び現金同等物等の合計額を10億円以上に維持すること	（１）決算書、借入残高明細等を定期的に報告すること （２）法令等による場合を除き、本契約に基づく一切の債務の支払について他の無担保債務（担保付貸付のうち、担保の換価処分後も回収不足となる債務を含む。）の支払に劣後させることなく、少なくとも同順位に取り扱うこと （３）次の財務制限条項を遵守すること イ.2020年３月決算期以降、各年度の本決算期末日及び中間期末におけるプレミアグループ株式会社の連結財政状態計算書における資本合計金額を、2020年３月決算期末日の資本合計金額または直前の中間期末のプレミアグループ株式会社の連結財政状態計算書における資本合計金額のいずれか高い方の75%相当額以上に維持すること。 ロ.2020年３月決算以降、各年度の本決算期末日及び中間期末におけるプレミアグループ株式会社の連結損益計算書に示される営業収益の金額から営業費用の金額を控除した金額が、２回連続して負の値とならないようにすること。 ハ.各決算期末及び各中間期末において、連結財政状態計算書における現金及び同等物等の金額を10億円以上に維持すること

契約名	タームローン契約	コミットメントライン契約(タームアウトオプション付)
エージェント	-	-
借入人	プレミア株式会社	プレミア株式会社
連帯保証人	―	-
契約の相手先	株式会社みずほ銀行	株式会社みずほ銀行
契約日	2019年９月30日	コミットメントライン契約日：2020年３月31日 タームアウト契約日：2021年３月31日
極度額	-	-
借入残高	1,400百万円	4,000百万円
利率	固定金利	固定金利
返済期限／ コミットメント期限	2019年12月末日より３ヵ月ごとに返済 （最終返済日2024年９月30日）	コミットメント期限：2021年４月１日 タームアウト貸付実行：2021年３月31日
個別借入の借入期間	-	-
主な借入人の義務	（１）2019年９月期の中間決算期を初回とし、以降各年度の本決算期及び中間決算期の末日におけるプレミアグループ株式会社の連結の貸借対照表における親会社の所有者に帰属する持分合計の金額を、以下の金額以上にすること。 イ.本決算期 2019年３月期決算期と直前の事業年度の本決算期末日の貸借対照表における親会社の所有者に帰属する持分合計のいずれか高い方の合計金額の75%以上とすること。 ロ.中間決算期 2018年９月期中間決算期と直前の事業年度の中間決算期末日の貸借対照表における親会社の所有者に帰属する持分合計のいずれか高い方の合計金額の75%以上とすること。 （２）各年度の本決算期及び中間決算期におけるプレミアグループ株式会社の連結の損益計算書に示される税引前損益が、2019年９月中間決算期を初回とし、以降の本決算期及び中間決算期につき２期連続して損失とならないようにすること。	（１）2020年３月期初回とし、以降各年度の本決算期及び中間決算期の末日におけるプレミアグループ株式会社の連結の貸借対照表における親会社の所有者に帰属する持分合計の金額を、以下の金額以上にすること。 イ.本決算期 2020年３月期決算期と直前の事業年度の本決算期末日の貸借対照表における親会社の所有者に帰属する持分合計のいずれか高い方の合計金額の75%以上とすること。 ロ.中間決算期 2020年９月期中間決算期と直前の事業年度の中間決算期末日の貸借対照表における親会社の所有者に帰属する持分合計のいずれか高い方の合計金額の75%以上とすること。 （２）各年度の本決算期及び中間決算期におけるプレミアグループ株式会社の連結の損益計算書に示される税引前損益が、2020年３月決算期を初回とし、以降の本決算期及び中間決算期につき２期連続して損失とならないようにすること。

契約名	タームローン契約	タームローン契約
エージェント	-	-
借入人	プレミアグループ株式会社	プレミア株式会社
連帯保証人	中央債権回収株式会社	-
契約の相手先	株式会社三井住友銀行	楽天銀行株式会社
契約日	2020年６月26日	2019年10月31日
極度額	-	-
借入残高	535,716,000	1,125,000,000
利率	固定金利	固定金利
返済期限/コメットメント期限	2020年９月より３ヵ月ごとに返済 (最終返済日2027年６月30日)	2020年１月より３ヵ月ごとに返済 (最終返済日2024年10月31日)
個別借入の借入期間	-	-
主な借入人の義務	チェンジオブコントロール条項 イ.中央債権回収株式会社、及びプレミア株式会社の合併、株式交換(移転)には三井住友銀行の事前承諾が必要 ロ.中央債権回収株式会社、及びプレミア株式会社の株主が全議決権の3分の1を超えて変動するなど実質的な支配権の変動には三井住友銀行の事前承諾が必要	譲渡担保権に関する約束事項 以下のいずれかの事由が発生した場合、譲渡担保契約を別途締結し本件譲渡候補債権に譲渡担保権を設定するものとする イ.プレミアグループ株式会社の連結貸借対照表における各中間期末の純資産の金額が直前の決算期末の純資産の金額を下回り、かつ当該中間期末が属する決算期末の純資産の金額が該当中間期末の純資産の金額を下回る場合であって、当該決算期末の純資産の金額が直前決算期末の純資産の金額の４分の３以下になること ロ.プレミアグループ株式会社の連結貸借対照表における各四半期の純資産の金額が、貸付契約の締結日の直前の四半期における純資産の金額の50%未満になること ハ.プレミア株式会社の個別の損益計算書(通期)における営業利益が赤字になること

32. 配当金

前連結会計年度（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）

当連結会計年度における配当の支払は下記のとおりであります。

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年５月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	281	42.50	2019年３月31日	2019年６月11日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	291	22.00	2019年９月30日	2019年11月27日

当連結会計年度（自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）

当連結会計年度における配当の支払は下記のとおりであります。

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年６月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	280	22.00	2020年３月31日	2020年６月15日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	287	22.50	2020年９月30日	2020年11月26日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年５月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	301	23.50	2021年３月31日	2021年６月９日

33. 子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は以下のとおりであります。

名称	所在地	主要な事業内容	議決権割合（%）	
			前連結会計年度（2020年３月31日）	当連結会計年度（2021年３月31日）
プレミア株式会社	日本	クレジット事業	100	100
プレミアワランティサービス株式会社	日本	故障保証事業	100	100
プレミアモビリティサービス株式会社	日本	オートモビリティサービス事業	100	100
中央債権回収株式会社	日本	債権管理・回収事業	-	100

34. 持分法で会計処理されている投資

(1)関連会社に対する投資

個々に重要性のない関連会社に対する投資の帳簿価額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度（2020年３月31日）	当連結会計年度（2021年３月31日）
	百万円	百万円
帳簿価額	1,202	1,364

個々に重要性のない関連会社の当期包括利益の持分取込額は以下のとおりであります。
なお、これらの金額は、当社グループの持分比率勘案後のものであります。

	前連結会計年度（自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度（自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
	百万円	百万円
当期利益に対する持分取込額	△841	60
その他の包括利益に対する持分取込額	△68	77
当期包括利益に対する持分取込額	△909	138

(2)共同支配企業に対する投資

個々に重要性のない共同支配企業に対する投資の帳簿価額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度（2020年３月31日）	当連結会計年度（2021年３月31日）
	百万円	百万円
帳簿価額	22	70

個々に重要性のない共同支配企業の当期包括利益の持分法取込額は以下のとおりであります。
なお、これらの金額は、当社グループの持分比率勘案後のものであります。

	前連結会計年度（自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当連結会計年度（自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
	百万円	百万円
当期利益に対する持分取込額	△3	△1
その他の包括利益に対する持分取込額	△2	1
当期包括利益に対する持分取込額	△5	△0

35. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

(1) 非資金取引

リースにより取得した有形固定資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年３月31日)	当連結会計年度 (2021年３月31日)
	百万円	百万円
リースにより取得した使用権資産	2,280	414

(2) 財務活動から生じた負債の変動

財務活動から生じた負債の変動は以下のとおりであります。

前連結会計年度　(自　2019年４月１日　至　2020年３月31日)

(単位：百万円)

	2019年 ４月１日	財務活動による キャッシュ・フロー	キャッシュ・フローを伴わない変動				2020年 ３月31日
			企業結合 (注)	使用権資産 の取得	償却原価法 による変動	その他	
短期借入金	2,152	△1,890	235	-	-	-	497
長期借入金	8,485	7,245	218	-	△20	△3	15,923
リース負債	96	△453	26	2,481	-	△4	2,146
合計：	10,733	4,902	479	2,481	△20	△7	18,567

(注) 企業結合の変動は、EGS株式会社（現プレミアワランティサービス株式会社）、SAEリマックス株式会社、セントパーツ株式会社を取得したことによる負債の変動であります。

当連結会計年度　(自　2020年４月１日　至　2021年３月31日)

(単位：百万円)

	2020年 ４月１日	財務活動による キャッシュ・フロー	キャッシュ・フローを伴わない変動					2021年 ３月31日
			企業結合 (注)	使用権資産 の取得	償却原価法 による変動	科目振替	その他	
短期借入金	497	4,515	18	-	-	△4,000	△30	1,000
長期借入金	15,923	△1,664	387	-	△38	4,000	34	18,641
リース負債	2,146	△755	66	407	-	-	△70	1,793
合計：	18,567	2,095	470	407	△38	-	△65	21,435

(注) 企業結合の変動は、中央債権回収株式会社を取得したことによる負債の変動であります。

(3) 子会社の取得による収入又は支出

「27. 企業結合」をご参照ください。

36. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。前連結会計年度及び当連結会計年度共に、その他包括利益の発生はすべて純損益に振り替えられる可能性のある項目に起因するものであります。

前連結会計年度　（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

	当期発生額	税効果前	税効果	税効果後
純損益に振り替えられる可能性のある項目	百万円	百万円	百万円	百万円
在外営業活動体の換算差額	△1	△1	-	△1
持分法によるその他の包括利益	△70	△70	1	△69
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	△71	△71	1	△70
その他の包括利益合計	△71	△71	1	△70

当連結会計年度　（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

	当期発生額	税効果前	税効果	税効果後
純損益に振り替えられる可能性のある項目	百万円	百万円	百万円	百万円
在外営業活動体の換算差額	△1	△1	-	△1
持分法によるその他の包括利益	79	79	△24	55
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	78	78	△24	53
その他の包括利益合計	78	78	△24	53

37. 偶発債務

該当事項はありません。

38. 後発事象

該当事項はありません。

（２）【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

（累計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当連結会計年度
営業収益（百万円）	4,022	8,386	12,788	17,825
税引前四半期利益又は税引前利益（百万円）	1,180	2,001	2,799	3,463
親会社の所有者に帰属する四半期（当期）利益（百万円）	784	1,313	1,835	2,383
基本的１株当たり四半期（当期）利益（円）	61.46	102.89	143.86	186.74

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
基本的１株当たり四半期利益（円）	61.46	41.53	40.88	42.94

2【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,329	608
前払費用	31	46
未収入金	※1 257	※1 420
未収還付法人税等	322	174
その他	78	33
流動資産合計	2,021	1,283
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 6	※2 5
車両運搬具	※2 2	※2 1
有形固定資産合計	8	7
無形固定資産		
ソフトウエア	2	1
商標権	0	0
無形固定資産合計	3	1
投資その他の資産		
投資有価証券	4	4
関係会社株式	9,729	10,442
従業員に対する長期貸付金	95	101
関係会社長期貸付金	1,354	1,402
長期前払費用	262	184
その他	19	19
投資その他の資産合計	11,467	12,154
固定資産合計	11,479	12,163
資産合計	13,501	13,446
負債の部		
流動負債		
１年内返済予定の長期借入金	900	985
リース債務	1	1
未払金	※1 61	※1 57
未払費用	25	25
未払法人税等	7	21
預り金	※1 14	※1 16
賞与引当金	64	55
その他	30	41
流動負債合計	1,106	1,203
固定負債		
長期借入金	1,500	1,050
関係会社長期借入金	6,900	6,700
その他	1	0
固定負債合計	8,401	7,750
負債合計	9,507	8,954

（単位：百万円）

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,622	1,640
資本剰余金		
資本準備金	420	437
その他資本剰余金	1,000	1,000
資本剰余金合計	1,420	1,437
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,150	2,614
利益剰余金合計	2,150	2,614
自己株式	△1,200	△1,200
株主資本合計	3,993	4,492
純資産合計	3,993	4,492
負債純資産合計	13,501	13,446

②【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 (自　2019年４月１日 至　2020年３月31日)	当事業年度 (自　2020年４月１日 至　2021年３月31日)
営業収益	※1 2,818	※1 2,404
営業費用		
一般管理費	※2 1,494	※2 1,277
営業利益	1,323	1,126
営業外収益		
受取利息	9	15
その他	3	3
営業外収益合計	12	19
営業外費用		
支払利息	79	88
その他	1	-
営業外費用合計	81	88
経常利益	1,254	1,058
税引前当期純利益	1,254	1,058
法人税、住民税及び事業税	3	26
法人税等合計	3	26
当期純利益	1,251	1,032

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	437	400	2,164	2,565	1,469	1,469	△0	4,471	4,471
当期変動額									
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△1,199	△1,199	△1,199
配当金	-	-	-	-	△571	△571	-	△571	△571
株式に基づく報酬取引	20	20	-	20	-	-	-	40	40
資本剰余金から資本金への振替	1,164	-	△1,164	△1,164	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	1,251	1,251	-	1,251	1,251
当期変動額合計	1,185	20	△1,164	△1,144	680	680	△1,199	△478	△478
当期末残高	1,622	420	1,000	1,420	2,150	2,150	△1,200	3,993	3,993

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,622	420	1,000	1,420	2,150	2,150	△1,200	3,993	3,993
当期変動額									
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	0	0	0
配当金	-	-	-	-	△567	△567	-	△567	△567
株式に基づく報酬取引	17	17	-	17	-	-	-	34	34
当期純利益	-	-	-	-	1,032	1,032	-	1,032	1,032
当期変動額合計	17	17	-	17	464	464	0	499	499
当期末残高	1,640	437	1,000	1,437	2,614	2,614	△1,200	4,492	4,492

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物については定額法を採用しております。

車両運搬具については定率法を採用しております。

なお、主要な対応年数は、次のとおりであります。

建物	22年
車両・運搬具	３年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年)に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金の計上基準

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

４．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

（重要な会計上の見積り）

重要な会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

１．関係会社株式の減損

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額　10,442百万円

上記には、被取得会社の超過収益力を反映し、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得した子会社株式及び実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した子会社株式（いずれも市場価額のない株式）の合計9,418百万円を含みます。

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

上記の関係会社株式は、該当する場合は超過収益力を実質価額の評価に反映した上で、取得後、株式の実質価額が50%程度以上下落した場合には、実質価額が著しく低下したと判断し、著しい低下がある場合はおおむね５年以内の回復可能性を評価することにより、減損判定を実施しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、実質価額の著しい低下の有無であります。

実質価額の著しい低下の有無は、関係会社の直近の業況と事業計画等を比較することにより、超過収益力の毀損の兆候を示唆する状況があるか、また、実質価額が著しく低下している関係会社株式については、事業計画等によってその回復可能性が十分に裏付けられるかを踏まえて検討しております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

当事業年度においては、当該関係会社株式の実質価額の著しい低下はない、もしくは著しい低下があるものの回復可能性が認められると判定したため関係会社株式の減損損失を計上しておりません。

ただし、市場環境の変化やそれに伴う投資先の業況の悪化により超過収益力等が減少し、実質価額が大幅に低下する場合、また、実績が事業計画等を大幅に下回った場合など業績回復が予定通り進まないことが判明した場合には、減損処理を行う可能性があります。

（表示方法の変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和２年３月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（貸借対照表関係）

※１．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
短期金銭債権	264 百万円	427 百万円
短期金銭債務	13	35

※２．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
減価償却累計額	0 百万円	2 百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
関係会社に対する売上高		
営業収益	2,818百万円	2,404百万円
関係会社に係る営業費用		
出向負担金（注）	△1,886	△2,209
株式報酬費用（注）	△73	△46
地代家賃	52	215
その他の立替経費（注）	△475	△52
関係会社に係る営業外収益		
受取利息	7	14
受取保証料	1	-
関係会社に係る営業外費用		
支払利息	61	65

（注）関係会社からの出向負担金収入、立替経費の受取金は、営業費用の出向負担金、株式報酬費用、その他立替経費にて、マイナス（△）表示しております。

※２一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
役員報酬	148百万円	154百万円
給与及び手当（注）	434	333
地代家賃	58	218

（注）給料及び手当は、関係会社からの出向負担金収入控除後の金額を表示しております。

（有価証券関係）

前事業年度（2020年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式9,685百万円、関連会社株式44百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2021年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式10,349百万円、関連会社株式92百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	22百万円	19百万円
繰越欠損金	221	199
株式報酬費用	24	34
その他	1	4
繰延税金資産合計	270	257
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△221	△199
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 49	△ 58
評価性引当額小計	△270	△257
繰延税金資産の純額	-	-

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
受取配当金益金不算入（注）	△38.6	△27.5
住民税均等割額	0.3	-
評価性引当額の増減	7.8	△0.9
その他	0.1	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.3	2.5

（注）受取配当金は、全額プレミア株式会社から当社への配当によるものであります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

区　分	資産の種　類	当期首残高	当　期増加額	当　期減少額	当　期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	6	-	-	0	5	0
	車両運搬具	2	-	-	1	1	1
	計	8	-	-	1	7	2
無形固定資産	ソフトウエア	2	-	-	1	1	2
	商標権	0	-	-	0	0	0
	計	3	-	-	1	1	3

【引当金明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）
賞与引当金	64	55	64	55

（2）【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（3）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月
基準日	毎年３月31日
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日、毎年３月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	－
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.premium-group.co.jp/
株主に対する特典	なし

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
(1)会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2)会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第５期）（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）2020年６月30日　関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
2020年６月30日　関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書
（第６期第１四半期）（自　2020年４月１日　至　2020年６月30日）　2020年８月14日　関東財務局長に提出
（第６期第２四半期）（自　2020年７月１日　至　2020年９月30日）　2020年11月13日　関東財務局長に提出
（第６期第３四半期）（自　2020年10月１日　至　2020年12月31日）　2021年２月12日　関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書
①2020年６月30日　関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
②2020年10月15日　関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

(5) 訂正有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第５期）（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）2020年７月３日　関東財務局長に提出

(6) 訂正臨時報告書及びその添付書類並びに確認書
2020年７月３日　関東財務局長に提出
2020年９月30日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）に係る訂正報告書であります。

(7) 有価証券通知書（譲渡制限付株式の発行）
2020年６月29日　関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年６月25日

プレミアグループ株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤　嘉昭	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大辻　竜太郎	㊞

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプレミアグループ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、プレミアグループ株式会社及び連結子会社の2021年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の評価
（【連結財務諸表注記】３．重要な会計方針（８）のれん及び無形資産(10）非金融資産の減損、４．重要な見積り及び判断の利用（１）のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の評価、14．のれん及び無形資産、15．非償却資産の減損）

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
プレミアグループ株式会社は、2015年６月にプレミア株式会社のすべての株式を取得しており、のれん及び無形資産を計上している。その他の企業の取得を含め、2021年３月31日現在、連結財政状態計算書において、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産（「ブランド及びノウハウ」）が、それぞれ3,958百万円及び4,581百万円計上されており、総資産の12.53%を占めている。 会社の2025年３月期までの中期経営計画では、主力事業であるクレジット事業及び故障保証事業の拡大と、オートモビリティサービスの確立を目指し、営業人員の増加や中古車販売店等の加盟店のネットワーク化推進に取り組んでいる。会社は、ブランド及びノウハウはこのような成長を支えるものとして、クレジット事業及び故障保証事業における事業運営のノウハウやバリューチェーン、運営組織等を包括したものであり、将来における超過収益力の根幹をなすものと判断している。ブランド及びノウハウは事業が継続する限り基本的に存続するため、会社は将来の経済的便益が期待される期間について予見可能な限度がないと判断し、耐用年数が確定できない無形資産に分類している。その結果、のれんと同様に、毎期の定期的な償却は行っていない。 会社は、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損テストの回収可能価額を使用価値に基づき算定しており、当連結会計年度において減損損失は発生していない。 のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の評価を監査上の主要な検討事項として決定した主な理由は、以下のとおりである。 ● ブランド及びノウハウの耐用年数が確定できないとする判断は、経営者の重要な判断を伴い、市場環境や競争環境、会社グループの業績の状況等を踏まえ、経営者による主観的な判断を評価する必要があったこと。 ● 減損テストにおける使用価値の見積りのための重要な仮定は、将来キャッシュ・フローの見積りと、加重平均資本コストを基礎とする割引率であり、見積りの不確実性を伴い、経営者が使用した重要な仮定の合理性を評価する必要があったこと。	当監査法人は、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の評価について、主として以下の監査手続を実施した。 【ブランド及びノウハウの耐用年数の評価】 ● 中期経営計画で見込む営業人員の増加数や、それに基づく業績の成長率の要因について、経営者と協議し、分析を実施した。また、競合他社の事業戦略や競争環境の変化も考慮した上で、会社のビジネスモデル等のノウハウの優位性について検討し、ブランド及びノウハウの耐用年数が確定できないとする会社の判断について評価した。 【のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損テスト】 ● 使用価値の算定における評価技法について、当該評価技法を選択した根拠を経営者へ質問し、その妥当性を検討した。 ● 今後5年間の将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された中期経営計画との整合性を検証し、過年度における事業計画とその実績を比較した。また、中期経営計画におけるクレジット事業及び故障保証事業の営業収益目標について、契約済みのクレジット債権及び故障保証の繰延収益から生じる収益と、新規契約から生じる収益に分けて評価した。加えて、今後５年間の将来キャッシュ・フローに関し、監査人独自の見積額を設定し、会社の見積りと比較した。 ● 使用価値の計算に使用される割引率について、利用可能な外部データとの比較や、過去実績からの趨勢分析を実施した。 ● 資産の使用価値と帳簿価額を比較し、会社の減損判定の妥当性を検討した。

クレジット事業の貸倒引当金の算定及び保険資産の計上
（【連結財務諸表注記】３．重要な会計方針（５）金融商品５．償却原価で測定する金融資産の減損（６）保険資産、４．重要な見積り及び判断の利用(2) 償却原価で測定する金融資産の減損（３）保険資産の計上、10. 金融リスク管理① 信用リスク、11. 保険資産）

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
当社グループが計上する貸倒引当金は、主としてプレミア株式会社のクレジット事業におけるクレジット債権（立替払方式）及び金融保証契約（提携ローン方式）に対するものである。会社は、それらの債権の金額に引当率を乗じて貸倒引当金を算定しており、引当率は、過去の損失実績や直近における変化、及び将来予想に基づき決定されている。2021年３月31日現在、連結財政状態計算書において、金融債権及び金融保証契約に対する貸倒引当金が、それぞれ675百万円及び2,388百万円計上されている。 また、クレジット事業における貸倒リスクを抑えるため、損害保険会社と信用保険契約を締結し、回収の確実性を高めている。そこで、クレジット契約から予想される貸倒損失に対して、信用保険によって補填されることがほぼ確実と見込まれる金額を資産計上している。2021年３月31日現在、連結財政状態計算書において、保険資産が3,111百万円計上されている。なお、連結損益計算書上は、同額が営業費用の「金融資産の減損損失」から控除されている。 クレジット事業の貸倒引当金及び保険資産を監査上の主要な検討事項として決定した主な理由は、以下のとおりである。 ● 貸倒引当金の見積りに使用されるデフォルト確率（PD）及びデフォルト時損失率（LGD）等の決定に際し、将来予想を勘案するための経営者の重要な判断を伴い、経営者が使用した重要な仮定の合理性を評価する必要があったこと。 ● クレジット契約から予想される貸倒損失に対して、信用保険による補填を将来受けるため、貸倒れの発生見込期間にわたり保険契約を有効に維持するとの現在の当社グループの方針に基づき保険資産が計上されており、保険契約の維持に関する経営者による主観的な判断を評価する必要があったこと。	当監査法人は、クレジット事業の貸倒引当金及び保険資産について、主として以下の監査手続を実施した。 【貸倒引当金の見積り】 ● 貸倒引当金の算定に使用する仮定の基礎となるデータに係る内部統制を含む、クレジット事業の貸倒引当金に関連する内部統制の運用評価手続を実施した。 ● PD及びLGDを含む貸倒引当金の見積りについて、過去の損失実績及び直近における変化を踏まえ、将来予想に基づく調整の合理性の評価を含む、会社の見積方法を検証した。 【保険資産の計上】 ● 信用保険による補填の確実性について、会社の会議体の議事録及び資料を査閲し、信用保険の有効性及び十分性のモニタリング状況を検討した。 ● 信用保険契約を締結している損害保険会社に確認状を送付し、信用保険契約の契約期間及び保険金支払限度額を確認した。 ● 将来にわたり保険契約を有効に維持するとの経営者の判断を評価するため、経営者への質問を実施すると共に、中期経営計画において、将来の貸倒れと保険契約に基づく保険料の支払いが計画上織り込まれ、貸倒れを補填するための保険金の支払限度額が維持される計画であることを確かめた。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、プレミアグループ株式会社の2021年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。
当監査法人は、プレミアグループ株式会社が2021年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。
なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年６月25日

プレミアグループ株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤　嘉昭	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大辻　竜太郎	㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプレミアグループ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プレミアグループ株式会社の2021年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価 （【注記事項】（重要な会計上の見積り）１．関係会社株式の減損）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、2021年３月末現在、市場価格のない関係会社株式10,442百万円を貸借対照表に計上している。これには、以下の子会社株式の合計9,418百万円（総資産の70.04%）が含まれている。 ● 超過収益力を加味した価額で取得した子会社株式 ● 株式の実質価額が著しく低下したものの回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるとして、減損を認識していない子会社株式 会社は、当該子会社株式の評価に際し、超過収益力を実質価額の評価に反映した上で、株式の実質価額が50%程度以上下落した場合には、実質価額が著しく低下したと判断している。著しい低下がある場合は、おおむね5年以内の回復可能性を評価することにより、減損判定を実施している。当事業年度において、会社は、関係会社株式の減損損失を計上していない。 超過収益力を加味した価額で取得した子会社株式の残高に金額的重要性があり、加えて実質価額の著しい低下がある場合の回復可能性の検討は見積りの不確実性が高く、経営者の主観的な判断を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価について、主として以下の監査手続を実施した。 ● 関係会社株式の減損に関する会社の規程を閲覧し、実質価額の算定手続や回復可能性の検討手続を理解した。 ● 経営者への質問及び会社の会議体における議事録の閲覧を通じて、各子会社の経営環境を理解し、超過収益力の毀損や財政状態の悪化の兆候を示唆する状況の有無を確認した。 ● 超過収益力を加味した価額で取得した子会社について、超過収益力の基礎となる事業計画とその実績を比較した。 ● 減損判定に関連する資料の計算式を確認し、超過収益力を反映した子会社株式の実質価額の著しい下落の有無を評価した。 ● 実質価額の著しい下落があるものの、会社が回復可能性があると判断した子会社株式の回復可能性について、事業計画と実績との乖離の程度や乖離要因を分析し、事業計画が実行可能で合理的なものかどうか検討した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。